

第1章 沖縄戦から琉球大学設立に至るまで（前史）

第1節 軍による沖縄軍政準備

1 軍政研究の本格化

本章は、序章で述べた米国軍政による琉球大学プロジェクトの3つの時代区分のうちで、琉球大学開設前史（1940年から1950年まで）を扱う。この時期は、米国の対日戦、その一環としての沖縄戦の準備、沖縄戦、その後の占領時代にあたるが、特に軍政に関する研究、軍政学校における軍政要員の育成、軍政要員のためのマニュアル作成等、米軍による沖縄戦準備のための一連の措置が後年のミシガン・ミッションにおいて大きな意味をもつようになる。

これら軍による沖縄戦準備は、以下のような3つの点からミシガン・ミッションに対して歴史的な重要性を有している。

第1に、軍政に関する研究は、米軍部にとって軍政とは何かという基本的な理解の枠組みを提供するものであった。その要諦は軍事力を背景とする力の行使、つまり「ハード・パワー」の投影であり、沖縄の米軍政は、「ハード・パワー」的軍政理解に基づいて、「ニミッツ布告」に始まる布告・布令を発し、沖縄施政の法的根拠となした。このような政策は、米国が標榜する民主化政策とは矛盾する厳しい言論統制を伴い、琉球大学においても後述する第1次琉大事件、第2次琉大事件など対米感情を悪化させる事件を発生させた。

第2に、大学の研究者の協力を得て実行された軍政学校における軍政要員の育成は、米国内において軍と大学の関係緊密化をもたらし、戦後の米国において巨額の国防予算が大学等高等教育機関に投入される契機となった。米陸軍がミシガン州立大学に琉球大学への支援を委託契約したミシガン・ミッションは、最も初期に開始された軍学協力の代表的なプロジェクトである。

また研究職から軍に身を投じ海軍の軍政学校に学んだジェームズ・T・ワトキンス(James T. Watkins)、ウィラード・A・ハンナ(Willard A. Hanna)ら「学者軍人」¹⁾は、戦争終結直後の初期沖縄占領期に民主化、教育行政、伝統文化の保存・修復に活躍し、「沖縄の文化、教育に理解のある米軍」という沖縄社会に後年まで残る米国に対する好イメージ、「ソフト・パワー」の源泉となった。

第3に、軍政要員のためのマニュアル作成に関して、ジョージ・P・マードック(George P. Murdock)ら当時における一線級の文化人類学者が関与し、さらにマードックらは、文化人類学の知識を軍政学校において講義した。マードックらの沖縄に関する文化人類学的研究によって完成された『民事ハンドブック』は、沖縄戦に投入された侵攻軍の幹部と将校たちに配布され、彼らの沖縄と沖縄住民理解に影響を与えた。1950年代と1960年代前半において、米国軍政当局は、沖縄の日本復帰運動を鎮静化させるための「離日政策」を琉球大学の設立等によって教育・文化行政においても推進するが、「離日政策」を推進した軍人たちは、「琉球人は日本人とは異なる民族」という認識を有していた。このような認識が米軍内に形成される上で、マードックら文化人類学者の研究が果たした役割は少なからぬものがある。

以上の通り、本章が扱う前史は、戦後米国の対沖縄パブリック・ディプロマシーの形成期にあたり、ミシガン・ミッションの本質を理解する上でも重要な歴史的意義を有している。以下、

第1節と第2節において米軍による沖縄軍政準備を時間的経過に沿って記述した後、視点を転じて第3節では米国のグローバルなレベルでのパブリック・ディプロマシーの発展史とその沖縄での展開について触れることとする。

米国が英国に代わってグローバルな超大国として国際社会で行動するようになるのは第2次世界大戦以降であった。19世紀末すでに米国は経済大国としての実力をたくわえ、第1次世界大戦後は世界最強の軍事力をもつに至っていたが、長く同国の政治風土を特徴づけてきた孤立主義ゆえに、米州以外の地域への関与は極力抑えられてきた²。孤立主義は、外交と国際報道に対する社会的な無関心を米国にもたらし、特に非西洋地域に対する知的関心の欠如は、日本軍の真珠湾攻撃によって大きな衝撃を受けるまで変わることがなかった。

それゆえに米国の外交と安全保障政策においては、軍政を国家戦略として重要視する伝統は第2次世界大戦直前まで無きに等しかった。戦後沖縄の思想像を全体的に描写する先駆的な試みをなした鹿野政直は、米国軍部が軍政研究に本格的に取り組むようになった動機のひとつとして、植民地獲得や植民地運営に関して、自らを「後発国」という認識をもったことを指摘した³。海軍の軍政学校に学び占領直後の沖縄で実際に軍政に携わり、後に政治学者となったワトキンスが、スタンフォード大学で行った沖縄軍政に関する講演を、鹿野は引用している⁴。

この講演でワトキンスは、当初米国の軍政研究がいかにか立ち遅れていたかを示すエピソードとして、第1次世界大戦終結後に、米国がラインラント地方を占領した際に、占領に関する国際法規を定めた1899年と1907年のハーグ会議署名国であったにもかかわらず、米軍幹部は軍政の法律に関して全く無知であり、国際法条文の写しさえ見つけ出すのに数日かかったことを証言している⁵。米国と文明的につながっている欧州の占領でさえこのような混乱が発生したということは、欧米とは異なる文明に属し、多くの米国人にとっては別世界的な存在である日本との戦争において、軍政研究の必要性は切実なもの実感された。

首都ワシントンDCの近郊のバージニア州に所在するチャロツビル陸軍軍政学校に学んだメーソン(Van Wyck Mason)陸軍中佐は「なぜ我々は軍政官を必要とするのか」と題する新聞寄稿のなかで、軍政の目的を「a.占領地域住民による自軍への妨害を阻止し、b.彼らの自軍への協力を引き出し、c.敵の資産を接收、管理すること」であると教えられたと証言している⁶。占領地域の住民の妨害を抑止し、彼らから協力を引き出すためには、まず占領地域の住民とは何者であり、どのような思想と心情の持主であるか、占領のための予備知識としてもっておく必要がある。また、メーソンは、「軍政府とは国際法に照らして発せられる戦域司令官の法令」であるというのがチャロツビル軍政学校の教育であったと述べていることから、米軍が国際法との整合性を気にしていたことがうかがわれる⁷。

他方、20世紀の戦争は国力の差が勝敗を左右する、国家総動員体制に基づく総力戦の様相を呈し、軍事力のみならず、経済力とイデオロギーも国家が戦争を遂行する上で必要な要件となった。それゆえに戦争で勝利した国家は、敗者の戦争遂行能力を奪うために、武装解除のみならず経済社会体制や教育・宗教の見直し等を通じて、敗戦国の国家改造を行うという、従来想定されなかった課題に取り組む必要があると認識されるようになった。軍事的に勝利した国が旧敵国を「矯正」という措置を講じるのは、米国のみならず、軍事占領研究の先進国である欧州にとっても従来想定されてこなかった、新たな課題といつてよかつた⁸。後発意識と挑戦者意識の2つがまじりあって、日米戦争の勃発とともに、米軍当局者に本格的な軍政研究を着

手させる契機となった⁹。

沖縄軍政に関する米国陸軍歴史編纂所による唯一の公式歴史書である『琉球列島の軍政 1945-1950』（以下『琉球列島の軍政』）が刊行されたのは 1988 年である¹⁰。同書には、実際に沖縄戦のために編纂され軍政将校を養成するために設立された軍政学校のカリキュラムや使用教材が参考資料として収録されており、沖縄軍政の形成とその基本構造を研究する上で重要な一次資料である。

執筆者のアーノルド・G・フィッシュ(Arnold G. Fisch)は、「第 2 次世界大戦前、米軍は軍政の責任を背負うのに極めて消極的であった。職業軍人にとって民事の任務は戦争に伴う偶発的な仕事に過ぎなかった。そのため、この分野の専門家はほとんどいなかった。彼らの専門知識は『現場』の経験によるものであった。三軍のなかで、軍政に関する訓練科目を提供したものはなかった」と述べ、孤立主義の伝統ゆえに米国の軍政研究は戦争初期において十分な準備がなされておらず、欧州列強と比べて後発的なものであったことを認めている¹¹。

ここでは『琉球列島の軍政』に収録され、米軍がその民事要員のマニュアルとして作成した 2 つの公式文書を取りあげる。第 1 は、陸軍が 1940 年 10 月 1 日に定めた「FM 27-10.陸戦法規¹²」（以下「FM 27-10」）、第 2 は、陸軍・海軍が 1943 年 12 月 22 日に合同で定めた「FM 27-5.(OPNAV 50E-3) 米国陸海軍 軍政・民事マニュアル¹³」（以下「FM 27-5」）である。

「FM 27-10」と「FM 27-5」は、沖縄現代史において重要な意味を持つ資料であり、かつ一般に公開されて 20 年以上たつにもかかわらず、沖縄現代史研究上で、十分な注意が払われてきたとは言い難い。

両文書を訳した宮里政玄は、1988 年に出版された『琉球列島の軍政』が有する重要性は、戦中・戦後を通じて陸軍内部の非公開文書であった「FM 27-10」と「FM27-5」を参考資料として抜粋して、はじめて一般の目に触れる機会を提供したこと、と論じている¹⁴。その後「FM27-5」は、『米国陸海軍 軍政/民事マニュアル¹⁵』と題して、1998 年に邦訳出版された。しかし、「このマニュアルが沖縄の軍政の研究でまともに利用されたことはなかったように思われる¹⁶」と宮里が指摘する通り、先行研究で両文書に論及しているのは、管見では、大田昌秀が軍政担当者向け手引き書として言及する等の少数例があるのみである¹⁷。

しかし両文書は、その後に発令された「第 10 軍司令官の軍政に対する作戦指令第 7 号（1945 年 1 月 6 日）や「南西諸島およびその近海の占領諸島における軍政府に対する政治、経済、財政指令（1945 年 3 月 1 日）」等沖縄軍政に関する重要指令の基礎になっていたという宮里の指摘通り、今後本格的な研究が望まれる文書である¹⁸。筆者は、「FM 27-10」と「FM27-5」を、「米国の沖縄軍政は、用意周到な情勢分析、研究に立脚した上で展開されたのか」、「その政策目標設定は適切なものであったのか」という問いを考察する観点から本格的な研究分析が必要な資料と考えている。

「FM 27-10」が、陸軍法務部長が法律専門家の観点から狭い法律主義的概念を反映させたものであるのに対して、「FM27-5」は、軍内部で軍政研究が進んだこともあって、軍政要員が直面するだろう様々な状況を想定して、より広い問題設定に基づく包括的な視点が導入されている、という違いがある。しかし両方の文書が想定しているのは、敵対国の国家改造という、当時の米軍にとって経験が乏しい、にもかかわらずスケールの大きな課題にいかに対応していくかという問題意識であった。

大戦開始時において軍政研究の後発国であった米国は、豊富な資金と軍に対する大学・研究

者の協力(軍学協力)に支えられて、数年のあいだに軍政研究の先進国へと変貌をとげたのは、このような問題意識に基づくものであったことを鹿野は言及している¹⁹。「FM27-10」と比べて、「FM27-5」がより完成度が高い資料となっていることは、米国軍政研究の進捗状況を如実に示すものといえよう。①米軍による沖縄軍政の準備は周到であったのか、②その政策目標設定は適切であったのかという2つの問いは、「FM 27-10」と「FM27-5」に関する分析と、陸軍・海軍それぞれの沖縄軍政要員育成策に関する検証の後に、本節の最後に見解を述べることとする。

以下「FM 27-10」と「FM27-5」について分析を進めたい。まず、軍政とは何かという最も基本的な命題について、「FM 27-10」では、軍政に関する明確な定義は記載しておらず、以下の通り、軍政の基本的性格をなぞるにとどまっている。

273 項 占領は主権の委譲にあらず：(中略)占領は占領者に主権を委譲するものではなく、ただ主権の一部を行使する権限あるいは権力を委譲するだけである。

274 項 占領は侵攻とは異なる：(中略)侵攻は占領に先行し、また占領と同時に進行することもよくあるが、侵攻は必ずしも占領ではない。侵攻者は敵国領土の大部分を急速に進撃するあまり、占領に不可欠な効果的な管理を行わないこともある。

275 項 占領は征服とは異なる：外国との戦争における軍事占領は、敵国領土を確保しているという事実に基づくものであるから、占領した領土の主権が占領国に付与されたことを必ずしも意味するものではない。占領は基本的に暫定的なものである。他方、征服は主権の委譲を意味する。しかし、この委譲は平和条約によって行われるのが普通である。(後略)²⁰

軍政の本質について「FM 27-10」では、敵国の領土に設置された政府の呼称を軍政府と名付けるか民政府と名付けるかは本質的な問題ではなく、その性質、その権限の源は同じとして、「それは力によって強要された政府であり、その行動の合法性は戦争法規によって決められる²¹」と述べている。その占領地域では、平時の民主国家では認められない「服従を強制する権利」を有しており、その軍隊の安全を確保し、治安の維持と統治のために、「占領地の住民に服従を要求し、それを強制できる²²」と記し、軍政とはナイがいうところの「ハード・パワー」そのものであるという力の自覚を米軍幹部に求めている。

つまり、「FM 27-10」では、軍事力によって成立した政府は、民主的な手続きを経て成立した政府とは異なる統治原理によって機能することを、軍当局自身が占領者として自覚することを求める。このような自覚に基づいて、軍事占領した被占領国の「国家改造」に取り組むための強大な統治手段を、「FM 27-10」は以下の項目において示している。

287 項 施行停止された法の性質：占領者は当然、政治的特権を含む、政治的性質を有するすべての法律および配下の福祉と安全に影響するすべての法律を変更または停止することができる。その中に含まれるのは、占領地における徴募、集会の権利、武器携帯の権利、選挙権、報道の自由、占領地における出国あるいは旅行の自由である。

288 項 発布される法律の性質：占領者は、占領地の政府のために法律を作ることができる。占領者は、軍事的必要に応じて新しい法律と規則を発布する。その中には、軍事支配の結

果として作られたもの、すなわち、戦争状態に伴って発生する新たな犯罪に関するもので、占領地の統治と軍の保護のために必要な法律が含まれる。(略)

290 項 課すべき一般的制限、通商関係：占領者は占領地における商取引を規制する、絶対的な権利をもつ。すなわち、占領者はその判断において、軍事目的のために望ましくない取引を全面的に禁止したり、制限を課したりすることができる。

291 項 報道と通信の検閲：軍事占領者は報道と電信・郵便の検閲を定めることができる。占領者は、新聞の発行をすべて禁止したり、あるいは、特に領土の占領していない部分と中立国における発行と流布の禁止を規定することができる。(略)

292 項 交通手段：軍事占領者は、占領地内の官・民の交通手段のすべてに対する権限を行使し、それを没収し利用し、その運用を規制する²³。

「FM 27-10」は、米国本国では持ちえない権限をもって、軍は占領地域の改造に取り組む権限を明確にしめしている。他方、軍政研究の成果をふまえて、より整理されたかたちでまとめられた「FM27-5」では、軍政を以下の通り定義している。

1 項 軍政、民事

a. 軍政 本マニュアルで用いる「軍政」とは、敵国領土、敵の占領あるいは交戦者とみなされる反乱者から取り戻した連合国あるいは自国領土の土地、財産および住民に対して、軍が行使する最高権力をいう。この権力は、軍が武力または協定により上記領土を占領し、主権者あるはそれまでの政府に代わったときに行使される、占領によって主権は委譲されないが、支配権は占領軍がもつ。支配権は国際法と国際慣習によってのみ制限される。戦域司令官は軍政の全責任を負う。したがって通常、戦域司令官は軍政長官によって任命されるが、権限と肩書きを部下の司令官に委任することができる。

b. (略)

c. 民事 「民事」とは、被占領地の統治活動および同地域住民の活動をいう。ただし組織的な軍事活動は除く。「民事管理」とは、軍、軍政府などによる民間人の活動の監督をいう。「民事要員」とは、軍政長官の下で、民間人の管理に従事する軍の要員をいう²⁴。

「FM 27-5」は、欧州の軍政研究を踏襲した「FM27-10」と比べて、米国が描く戦後秩序の構築に向けて、より積極的に軍政を位置づけていこうという傾向があり、軍政が示す範囲もより広範なものとされている。「FM 27-10」では、軍事占領とは、軍事的に敵国を支配下に置き、その支配が確立されている領土だけに限定するのに対して²⁵、「FM 27-5」は、「軍政は交戦国の占領に限定されない」として、軍政府が必要とされる領域として、「(1) 敵により支配または占領されてきた連合国あるいは中立国の領土。(2) 法的には中立または連合国の領土であるが、実際には非友好的または敵対的である領土。(3) 正真正銘連合国あるいは中立国の領土であっても、占領が軍事作戦上必要不可欠な領土。(4) 敵の占領または敵として扱われる反乱者から取り戻した自国領土」を挙げている。

また「FM 27-5」は、軍政を国際法によって認められている権利であると同時に、「敵国の占

領により敵国の文民政府の機能は停止されるが、公的秩序を回復し維持するという文民政府の機能を果たすことは、国際法の定める占領軍の義務である²⁶、と「権利」と「義務」という両面において軍政の必要性を位置づけている。

概して「FM 27-10」は、支配者側が被支配者側に「服従」と「強制」を強いる無制限の権利を説いているのに対して、「FM 27-5」は「支配権」を「国際法」と「国際慣習」の許される範囲において行使できると限定的に捉えており、権力行使に対する慎重な姿勢が示されている。

「FM 27-5」は、国際法順守を戦争遂行の大義名分から重視する米国政府の姿勢を反映して、ハーグ陸戦法規とその附属書規則との整合性に目配りしており、「FM 27-5」の冒頭文には、「この陸軍・海軍の合同マニュアルは、FM27-10の第10章の狭い範囲をはるかに超えて、ハーグ会議の約定に大幅に依拠し、軍政要員が直面する可能性のある広い問題と状況を包括的に扱っている²⁷」と記して、このマニュアルの根拠法はハーグ陸戦規則であることを明らかにしている。

この点から、実際の沖縄軍政において沖縄軍政府文教部長に就任したハンナ海軍少佐が沖縄文化財の保存・管理に熱意を入れたのは、彼自身の良心と並んで「FM27-10」の以下の規定があることも、その背景として存在していることも勘案すべきであろう。

318 項 地方政府の財産等 一 地方政府の財産、宗教、慈善、教育、芸術と科学のための施設は、国有財産であっても、私有財産として扱う。

この種の施設、歴史的記念碑、芸術品、科学の差し押さえ、破壊、あるいは悪意に用る損傷はすべて禁止し、(違反者は)裁判に付すべきである²⁸。

さらにその根拠となっているのが、ハーグ陸戦法規の「第27条[砲撃の制限] 攻囲及砲撃ヲ為スニ当リテハ、宗教、技芸、学術及慈善ノ用ニ供セラルル建物、歴史上ノ紀念建造物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ、同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレサル限、之ヲシテ成ルヘク損害ヲ免レシムル為、必要ナル一切ノ手段ヲ執ルヘキモノトス」であることが推察しうる。

国際法上の権利と義務として根拠づけられる軍政府による民事管理の目的を、「FM 27-5」は、「秩序を維持し、占領軍の安全を促進し、軍事作戦に対する干渉を防止し、積極的または消極的サボタージュを抑え、民事行政から戦闘部隊を開放し、軍事目的の達成のために現地の資源を調達し、米国政府の既定政策を実施することによって²⁹」、軍事作戦を支援し、軍事占領を遂行することであると規定している。また民事行政の一般的原則と政策について以下の記述がある。

9. 民事行政の一般的原則と政策

a. 軍事的必要性 あらゆる場合に第一に考慮すべきことは、軍事作戦を成功させることである。軍事的必要性は、軍政の施行の第一の基本原則である。作戦が続いている限り、部隊指揮官はこの管理を行い、この最高目的の達成のための措置を民間人に対してとる責任がある。

b. 部隊指揮官の優位 軍事的必要性の基本原則に従って、戦域司令官は常に軍政の全責任を負わなければならない。

c. 民事管轄権 戦闘部隊将校の最大の関心事は軍事作戦である。民事要員の最大の関心事は民間人との関係に対する司令官の関心にどう対処するかということになる。この関心は、一定の施設あるいは業務を民間人に返還し、通常的生活状態を回復することに向けられる。ただしこのような行動は軍事作戦の妨げにならない程度で行われる。軍事作戦の妨害となるかどうかの判断は、部下の戦闘部隊長と民事要員の勧告を考慮した上で部隊指揮官が行う³⁰。

すなわち軍政とは、軍事目的が民生福祉に優先するのであり、自ら必要とみなす服従を被占領地の住民に要求し強制できる強権的なものという認識を、米軍は 1943 年時点で組織的に共有していた。彼らは、後の沖縄の民事行政において実際に実行していたことになる。

宮里政玄は、戦後米国の沖縄統治について復帰前から研究を行い、彼が 1966 年に出版した『アメリカの沖縄統治』は、沖縄側から発表された最も早い段階での米国による沖縄軍政に関する研究書であるが、同書において宮里は、「1945 年—46 年の沖縄は米軍の恣意によって統治され、沖縄の統治にあたった将校は沖縄の民主化に無関心であった³¹」と記している³²。これは日本や沖縄の占領を、米国による民主主義の世界的な普及の成功例と捉える今日の米国の自己認識と相反するものである³³。

宮里は米側の民主化への無関心について、「沖縄の自治能力は低い」というアメリカ人の沖縄観に起因するものと解釈しているが、沖縄軍政そのものの本質は、「日本を今後永久に連合国側への脅威でなくすること³⁴」にあったのであり、占領地域の「民主化」は日本を米国に対する従順な被占領国とするという米国の国益に根ざした冷徹な政策を達成するための手段として構想されたものである。そこには 2003 年のイラク戦争後に、ブッシュ政権が喧伝した「理想主義的な民主化の成功例としての日本・沖縄」とは、隔たりが存在しているということであろう。

つまり軍政にとって、民主化は軍政そのものの目的ではなく、その支配を効果的・効率的に貫徹させるための手段である。「FM 27-10」では報道と通信の検閲に一項目を設けており、「軍事占領者は報道と電信・郵便の検閲を定めることができる。占領者は、新聞の発行をすべて禁止したり、あるいは、特に領土の占領していない部分と中立国における発行と流布の禁止を規定することができる³⁵」とし、軍政にあつて被支配者の表現の自由は制限されることを明記している。

他方、軍政の本質が軍事的必要性を満たすことにあり、軍事が民生に優先する「ハード・パワー」の行使であるにしても、その支配を円滑にしていくためには占領地の民心を獲得することにも配慮することが求められる。すなわちジョゼフ・ナイが主張するところの「ソフト・パワー」がなければ、軍事作戦を完遂するためのコストは割高なものになってしまう。支配の効率性の観点から「FM 27-5」は、「民間人を能率的に管理し、現地の民間人の人的資源を動員すれば、駐留軍の負担はそれだけ軽減されるから、結局は民事要員を節約することになる³⁶」として、被占領地域の民間人の活用を説いている。民間人の協力がなければ占領地域における生産はあがらず、また物資を安全に運搬することが困難となるからであり、陸軍・海軍の民事要員は必要最小限に抑えて、可能な限り監督の役割に限定すべき、としている。ここに軍が被占領地域の人心掌握という観点からパブリック・ディプロマシーを展開する必要性が生じるのである。

上記述べられている間接統治的アプローチを指向することから、「FM 27-5」は可能な限り占

領地において戦争前に施行されていた法律・慣習・政府機関は存続させる方向が望ましいという立場をとり、「一般的に、被占領地の住民の法や慣習を強要するのは賢明ではない、現地の慣習に反する改革の試みは、積極的あるいは消極的な抵抗を惹起し、そのために軍政活動の障害となりうる³⁷⁾」と指摘している。こうした被占領地域の社会文化的特質を尊重する文化相対主義的な見解がなぜ盛りこまれているのかという点に関して、欧州と異なる文化的伝統を有する日本（沖縄含む）において、米国の占領はいかにあるべきか、という観点から軍政研究が行われ、その研究メンバーに当時米国の知的コミュニティーにおいて有力であった文化相対主義的立場をとる文化人類学者が含まれていたことの影響から説明することも可能であろう。

他方、「FM 27-5」は、「現地の政治家あるいは政治集団の感情がどれだけ健全なものであろうと、軍政府の政策決定に参与させてはならない。民事要員は、上級機関の指示がある場合は別として、現地のいかなる政治分子を支持、あるいは交渉することは避けなければならない³⁸⁾」として、支配者と被支配者のあいだに一線を画すことを求めている。

「FM 27-5」には、「FM 27-10」と比べて、占領地域での実行を想定した実用的な指示がみられる。たとえば占領の布告について、「FM 27-10」では、厳密な法的意味において軍事占領を布告する必要はなく、米国政府の慣行として「侵攻軍の存在によって占領地の住民と占領軍の間に特別な関係が生じていることから、軍事占領の事実と占領の地理的範囲は明確³⁹⁾」化しているにすぎないと消極的な意義付けを行っているのに対して、「FM 27-5」では、国際法の義務はなくとも、「戦域司令官あるいは権限を委譲された部下は、占領の開始後できるだけ速やかに、被占領地の住民に対して布告を發布しなければならない。この布告は、占領されたこと、占領地区の範囲、軍政下における住民の義務、負担、任務、権利に関する情報を住民に与えるものである⁴⁰⁾」と、軍政が被占領地域住民に対する「説明責任」と「情報提供」という行政的側面から説きおこしている。さらに「FM 27-5」は、「布告は簡潔で用語は平易にすべきである。それは英語および占領地の現地語で、出来るだけ広範囲に發布されるべきである。翻訳は慣用語を用い、明確で簡潔なものにすべきである⁴¹⁾」と、長い孤立主義の伝統から、外国に関する知識に乏しいなかで国家改造という未知の領域に挑む民政要員たちへのパブリック・ディプロマシー的観点からの具体的な指示がなされている。

被占領地住民に対して、占領の事実、範囲、軍政下の住民の義務、負担、権利に関する情報の布告を説いた「FM 27-5」の指示に沿って、沖縄で発せられたのが「米国海軍軍政府布告第1号～第10号」である。米国太平洋艦隊司令官と太平洋方面司令官ニミッツ（Chester W. Nimitz）によって発せられたことから「ニミッツ布告」と呼ばれている⁴²⁾。

「ニミッツ布告」は、「米国海軍軍政府布告第1号」第1項において、「南西諸島及其近海並ニ其住民ニ関スル総テノ政治及管轄権並ニ最高行政責任ハ占領軍司令長官並軍政府総長、米国海軍元帥タル本官ノ権能ニ帰属シ本官ノ監督下ニ部下指揮官ニヨリ行使サル」と占領事実と範囲を明示し、第3項において、「各居住民ハ本官又ハ部下指揮官ノ公布スル全テノ命令ヲ敏速ニ遵守」する義務があることを示し、第4項において、「本官ノ職権行使上其必要ヲ生ゼザル限り居住民ノ風習並ニ財産権ヲ尊重シ、現行法規ノ施行ヲ持続」することを宣言している⁴³⁾。

宮城剛助は、27年間の米国軍政下で行われた情報検閲と出版統制の根幹にあるのが「ニミッツ布告」であることを指摘している⁴⁴⁾。すなわち「米国海軍軍政府布告第2号」（戦時刑法）第2条第24節に、「軍政府、米国政府又は其の連合政府に敵意を含み有害不尊なる又は敵に有利なる印刷物及書類を刊行又は配布する者、或は刊行配布せしむる者又は刊行配布せんが為に

其等のものを所持する者」は禁錮や罰金刑に処することが明示化され、「米国海軍軍政府布告第 8 号」第 3 条第 1 項には、「許可なき新聞の発行及印刷物の禁止」が明文化されている⁴⁵。

「ニミッツ布告」第 2 号から第 10 号は 1949 年の米国軍政府特別布告第 32 号「刑法並びに訴訟手続法典」の公布によって、また「ニミッツ布告」第 1 号は 1964 年の高等弁務官布令第 56 号「高等弁務官法令の廃止」改正第 3 号の公布によって失効するが、「集成刑法」と呼ばれる布令・布告群によって言論・出版統制は維持された⁴⁶。戦後の沖縄社会に暗い影を落とし、琉球大学の自治を脅かした米軍による情報統制のルーツは、「FM 27-10」、「FM 27-5」を作成した戦時下の軍政研究までたどることができよう。

「FM 27-5」によれば占領管理の度合いを、「敵国の領土では、軍政府の目的を達成するためには厳格な民事管理が必要である。(中略)どのような領土においても、状況が正常になるにつれて、軍政府が行う管理は緩和され、占領軍の監督はより間接的なものになり、最高権限は最終的に承認された主権国に与えられる⁴⁷」としており、実際の統治もこのような推移をたどった。

沖縄戦から米軍の沖縄「軍事基地化」統治への連続性について、若林千代は日本軍が沖縄に持ちこんだ「全島要塞化」の影響と戦闘にともなう大規模な人口移動という 2 つの要因を根本的問題として指摘しているが⁴⁸、以上で触れてきたとおり、「FM 27-5」等、言論・表現空間においても、米国による沖縄統治の最優先課題は軍事占領であるという、戦闘から統治への連続性が確認できるのである。米軍政下の琉球大学で発生した言論弾圧事件の本質を考える際に、戦時下に構想され戦後 27 年間も続いた軍政支配体制にあって、その支配体制を効果的たらしめるための意図から大学が設立されたという極めて特異な状況に留意する必要がある。

2 陸軍による軍政要員の育成

軍政に関する研究とともに、実際に軍政を担う要員の養成について、米軍は本格的な体制作りを、陸軍と海軍それぞれが太平洋戦争初期の段階で開始した。これら陸軍と海軍の軍政学校で養成された将校たちから実際に沖縄に進駐し、軍政を担った者たちが存在した⁴⁹。

『琉球列島の軍政』は、まず陸軍における軍政学校の沿革を記録している。これによれば、陸軍の規定により同参謀幕僚の人事部 (G-1) が軍政に関する企画立案を担当し、1941 年 12 月に同部参謀長補佐ハイスリップ (Wade H. Haislip) 准将の勧告を受けて、陸軍参謀長のマーシャル (George C. Marshall) 大将は、陸軍法務部長兼憲兵司令官のガリオン (Allen W. Gullion) 少将に軍政学校の設置を命じた。ガリオンは 1942 年 5 月 11 日にバージニア大学チャロツビルに軍政学校を開校した。彼がバージニア大学を選んだのは、首都ワシントンから近い距離にあったことと、大学側が廉価で施設を提供することの 2 つを軍に提示したからである⁵⁰。

開校時の生徒は 49 名で、全員が将校で、彼らは既になんらかの関連技術か専門分野を取得している者から選ばれた。教材として「FM 27-5」が用いられ、カリキュラムには、財政、公衆衛生、治安、民間人への補給、民事国際法、占領地での行政法等が講じられた。外国語もカリキュラムに入っていたが、開校初期の頃は作戦が想定されていた地中海・欧州地域に重点が置かれていたことと、日本語教師が不足していたことの 2 つから、日本語がカリキュラムに加わるのは第 5 回学生からである⁵¹。緒戦の劣勢をはね返して連合軍の反転攻勢が始まる頃から

太平洋戦線における軍政の重要性が高まったことから、第8回の入学生は極東研究に絞って学生が集められ、カリキュラムの改訂も行われた。

チャロツビルに軍政学校が開設された時点から、大量の軍政要員が必要になると陸軍は考えており、これに対応するための検討が行われた。そのために重要な役割を期待されたのが大学である。後に陸軍は琉球大学を開設するにあたって、ミシガン州立大学に業務委託し、琉球大学の運営指導にあたらせるが、他の国ではみられない軍と大学の密接な関係は、第2次世界大戦と戦後の冷戦を契機に本格化するが、バージニア大学との協力による軍政学校の設立は、軍・大学連携の最も早い協力事例として挙げることができよう。

『琉球列島の軍政』に参考資料として掲載されている1943年1月11日付け覚書で、ガリオン憲兵司令官から補給サービスを担当する参謀長補佐に、チャロツビル軍政学校の訓練生を小グループに分けて、「軍政及び予定されている任地の背景について教育を行なうよう、いくつかの大学と契約することは可能である⁵²」と期し、大学を活用した訓練計画を作成するよう指示を行なっている。同年2月6日付けの参謀長補佐宛て覚書でガリオンは、計画の全体像を示し、その目標として1944年12月末までの段階で軍政に関する専門性を身につけた要員を約6000名生み出すという具体的な達成目標を示している⁵³。

上記計画では、軍政に必要な要員を、①軍政学校の卒業生である上級将校、②占領地の憲兵となる下級将校、③予備役将校部隊に編入する民事行政に特別な専門性をもつ民間人、という3つのカテゴリーに分類している。

①については、チャロツビル軍政学校において16週課程で150名(当初は100名だったものを増員)を訓練し、年間450名、1944年末までに1000名を育成し、②についてはミシガン州フォート・カスターの憲兵司令官学校で年間1200名ずつ、44年末までに2500名を卒業させ、③については民事行政に特別な技能を持つ民間人2500名を予備役将校に任命し、民間の大学で軍政に関する特別講座を履修せしめるというもので、これにより6000名の軍政要員を確保するというものである。

1943年2月6日付けガリオン憲兵隊司令官発参謀長補佐宛て覚書に、大学での特別講座に関するカリキュラム案が示されており、実際に同案に沿った形で講座が開設されたが、軍が大学に期待するのは、「基本的には占領予定の一般的地域の背景に関する教育⁵⁴」であり、そのグルーピングは「(1)ドイツと西ヨーロッパ、(2)ドイツと南東ヨーロッパ、(3)イタリアと地中海、(4)日本と東南アジア、(5)南西太平洋」とされ、沖縄についての特別な記載はみられない。この時点での陸軍による軍政要員の育成は欧州戦線に主眼が置かれており、アジア・太平洋戦線が占める比重は低いものだった。

大学カリキュラムは、「(1)地域の特徴と状況に関する特別講義、(2)言語教育、(3)軍政における民間専門家の特異な適用」に分けられた。それぞれに割り振られた時間数は以下の通りであり⁵⁵、特別講義では講義よりも実習に多くの時間が割かれており、実践的な訓練が重視されたことがうかがわれる。

	講義あるいは他の授業	監督下の実習	計
地域の特徴と状況に関する特別講義	84時間	168時間	252時間
言語教育	96時間		96時間

軍政における民間専門家の特殊な適用	12 時間	24 時間	36 時間
計	192 時間	192 時間	385 時間

(2) の言語教育については、ドイツ語、イタリア語、フランス語、マレー・メラネシア混成英語と並んで日本語が、訓練生が身につけねばならない集中訓練の対象言語とされた。(1) の地域の特徴と状況に関する特別講義は、軍政対象となる地域、その住民を包括的に把握しようとするものであった。上記 1943 年 2 月 6 日付けガリオン覚書に記述されたカリキュラム案には、地理、民族・人種、産業、行政、生活様式、歴史等の地域研究的アプローチに基づく知識の伝授が提案されていた⁵⁶。

以上の計画に基づき、1943 年 3 月に陸軍は民間の大学と協定を結び、3 ヶ月間の講座を教える民事訓練学校(Civil Affairs Training Schools:CATS)を 10 校に設置した。当初ほとんどの学校が欧州地域に関する講座に偏っていたが、1944 年には、シカゴ、ハーバード、ミシガン、ノースウエスタン、スタンフォード、イエール大学が極東プログラムを提供した。

3 海軍による沖縄軍政研究、要員の育成

米国陸軍の沖縄軍政に関する正史である『琉球列島の軍政』は、海軍による軍政学校設置について幾分冷ややかな視線を送っている。同書は、海軍は自ら基本方針を策定し軍政要員の育成についても組織的な対応を進めた陸軍と比べると、大学の提案にのる形で軍政学校が進められるといったように突発的であり、「琉球における軍政はコロンビア大学における海軍の学校の地域研究から得るものは何もなかった⁵⁷」と冷淡な記述となっている。

『琉球列島の軍政』は、海軍軍政学校に所属した研究者たちが沖縄軍政将校のために作成した『民事ハンドブック』についても否定的な評価をしている。

膨大で(334 頁)、琉球の歴史と社会のおよそあらゆる側面に関する、きわめて詳細な研究であった。それは政治制度や社会階級や雇用の特徴など、通常の政治的、文化人類学的、経済的問題に頁を割いただけではなく、相続税、売春、検閲などの難解な問題も取り上げていた。しかしハンドブックは、網羅的だということでは問題はなかったものの、少なくとも 5 年は古かった。その 95%は日本の資料から抜き出したものであった⁵⁸。

すなわち『民事ハンドブック』に示された情報は、軍政を担当する者たちにとって使えない古い情報であったことから、実際の軍政への影響は限定的とする見方である。別の箇所でも、『琉球列島の軍政』では以下の通り『民事ハンドブック』の限界を指摘している。

沖縄の社会がどういうものか、民事要員が沖縄で必要とする資源は何かについて、正確な知識はなかった。企画者が使用できた主な情報源はマードックのチームが作成した『ハンドブック』であったが、この本の資料は相当に時代遅れであった。不幸にして企画者は古い資料と、軍政に関する、とても不十分な直感だけに頼って詳細な作成を作りあげざるを得なかった⁵⁹。

さらに、『琉球列島の軍政』では、海軍軍政学校の研究者が日本の資料に頼りすぎたため、本土の日本人が有する沖縄人への偏見を無意識のうちに米軍政要員に植えつけてしまったという『民事ハンドブック』の弊害を、以下の通り指摘している。

日本の資料は、沖縄の島民は後進的な田舎者だという伝統的な日本の偏見を反映していた。不幸にしてハンドブックはまた、不可避的ではあっただろうが、琉球列島は実際よりも原始的で不便で、その社会は未開発であろうと言う印象を与えた⁶⁰。

軍政支配を受けた沖縄側の記憶は、1945年4月から1946年6月末までの短い米国海軍軍政時代を、意欲的に民主化が進められた時代と評価し、その後1946年7月からの米国陸軍軍政時代を、無能、強権的、準備不足と批判的に捉え、その違いは海軍軍政学校がワトキンスやハンナのような沖縄に理解のある柔軟な軍政担当者を育成したから、とする傾向が強い。

たとえば大田昌秀は、海軍軍政時代には、「軍政要員、とりわけその幹部クラスに元大学教授などの有識者や非職業軍人らがいて、それが比較的占領統治を円滑にした⁶¹」と述べた後に、以下のような厳しい言葉で陸軍軍政を対比させている。

その後に来たのは、文字どおりこちこちの職業軍人で、おまけにそのほとんどが軍政については知識も経験もないズブの素人たちであった。しかも彼らは、ワトキンズ教授が予言したとおり、ほとんどの場合、海軍の将兵よりも物わかりが悪く、融通のきかない陸軍兵士たちであった。彼らの多くは、前引の『琉球列島民政の手引』や『琉球列島の沖縄（人）：日本の少数集団』といった基本文書を丸ごと鵜呑みにして、たとえその内容が実情にそぐわない面があても、無視しがちだった⁶²。

陸軍の自負にもかかわらず、沖縄において海軍と比べて陸軍軍政準備の評価が低い原因の一端は、陸軍が（バージニア大学等）大学の協力を得つつも、一貫して軍が主導して軍政学校を創設し、軍政要員を育成したのに対して、海軍軍政学校の提案を行ったのはコロンビア大学であり、より大学側が主体性を保つ形で軍政学校の運営が行われたこと、そのことによって、より柔軟で多様な人材育成が行われたことにあると考えられる。非政府アクターとの連携によって、政府アクターがより効果的に政策を遂行する米国のパブリック・ディプロマシー・モデルの手法を海軍軍政学校は踏襲しているといえる。

1942年3月にコロンビア大学は、戦時下にあつて政府の各省が提供する国際行政コースを設置し、さらに同大学の元工学部長であったバーカー（Joseph W. Barker）海軍長官特別補佐官に、軍政要員となる予備役将校を訓練する学校の設立を提案した。バーカーはこの提案を海軍人事局長のジェイコブス（Randall Jacobs）少将に紹介した。その結果1942年6月9日に海軍作戦部副部長ホーン（Frederick J. Horne）中將はジェイコブスに軍政学校の設置を指示した。ジェイコブスはこれを受けてコロンビア大学と交渉した結果、8月17日に海軍軍政学校が開設された⁶³。開校時の学生は57名で、行政・医学・極東地域の地域研究専門知識を有する民間人28名が含まれていた⁶⁴。9月10日に、「ニューヨーク州ニューヨーク市の米国海軍予備

ミッドシップマン学校(軍政と行政)」と命名された。

海軍の軍政学校は陸軍と違って、当初から極東・西アジア太平洋地域に重点を置いていた。このことも、海軍による軍政準備が陸軍のそれより沖縄において評価が高い一因と考えられる。つまり、沖縄戦前に沖縄に関する予備知識を身につけ、日本語に習熟した軍政要員が住民たちと接触したので、沖縄側とのコミュニケーションが円滑に図れたのである。

実際にコロンビア大学側で軍政学校の立ち上げ、カリキュラム編成を主導したシューラー・C・ウォーレス (Schuyler C. Wallace) 教授によれば、軍政要員育成において重視されたのは、①言語、②現地習慣の研究、③現地住民と植民地行政機構の理解、④軍政技術の4つである。言語に関しては、植民地マレー語、日本語会話、メラネシア系ピジン英語が必須科目であり、アジア・太平洋地域の戦場、占領地域で役に立つ実用会話能力が重視された⁶⁵。

しかし海軍軍政学校で行われた教育は、当初台湾を作戰地域と想定しており、戦前の沖縄に滞在する等の現場体験を有する要員もおらず、実用性に対する十分な注意が払われたとはいえなかった。沖縄に赴任した軍政学校卒業生たちは、学校で学んだ軍政に関する一般的な知識と目の前の現実には違いがありすぎて、学校で得た知識は役に立たなかったと証言している⁶⁶。

しかし沖縄に関する教育がまったく行われなかったわけではない。ここで海軍の軍政学校のカリキュラムが陸軍のそれと大きく異なるのは、文化人類学を重視した点である。欧州戦線に主眼を置いた陸軍と違い、海軍はアジア・太平洋地域を主戦場と考えていた。米国と同一文明圏に属する欧州と違い、全く異質の文明圏において戦争を遂行するためには、「他者」として敵であれ、味方であれアジア・太平洋地域の諸民族の文化を学ぶことが求められた。文化相対主義の立場から諸民族の文化が有する価値を説く米国の文化人類学は、沖縄に赴任する海軍将校たちに沖縄文化尊重の姿勢を涵養し、これが沖縄の教育・文化関係者たちに「海軍びいき⁶⁷」をもたらした。文化人類学と沖縄軍政研究の関係については、次節において、より詳しく論じる。

以上、米国陸軍と海軍がそれぞれ戦争の進展とともに、今後大量に必要とされる軍政要員を確保するためにとられた人材育成措置を一瞥してきたが、これら軍政学校とは別に、米国陸軍、海軍は、日本語の習得を目的とする日本語学校を真珠湾攻撃に先立ち設置している。

陸軍の日本語訓練プログラムは1941年11月に開始し、1942年に学校はミネソタ州のキャンプ・サヴェッジに移転した。さらに、非日系人の学生のみ集中的な訓練を施す学校をミシガン大学アナーバー校に設置した。他方、海軍は1941年6月にカリフォルニア大学バークレー校に日本語学校を設置し、1942年日系人の強制移住先であるコロラド州ボールダーのコロラド大学に移転した。戦争中に養成された日本語将校は約2000名(陸軍800名、海軍1200名)に達し、卒業後、実戦に配備され、一部は占領軍将校として来日した。卒業生の4分の1が復員後に、研究者としての道を歩んだことから、陸軍・海軍日本語学校は、戦後米国の日本研究者の人材供給源になったことで知られている⁶⁸。さらに陸軍・海軍日本語学校は、日本研究以外でもその後の日米関係に影響を及ぼす指導者を送り出している。その1人が、海軍日本語学校出身のフランク・ギブニー (Frank B. Gibney) である。1945年から1946年に占領軍将校として来日後にジャーナリズムに転じ、沖縄軍政に大きな影響を与えたタイム誌の記事『沖縄：忘れられた島』を執筆したことで知られている。

太平洋における戦局が次第に米国に傾くのに伴って、沖縄に関する軍政研究が軍内部で1944

年の夏に始まっていた。沖縄の初期軍政に将校として関わったジョン・T・カードウェル (John T. Caldwell) の研究に拠りながら、鹿野政直は、沖縄軍政研究の3つの起源を紹介している⁶⁹。

第1は、イエール大学ジョージ・マードック教授らの研究である。1944年8月15日にハワイのオアフ島スコフィールド基地に所在する米陸軍第10軍本部に、マードックら海軍軍政学校の研究者が到着し、民事課(後に軍政課)が設立された。同課には、陸軍から4名、海軍からはマードックら15名の将校が配属され、米陸軍の沖縄軍政正史である『琉球列島の軍政』は、「これをもって軍政計画は始まったといてよい」と沖縄軍政の起源を1944年8月15日に定めている⁷⁰。同課の幹部人事をみると、課長は海軍少佐で、課長補佐が陸軍少佐という陸海のバランスをとった混成部隊であり、その中でマードック海軍少佐は、沖縄軍政に従事する将校たち向けの沖縄に関する参考書作成に集中した。

第2は、日本留学経験を有し、台湾での英語教師を経て、陸軍省で1942年から1943年にかけて台湾分析を担当した後、1944年からコロンビア大学の海軍軍政学校で台湾に関する民事ハンドブックを手がけたジョージ・H・カー (George H. Kerr) のグループである。カーは戦後、沖縄の歴史研究の権威として地歩を固めていくが、1944年の時点では、カー海軍大尉は、沖縄よりも台湾分析の専門家として軍は研究に従事させていた。

第3のグループもコロンビア大学の海軍軍政学校の出身であるマルコム・S・マククリーン (Malcolm S. MacLean) のグループで、台湾占領の予備計画の作成を進めていた。

1944年夏の時点において、マリアナとパラオを攻略した米軍の次の作戦目標は台湾と想定していたが、統合作戦本部は戦局が想定より順調に進んだことから10月15日に計画を変更し、台湾作戦は不要、日本本土攻略のために沖縄を占領することが必要と判断し、アイスバーグ作戦と呼ばれる沖縄侵攻策を決定した。同作戦では、陸軍のマッカーサー (Douglas MacArthur) がルソン島を12月に攻略し、海軍のニミッツが1945年初頭に硫黄島と沖縄を攻撃することを命じた⁷¹。軍事戦略的要因により、台湾から沖縄に攻撃目標が変更されたことは、軍政準備の面からも好都合であった。というのは、マードックの沖縄軍政研究グループの方が、カーやマククリーンの台湾研究グループよりも研究が進展しており、1944年11月時点で、マードックの研究成果が海軍省海軍作戦本部から出版され、将校たちに配布する準備が整っていたからである⁷²。

以上、本節で論じた通り、米陸軍と海軍は、戦争の勝利国が、敗北国の「国家改造」を行うという米国軍事史において新たに自覚された課題に取り組むために、第2次世界大戦中、米国が有する司法関係者等の人材を投入したのであり、また海軍は太平洋での対日戦争を遂行するために、日本語をはじめとする太平洋諸言語の教育と地域事情の講義等を軍政要員のために施した。このことから、沖縄における米軍政の「準備不足」という評価は妥当なものとは考えない。日本・英国・ドイツと比べて、相対的に米軍の軍政準備が用意周到さに欠けていたという事実は見あたらない。しかし、軍政の政策設定が適切なものであったかという点に関しては、米軍による占領地域の「国家改造」という目標そのものに重大な矛盾が存在していたことを指摘しておかなければならない。

すなわち米国は、大西洋憲章において、領土不拡大、民主化、自由貿易の拡大を戦争遂行の3つの大義名分に掲げたことから、日本やドイツの占領において、「国家改造」の基本方向は、必然的に非軍国化、民主化、資本主義化の確立であった。しかし、こうした「国家改造」を行うための統治手段として、軍政研究が想定していたのは、占領軍の強大な権力による「上から

の改革」であり、これに反対する勢力には力で抑え込むことであった。一方で民主化と自由化を説きながら、自らの統治に不都合な言論や商取引には検閲・統制で禁じるという方策をとったことは、被支配者の支配者に対する信用と信頼を損わしめるものであった。

さらに陸軍の軍政研究が法学という学問領域に基づく機能的なアプローチをとったのに対して、海軍の沖縄軍政準備では、文化人類学者による地域研究的なアプローチがとられた。この二つのアプローチを統合する試みは行われず、めまぐるしく権限が変わる状況で、海軍と陸軍がそれぞれのやり方で沖縄軍政に取り組んだ。

沖縄において、どちらかといえば海軍軍政に対する評価が高く、陸軍のそれが低いのは、1つには海軍は「学者軍人」の地域研究的「知」を活用したことが、(海軍、陸軍の評価を分かれさせる)一因となっているように考えられる。地域研究アプローチを重視したことは、支配者・被支配者の対話回路が確保されやすい状況を作り、陸軍との対比での相対的なものであるにせよ、海軍軍政は被支配者である沖縄側の主体的な意思に丁寧に対応する権力という印象を残すことにつながった。

軍政研究に関する機能的アプローチと地域研究的アプローチの不整合が、沖縄における米国軍政の有効性を低下させたことを指摘しておきたい。

第2節 米国文化人類学と沖縄軍政

本節では、米国の文化人類学者ジョージ・マードックと沖縄戦・沖縄軍政の関わりについて焦点をあて、文化人類学という米国で発展を遂げた学術が軍政という政治・軍事的権力といかに結びつき、両者の依存関係が形成されていったのかその系譜を検討する。

家族的集団の構成要素としての「核家族」という概念を初めて世に問うたマードックは、戦後アメリカ民族学会やアメリカ人類学会の会長を歴任し、米国文化人類学会の中心的存在であった。彼が沖縄戦とその後の沖縄軍政に関わったことは一般にはほとんど知られていないが、沖縄現代史研究専門家の先行研究においては度々言及されてきた。

そうした先行研究の代表的なものとして、大田昌秀、鹿野政直、宮城悦二郎の研究を挙げられよう。大田は、沖縄戦遂行という軍事目的から始まったマードックらの沖縄研究が戦後の軍政において、支配者によって被占領者のアイデンティティ操作に活用されたことを指摘し、また鹿野は、沖縄戦終結直後の米軍政においてマードックが沖縄社会民主化の急先鋒であったことを論じ、さらに宮城はマードックが作成した軍政将校用の沖縄入門的参考書を訳出し、その研究成果が軍政権力者の沖縄認識にどのような影響を及ぼしたかを明らかにしている⁷³。

しかし、これら先行研究は、マードックが構築した「知」の体系そのものを論じるものではなく、「核家族」概念を提唱した文化人類学者マードックと、沖縄地域研究者でかつ沖縄の民主化を主導した軍政幹部マードックの繋がり、従来顧みられることがなかった。このような研究アプローチが存在しなかったゆえに、マードックの「知」の底流に存在していた米国の国策に呼応する米国文化人類学イデオロギーへの言及はみられていない。本節では、大田・鹿野・宮城らの先行研究の成果をふまえた上で、マードックが依拠した米国文化人類学について、①どのような経緯を経て米国において文化人類学が国家と密着したのか、②「科学的」「客観的」「普遍的」な装いを帯びた米国文化人類学にはいかなるイデオロギーが内在していたのかを検討してみたい。

1 『民事ハンドブック』の沖縄人観

まず、マードックの沖縄地域研究が、「沖縄人は日本人にあらず」という沖縄認識に基づき、離日・琉球アイデンティティ奨励政策を推進した米軍政為政者に与えた影響を、その経緯をたどりつつ検証する。

海軍軍政学校では、イエール大学ジョージ・マードック教授を長とする文化人類学者チームが行った「クロス・カルチャー調査」研究成果がカリキュラムに組み入れられた。海軍とマードックの関係は、太平洋戦争開戦前に遡る。イエール大学人間関係研究所では戦争に先立つ1937年7月から1941年12月にかけて、全世界の150ほどの人間社会について、地理的・社会的・文化的情報の完全なファイルを作成する「クロス・カルチャー調査」が、マードックを長に、同じくイエール大学で文化人類学を専攻とするクレラン・S・フォード (Clellan S. Ford) 教授やジョン・W・M・ホワイティング (John W. M. Whiting) 教授を共同研究者として、カーネギー財団の支援の下で実施された。

その成果として1948年に出版された『社会構造』の「はしがき」でマードックは、太平洋地域の諸民族に関する情報収集において、米国海軍の協力があつたことに謝意を述べている⁷⁴。

米海軍は、仮想敵国である日本と戦われるかもしれない南太平洋での戦争を有利に展開していくために、同地域に関する地理・社会・自然等の情報収集を進めていたことから、研究と軍事目的のそれぞれの必要性から利害が一致するマードックと海軍が戦争以前から密接な関係にあったことがうかがわれる。

1943年4月に海軍はマードック、フォード、ホワイティングをコロンビア大学の海軍軍政学校に招き、将校としてその研究を続けさせた。彼らは、軍政要員たちが実際の任務において参照するマニュアルとして、8つの民事ハンドブックを作成したが、そのうちの1つが沖縄に関するもの、すなわち『民事ハンドブック 琉球諸島 (Civil Affairs Handbook, Loochoo Islands) OPNAV13-31』(以下『民事ハンドブック』)である⁷⁵。

『民事ハンドブック』は、その後の沖縄軍政に影響を与えたという評価が米国にも存在している⁷⁶。

もともと、『民事ハンドブック』が軍内部に配布された後の、1945年1月にニミッツ太平洋軍司令官(琉球の軍政長官)が発した指令には、『民事ハンドブック』が「あれほど慎重に行なった日本人と沖縄人の人種的・社会的区別をしていなかったこと⁷⁷」を『琉球列島の軍政』は指摘しており、それがゆえに陸軍は、軍に対する『民事ハンドブック』の影響力を限定的なもの、と捉えていた。

これに対してエルドリッジは、『民事ハンドブック』は、「沖縄の司令官のみならずマッカーサーやハワイの太平洋司令官、ワシントンの軍首脳にも影響を与えることになった」と推定し、沖縄軍政の政策決定に関与した米軍首脳部は、「戦後における沖縄の地位を決定するにあたって、意識的にせよ無意識にせよ、沖縄が日本本土に対して、『独立性』をもっているという社会人類学的観点を考慮に入れ」ていた可能性をあげている。

『民事ハンドブック』は、1944年11月に海軍省作戦本部司令部によって、任地に赴く軍政将校用に配布準備が進められた。コロンビア大学の海軍軍政学校は12月に閉鎖されたが、『琉球列島の軍政』によれば、同学校とプリンストン大学に設置された8週間の速習軍政学校は、総計1333名の海軍将校と300名近い陸軍将校を軍政要員として育成した⁷⁸。沖縄で初期軍政に関わった将校の多くは、これらコロンビア大学の海軍軍政学校の出身であり、彼らの沖縄に関する知識は、このイエール大学文化人類学研究チームに負うところが大きく、またマードック自身が沖縄に軍政将校として赴任したことから、イエール大学の研究が初期沖縄軍政の計画面と実施に与えた影響は大きいとされている⁷⁹。

大田昌秀は、米国の対沖縄軍政の実態を検証すると『民事ハンドブック』を下敷きに作成したと考えられる点が多く、「占領初期やキャラウェイ高等弁務官時代のいわゆる『離日』政策など」、沖縄軍政に多面的な影響を与えたことを指摘している⁸⁰。大田によれば、マードックらの報告は沖縄戦に先立つ綿密で周到な準備の一環であり、それが沖縄戦後の初期軍政においても大いに活用されたのだという⁸¹。

他方で、宮城悦二郎は、同書の本質を軍政の実務と住民管理に必要なあらゆる情報を要領よくまとめたものであり、軍政の中長期的な方向性や基本方針に対する指示を与えたものではないと、同書の影響を限定的に捉えつつも⁸²、「アメリカ人の対沖縄(人)観の原型をつくり、そして間接的にはのちの対沖縄政策にも影響を与えたであろうと思われる重要な文書⁸³」と位置付け、古くなった情報や誤りのある記載があるにせよ、戦時下にあつて最新情報の入手が困難な当時の状況を考えると、驚嘆に値する詳細な研究報告、と評価している⁸⁴。

これら先行研究をふまえて、本研究は、沖縄軍政要員の育成において研修資料として将官たちへ閲読され、彼らの沖縄に対する認識の骨格を形成した『民事ハンドブック』には、「沖縄とは何か」という極めて重要な基本命題が含まれており、単に為政者の統治マニュアルにとどまらず、沖縄と日本本土との関係、沖縄の帰属について米国の意思決定を左右しうる要素が絡んでいた、と位置付ける。

『民事ハンドブック』が、中長期的に米軍による沖縄統治や琉球大学の設立と運営に関するプロジェクトへ影響を及ぼした最も重要な要素は、「沖縄人は日本人ではない」というテーゼである。

例えばマッカーサーは、米国新聞人との会見において、「琉球はわれわれの自然の国境である。沖縄人が日本人でない以上、米国の沖縄占領に対して反対しているようなことはないようだ⁸⁵」（『沖縄新民報』1947年7月15日付け）と語っているが、「沖縄人は日本人でない」という認識は、当時の沖縄軍政に携わった米軍幹部に広く共有されていた⁸⁶。幹部だけではなく、60年代に米国に留学した沖縄の留学生は、沖縄に軍属として滞在した経験のある米人夫婦から、「日本人と琉球人は結婚できないと聞いた。両国は全く異質だ」と言われて議論を交わした経験を沖縄タイムスに回顧している⁸⁷。

日本との開戦前において、米国軍人としてはアジア駐在が比較的長いマッカーサーをもってしても⁸⁸、沖縄に関する知識と認識は限られており、軍事上の必要性から米国の軍人や軍属が身につけた沖縄理解に関する情報は、軍内部において行われた軍政のための沖縄研究に負うところが大きかった。それゆえに、彼の「沖縄人は日本人でない」という認識形成に、『民事ハンドブック』は一定の影響を及ぼしたと考えられる。「沖縄人は日本人でない」という認識は、米国の戦後対沖縄パブリック・ディプロマシーの基本命題として位置づけられ、こうした認識をもとに、「戦前日本が皇民化教育を通じて施したプロパガンダの呪縛から沖縄人を解放する」という意図に基づいて沖縄を日本本土から切り離す「離日政策⁸⁹」と呼ばれる教育文化政策が試みられた。琉球大学の設立に関わった米軍政当局者たちのあいだでも、「沖縄人は日本人にあらず」という認識から、沖縄の独自性を強調した大学作りが推進されたのである。

なお後年、沖縄の施政権に固守する米軍部に対して、エドウィン・O・ライシャワー（Edwin O. Reischauer）駐日大使は、米日関係の阻害要因となる前に、沖縄を日本に返還するのが賢明であるという認識に立って、1962年3月にロバート・ケネディ（Robert F. Kennedy）司法長官に説明を行い、その1ヵ月後にジョン・F・ケネディ（John F. Kennedy）大統領は、「沖縄はいずれ日本に返還される」との声明を発した⁹⁰。米国が占領開始から1950年代まで沖縄で模索してきた離日政策の転換が行われたが、その契機を作ったライシャワーは、言語と文化が日本本土と多少異なっているにもかかわらず沖縄人は自分たちを「日本人」と考えていることを、1961年8月の沖縄初訪問において沖縄側関係者との対話から認識した⁹¹。日本研究の専門家でもある駐日大使の進言が、米国の政治・軍指導者の沖縄認識を別の方向性に導いた。これもまた、米国の地域研究が社会的権威を保持していた時代、地域研究の「専門知」が外交政策と安全保障政策に影響を及ぼした好例といえ、また政治・軍事的必要性から地域認識自体もいか様にも見直され、再構築される流動的な概念であると指摘することもできよう。

『民事ハンドブック』の内容に関して、同書を翻訳した宮城悦二郎は、その日本語版「解題」で簡潔にして要を得た概説を行なっている。以下、宮城の「解題」に沿って、『民事ハンドブック』の内容について要点を記述していきたい。

『民事ハンドブック』は、①基本的な資料、②行政と公共の施設、③経済の3部構成となっている。

第1部の「基本資料」には、地理については、近隣地域や東京、マニラ、南京、上海、台北、ミッドウェイ、ホノルルとの距離が示されており、後に沖縄の地政学的重要性を統計的に理解できるようになっている。また湾や入江には、天然の港や停泊地として機能することが紹介されている。気候面では、毎年沖縄に来襲する台風の脅威が語られる。植物や動物の記述も詳細にわたり、特に毒蛇の記述が詳しい。歴史と民族は、沖縄の独自性に着目した記述となっている。政府高官や著名人の名前が挙げられるとともに、ハワイへの移民についての言及も見られる⁹²。

宗教に関する記述では、アニミズム的信仰が広く行きわたっていること、また芸術と余暇活動に関して、社交的な集まり、特に祭り、音楽、踊りは人気があり、盛んに文化活動が行なわれていることが示されている。売春婦・未婚の女中以外の女性への性的交渉は特に非難されるべき行為であることや、不作法や面子を傷つける行為は控えるべきであることが記述されている。

第2部「行政と公共の施設」では、1940年当時の県庁の知事、部長、課長、国会議員、県会議員、市町村長、裁判所裁判官の氏名が全て記載されており、その職責と権限についても分析が行われている。また県内の全警察署の職員配置と全県の開業医の氏名があげられている。郵政・通信の項目では、各郵便局と電話局の局長名が示され、ラジオの普及率や無線局数等が記載されている。新聞については、『琉球新報』、『沖縄朝日』、『沖縄日報』等の主要新聞がとりあげられ、社長、編集長、営業部長の氏名が記載されている⁹³。

米国軍政当局は、南部沖縄において戦闘が続いていた1945年5月において、中部の石川収容所のなかに学校を開設する等、教育の復興にいち早く着手するが、米軍政が教育復興を急いだ理由の1つとして、教育をプロパガンダとみなしていたことがあげられよう。『民事ハンドブック』は、教育制度について多くの字数をさいて、その中核は大日本帝国に対する忠誠を沖縄人に植え付ける公的プロパガンダの重要な場となっていることを描写している。戦後米国が教育面でとった政策は、まさに日本政府が重視した「皇民化教育」、すなわち中央への同化のためのプロパガンダ政策の逆をいく、沖縄の独自性を強調し、米国的価値を説く、日本からの異化をねらったプロパガンダともいえる。こうした視点にたった時に、『民事ハンドブック』は、軍政当局の教育政策に正統性を付与する根拠となった。

戦前日本の沖縄における教育を一種のプロパガンダと、マードックらがみなしていたことは、『民事ハンドブック』の項目のタイトルが「教育と宣伝活動」とあり、「教育」と「宣伝活動」とひと括りにしていることにも示されている。この項目のなかでは、まず「家庭におけるしつけ」において、琉球列島においても日本本土と同様に男尊女卑的なふるまいをとるよう子どもたちはしつけられ、学校や職場においては、「年齢又は地位において自分より上の男性に対して絶対的服従と追従を示さなければならないこと、そして礼儀作法を守らなければ厳しい体罰又は痛烈なあざけりによって報復されること⁹⁴」が教えられているとマードックらは描写する。

教育体制において、「学校の教本や授業は全て国家の理念を植えつるために組まれている⁹⁵」として、強烈に日本への同化を要求する「皇民化教育」、その基本理念として教育勅語を紹介している。

琉球列島域内に、小学校296校、男子中学校6校、高等女学校8校、実業学校9校、師範学

校2校があるが、高等教育機関は存在していなかった。日本本土の高等教育機関は琉球列島からの生徒たちに対して門戸を開いているが、距離と費用の面から、沖縄の青年はより大きな負担を背おわされていることを報告している。沖縄における高等教育機関の設立は、戦争前から沖縄にとって強い要望だった。このような戦前の沖縄における教育事情を把握していたがゆえに、戦後沖縄の有識者の米国への支持を獲得する上で、米国が沖縄に大学を設立することが効果的と米軍政当局者は判断したのであろう。

『民事ハンドブック』には、県内の全小学校のリスト、1934年時点での各学校のクラス数、1940年時点での小学校校長名、カリキュラム、卒業後の生徒の進路が掲載されている。さらに青年学校の校長、教員数、在学者数、中学校、高等女学校、中等職業学校の所在地、クラス数、職員数、在籍者数、幹部名等の記載がある。また沖縄師範学校、沖縄女子師範学校の校長名、教員名、主要科目、学生の進路に関する記述もある。

島民の読み書き能力について、大半が小学校を修了し、簡単な日本語を読み書けて、識字率は高く、日本本土とほぼ変わらず、他方外国語の指導を受けた人々の率は低く、「多少英語を話せる人も数人見られるが、彼らのほとんどは中等学校や師範学校で英語を教えていた人達だと思われ」「彼らの英語の熟練度はおそらくかなり低いものであろう⁹⁶」と論じ、軍政実施において住民とのコミュニケーションの困難性を予測している。

第2部において、官庁、司法、医療、通信、メディア各分野の責任者名が明記されていることは、マードックら執筆者の熱意と調査能力の高さを示しているが、実際にはこれら情報は戦前に収集されたものであり、人事異動や戦争の被害もあって、実際の軍政にはほとんど役に立たなかった。

また通信施設や報道機関には厳しい検閲があるとの記載もある。また生活水準は、ほぼ全体にわたって日本より低く、貧困が蔓延していることが紹介されている。

第3部「経済」には、全産業の構成、生産率、労働力、土地所有形態、金融機関等の詳しい記述と統計が掲載されている⁹⁷。産業に従事する労働者は、およそ1日10時間、1ヵ月25日労働するも日本の労働法が適用されている労働者の割合はごく低いことや、「琉球列島の人々の給与は日本より30%~60%低い」とされ、沖縄の労働者が苛酷な労働環境にさらされていることが記述されている。雇用可能な人口は、男性12.5万人未満、女性20万人未満で、賃金労働者としての熟練者や経験者はこのなかでもごくわずかであるとの記述もみられる。

『民事ハンドブック』において参照された参考文献は、「当時米国で入手出来た日・米政府刊行物、伊波普猷をはじめ東西学者の著書、論文、民間団体の刊行物、年鑑、統計資料、新聞社資料・写真、雑誌記事等276点に及ぶもの⁹⁸」であった。

ここで、マードックらの執筆者グループが『民事ハンドブック』において一貫して描いた「沖縄人は日本人でない」としたテーゼに焦点をあてて検討を加えたい。

マードックらは、こうした認識を形成するにあたって、バジル・ホール・チェンバレン (Basil Hall Chamberlain) や鳥居龍蔵等の言語学者や人類学者等を参照文献にあげている。そのなかには、「『沖縄学の父』という地位を与えられている⁹⁹」伊波普猷の著作も含まれている¹⁰⁰。『民事ハンドブック』の「解題」で宮城悦二郎は、同ハンドブックの参考文献の9割は日本語文献であり、1944年7月から同年10月までの短期間に完成させる「強行軍の作業」であったことを論じている¹⁰¹。このことから、日本語能力に欠けるマードックらに、日系米人、特にハワイの沖縄系米人の協力があつたと推定するのも可能であろう。

これらの先行研究と参考文献に基づいて、『民事ハンドブック』の沖縄の民族・言語観は構築されたが、マードックらが出した結論は、伊波普猷らの日琉同祖論を説く沖縄の研究者とは異なるものであった¹⁰²。

『民事ハンドブック』は、「琉球列島の民族史は、日本民族史と酷似して」おり、アイヌ民族、初期モンゴロイド、マライ人、後期モンゴロイドが時代を経て混血して形成されたものであるが、「琉球先住民にはなぜか、本土の日本人よりもアイヌの要素が多く入っているようだ」と民族的起源を記述し¹⁰³、また身体的特徴として、「日本人と比べて見ると、琉球人は幾分背が低く、がっしりしていて色黒で、鼻はきわだって高く額が広く頬骨はあまり目立たないと報告されている。琉球人の毛は日本人と比べて波立っており、またある地域の人々はアイヌの血が強いことを反映して顎髭や体毛がかなり濃い」と書き、アイヌ民族との血統的接近性を繰り返して述べている¹⁰⁴。

さらに『民事ハンドブック』は軍事作戦の視点から、日本人と「琉球人」の不和を指摘している。すなわち日本人は、「琉球人」を「田舎から出てきた貧乏な親戚」として扱い、様々な方法で差別している一方、「琉球人」は、劣等感など全く感じておらず、「むしろ島の伝統と中国との積年にわたる文化的つながりに誇りをもっている」とし、「よって琉球人と日本人との関係に固有の性質は潜在的な不和の種であり、この中から政治的に利用できる要素をつくるのが出来るかも知れない」と広報・宣伝や謀略作戦の着眼点を示している¹⁰⁵。

また言語についても、日本政府の強力な教育政策により日本標準語が沖縄の学校において教えられており、標準語は県内に定着しているとしつつも、「現代日本語と琉球語には、フランス語とイタリア語間にみられるような相違があり、お互いに相手を理解できるものではない」として、「琉球語」は「日本語」とは同起源をもつものの、異なる言語と記述している。

政府に関する項目においても、かつて独立国であった琉球が日本の侵略によって統合されたという歴史観に基づいた記述がなされており、①15世紀に成立した琉球王朝が1872年に日本政府によって王制を廃止されるまで独立国として存在したこと、②支配開始以来日本政府の目標は「列島を日本の政治、経済、文化気候に完全に統合すること¹⁰⁶」であり、この政策は「ほとんどの琉球人が自身を日本人だと思うというところまで成功¹⁰⁷」したことの2点をあげ、日本政府の「島民の同化」は「植民地政策」として効果を発揮してきたと報告している。

前述した通りマードックらは、教育を日本政府による強力なプロパガンダとみなし、日本の教育制度全体の目標は、天皇制国家への忠誠を植えつける「皇民化教育」にあり、琉球列島における教育方針も「日本全体の計画の一部として切り離せないもの」であり、「課程、指導方法、及び、運営方法は、中央当局によって厳しく規制されており」、沖縄における教育の自由は認められていないとみなしている¹⁰⁸。また学校制度における言語は標準語であり、琉球語は許されていないことから、全島的に標準語使用への転換が進行していることを指摘している¹⁰⁹。占領初期の段階において、教育やメディアにおいて、米軍政当局が琉球語の使用を検討していたのは、『民事ハンドブック』が描く戦前の日本政府によるプロパガンダの影響力を削ぎ、沖縄において人心を獲得する手段として、沖縄アイデンティティーの奨励が効果的と考えたからである。

先行研究において、大田昌秀はマードック・グループの報告を沖縄戦に先立つ綿密で周到な準備と捉え、沖縄人を日本人と人種的特徴が異なる異民族、もしくは異種族と考える点に注目している。すなわち『民事ハンドブック』は、「日本人と沖縄人を社会・文化的面から見ると、民族的にも言語的にも近い関係でありながら、日本人は沖縄人にたいし偏見をもち、同等とは

見ていない。その結果、両者間には潜在的な離反要因があるので、これを政治的に上手く利用できそう¹¹⁰⁾であると認識していたことに大田は着目している。

鹿野政直は第5代高等弁務官のフェルジナンド・T・アンガー (Ferdinand T. Unger) が「沖縄人は日本人でない」という沖縄観をもっていたというインタビュー記録を紹介しながら、こうした米国軍政首脳の見識の意識下に存在するのは、戦時下において沖縄戦に先立って進められたマードックらの沖縄研究であることを指摘している¹¹¹⁾。米国統治下にあつて「沖縄」という呼称が避けられ、「琉球」が用いられたのは、「琉球」が中国側からの呼称であるのに対して、「琉球処分」以来、本土への同化を推進する日本が「沖縄」呼称を意図的に用いた近代史に由来しており、沖縄を日本から切り離すことを占領当初に意図していた米軍は、逆に「琉球」呼称を選択した経緯があることは第2章で詳述する。こうした政策は、単に政治的・軍事的動機のみならず、当時米軍が抱いていた、日本によって文化的に「植民地化」された「琉球」を日本から解放するという、マードックらが構築した沖縄戦認識に起因するものであったと考えられよう。

2 軍事プロパガンダに用いられた沖縄地域研究

『民事ハンドブック』と並んで沖縄軍政将校たちのマニュアルとして作成され、将校たちの沖縄観に影響力を及ぼした文書に『琉球列島の沖縄人：日本の少数民族』(以下『琉球列島の沖縄人』)がある¹¹²⁾。同文書は米国軍事戦略局調査分析部(ハワイ、ホノルル市)が「沖縄研究」第3集として1944年6月1日付けで作成したものである¹¹³⁾。

同書を翻訳した宮城悦二郎の解題には、『琉球列島の沖縄人』はどのような研究者によって執筆されたのかの言及はないが、大田昌秀は、日米双方の心理戦と情報戦を研究した『沖縄戦下の米日心理作戦』で、米国の軍事戦略局が、「海軍省作戦本部軍政課の協力を得て、心理作戦を展開する目的で編集したものである」とあり、「心理作戦を成功させるためには、まず何よりも文化をはじめあらゆる面で敵の特質を把握することが肝要」という視点から行われたものであること紹介している¹¹⁴⁾。また大田は、ハワイ国際大学学長であった沖縄研究者、崎原貢¹¹⁵⁾の研究に拠って、『琉球列島の沖縄人』の執筆者は、ハーバード大学の文化人類学者アルフレッド・M・トツア (Alfred M. Tozzer) 教授であると推定している。

宮城や大田が指摘するとおり、『琉球列島の沖縄人』も『民事ハンドブック』と同様に、沖縄人を日本人とは異なる別の種族で、日本におけるマイノリティーであると位置づけている。『琉球列島の沖縄人』は『民事ハンドブック』よりも明白に、本土人と沖縄人のあいだに潜在的に存在する亀裂を利用し、両者を対立させて米軍による沖縄作戦を有利に進めようという意図が示されている。こうした姿勢は、『民事ハンドブック』が軍政マニュアルとして作成されたのに対して、『琉球列島の沖縄人』は情報戦の一環として作成された軍事計画であることに起因するものであろう。

『琉球列島の沖縄人』の概略を述べると、同書は3部構成になっており、第1部の「日本の沖縄人」では、沖縄の人種的起源、言語、県民性、服装、経済、結婚、政治、宗教、戦争、移民等について記述があり、歴史的に沖縄が日本によって圧迫を加えられてきたことを紹介している。第2部「ハワイの沖縄人」では、「序章」「沖縄人の名前」「人種差別」が論じられ、第3部では、まさしく沖縄人と日本人のあいだの「亀裂」と、これをいかに軍事的に利用するかが

論じられている。

注目すべき点として、『民事ハンドブック』と同様に、『琉球列島の沖縄人』においても、同書執筆のための調査研究は、戦前の日本と沖縄で行われていた沖縄研究を情報源として用いており、同書の沖縄観形成に日本と沖縄側の研究が少なからぬ影響を及ぼしている点である。以下の記述は、その一例である。

3. 沖縄人の起源

様々な研究法：沖縄史に関する書物のほとんどにおいて、沖縄人の起源を究明しようという試みがなされている。この課題は、体型、人体測定、言語学及び語源学、慣習、美術工芸、建築、宗教、経済、心理学の観点から研究されており、さらに古代芸能、歌謡、神話、民話、伝説、考古学を通じての考察もなされている¹¹⁶。

「沖縄史に関する書物のほとんどにおいて」という表現から、『琉球列島の沖縄人』執筆者も日本側と沖縄側の先行研究にあたるという作業をふんでいたと理解しうる。『琉球列島の沖縄人』が調査研究した領域は、言語、芸能、宗教、歴史等、まさしく日本民俗学や沖縄学が成果をあげていた領域である。これらの検討を経て、『琉球列島の沖縄人』は、本土研究者による研究と沖縄人による研究のあいだに認識のずれが存在していたことを、以下の通り鋭く指摘している。

日本人と沖縄人の文化的起源 日本人と沖縄人の文化的背景に関する書物は全て、2つの種類のいずれかに分類される。第1の種類は、この2つの民族の共通点を強調し相違点については殆ど触れていない。地元の沖縄人の著作は殆ど例外なくこの部類に属する。彼等は、たいていの場合、かなり無意識に日本本土の文化レベルのほうが高いと思っており、自分達の民族を文化的に同レベルまで引き上げることを義務と感じている。第2の部類に属する書物の著者は、たいてい日本人ではなく、この2つの民族の文化を明確に区別している。後に指摘されるように、南の民族はその歴史的背景と長期間にわたる中国との接触により北の日本人とはかなり違った特徴を持つことはごく当然である¹¹⁷。

巻末の参考文献には、『民事ハンドブック』と同様に、鳥居龍蔵の「沖縄諸島に住居せし先住民族に就て」、伊波普猷の『古琉球』『琉球古今記』『孤島苦の琉球史』等が、欧米研究者の文献と並んで挙げられている。この記述から読み取れるのは、「沖縄の知識人は日本民族、文化に対する劣等感を感じており、本土との『同化』を図ることでその劣等感を解消しようと試みている」と、米側の執筆者は、戦前の伊波らによる沖縄学を捉えていたことである。このように沖縄学を把握することにより、沖縄人は日本社会において差別されている被抑圧民族、言葉を換えれば沖縄人は日本人でないがゆえに少数民族として抑圧されているという認識が補強されるのである。

『琉球列島の沖縄人』は、ハワイの日系人社会に関する観察から「沖縄人と日本人がそれぞれ相手を受け容れられないという感情は、相互的なものである¹¹⁸」とし、日本本土において被差別部落民同様の差別感情が沖縄人に対して存在していることをこう指摘する。

日本人の反沖縄感情：沖縄人と日本人は全く違う 2 つの民族であり国民である、という以前日本で一般的であった考えは消えたが、内地では未だに偏狭な感情が残っている。時には、朝鮮人と南の島々の人は同じくらい「外国人」であると考えられている。沖縄人は「天皇が 1 度も訪れた事がない地方」からきたと言われている。ハワイ生まれのある琉球人はこう書いている。平均的ハオレ(白人)から見れば沖縄人は日本人だが、日本人から見れば沖縄人は日本人ではなく「外集団」に過ぎず、外見通りの価値しかない。沖縄人のすることはすべて野蛮で無骨であり、また「外集団」というものは信用出来ないから、いつも懐疑の目で見なければならぬ。一方、日本人は内集団であり、より優秀である、というのである¹¹⁹。

『琉球列島の沖縄人』によれば、沖縄人に対する差別感情が存在するのにもかかわらず、「沖縄人について知っている人達の間では、沈黙を守るといふ暗黙の了解ともいえるものがあり、少なくとも沖縄に関する様々な問題に対しては寡黙である¹²⁰」というのが日本国内の知識人の態度である。

同書は、米軍が占領しようとしている地域が、東シナ海の東辺をなし、日本、中国、台湾、フィリピン、米国本土との間で戦略的に重要な意味をもつ地域が沖縄と日本委任統治領であることに触れ、「遅かれ早かれ連合国によって占領されるであろう 3 地域もしくは 4 地域において、沖縄人のグループと日本本土人即ち内地人のグループがあり、多かれ少なかれ長年続いた敵対心が存在」することに着目し、「この亀裂は自然なものであり、人種の相違、そして言語や文化の違いを基としていること」「歴史もまた、この 2 集団間に存在する反感をつくりあげる大きな役割を果たしていること¹²¹」から、沖縄人と日本人のあいだに存在する亀裂を戦争に利用する方策について検討を進めている。

ここで『琉球列島の沖縄人』執筆者たちが情報戦の訴求対象と想定したのが、沖縄の独自性に対するプライドが高く、また歴史的経緯から中国に対する親近感を抱いている「士族」と都市部の「教育程度がより高く、社会的地位も農民よりも上に位置する人々」である。それは、彼らは日本人と接触する機会も多く、日本人が有する沖縄人への差別意識に怒りを感じている層であるからである。戦後米国が琉球大学設置にみられるような知識人を訴求対象とするパブリック・ディプロマシーの原型を、以下のような、戦時中の米側の情報戦略のなかに見出すこともできよう。

沖縄人は踏みつけにされてきた、という考えを増大させ、そして日本人全体と対比させて沖縄人としての自覚を持たせるように方向づけをする宣伝活動、即ち懐柔策は、実を結ぶ可能性がある。「負け犬」が自己主張する時は今だ、という感情は、奨励と誘発により、実際に爆発することはないかもしれないが、彼等の領土や国に侵略しようとする敵の計画を黙認するという状態になる可能性はある。(中略)

軍による管理と戦後の安定化の中では、一般農民や労働者達に見られるような特有の劣等感を殆ど持たない上流階級の沖縄人は、重要な役割を果たせるであろうことは疑いない。沖縄人であることに対する誇りが公然と表現されるのは、この上流階級の間においてである¹²²。

「解題」において宮城は、このような作戦が実施されたか否かは明らかでないが、実際に実施されても作戦上の効果は乏しかったであろうと推定している。その根拠は、米側の基本認識

となっている「オキナワジン」と「ナイチジン」の反目という認識はハワイの日系人社会観察から生まれたものであり、また強力な中央集権的イデオロギー教育が実施されていた戦前の沖縄では「沖縄人は日本人になっていた」のであり、ハワイと沖縄では状況が違うことを米側は見落としていたことにある。しかし、『琉球列島の沖縄人』の示唆した点は、米軍の沖縄侵攻作戦ではなく、その後の沖縄軍政において大きな意味を帯びてくることになったことを宮城は指摘している。

「沖縄歴史の知識を利用して、インテリ層の信頼と尊敬を勝ち取ることができよう」と本論で提案されているが、これは見事に的中している。1946年4月24日、沖縄民政府創立に寄せた副知事・又吉康和の祝辞には「かえりみるに昨年8月諮詢会が設置されて以来、ムーレー副長官を始め、軍政府の幹部将校には沖縄の古代史から現在に至るまでに徼に入り、細に亘る研究を遂げられ懇切きわまる指導を賜り云々、、、」とあり、海軍軍政府の幹部将校たちが沖縄の歴史を知っていることに感動と尊敬の念を表している。幹部将校たちがこの論文を読んでいたかどうかは分からないが、彼らの琉球歴史に関する知識が『民事ハンドブック』からきたことはほぼ間違いないだろう¹²³。

『民事ハンドブック』と並んで『琉球列島の沖縄人』は、沖縄の歴史と文化の独自性を強調し、奨励することにより沖縄アイデンティティを強化し、その結果として戦前の大日本帝国の皇民化教育を否定し、1950年代以降の日本への復帰運動を抑えるという戦後沖縄のパブリック・ディプロマシーの基本的枠組みを用意するものだった。

マードックらの沖縄研究が軍政幹部に与えた影響を分析するにあたって、軍人も含めて戦時中の米国社会一般がいかなる沖縄認識を有していたかという点に、留意しておく必要がある。このテーマについて、崎原貢は、米国の西部の『ホノルル・アドバイザー』紙、中部の『デトロイト・フリー・プレス』紙、東部の『ニューヨーク・タイムズ』紙を取り上げ、その紙面記事で語られている沖縄像を抽出している。崎原によれば、いずれの紙面も「日本と沖縄をはっきり分離して、沖縄人は日本人ではないと断言」し、「常に沖縄人を被圧迫民族、被征服者、日本人を圧迫者、征服者としてとらえ」、「日本人は他人の国に割り込んでくる汚いジャップであり、沖縄人は温厚、勤勉で平和を愛する民族である」という共通点を有していた¹²⁴。

崎山が引用している新聞記事中、『ホノルル・アドバイザー』紙記事の日付は、1944年9月12日である。つまり、『民事ハンドブック』が完成する以前であり、米軍軍事戦略局が『琉球列島の沖縄人』を完成した3ヵ月後のことであるが、『琉球列島の沖縄人』が軍事作戦文書として一般公開されていなかったことから、この記事は軍部内の沖縄研究を参照することなく独自の取材研究を通じてまとめられたものと考えられるが、この紙面で語られる認識は、『民事ハンドブック』や『琉球列島の沖縄人』の沖縄像とほぼ一致している。

この記事を執筆したJ・A・マッシュマンが「沖縄人は日本人ではない」と語る根拠として、『大英百科事典』を参照したことを明らかにしている。同事典中の「大部分の、土着の人口は全く違う型に属していて、或る点ではアイヌ人に類似している」という記載が、彼の主張の根拠となっている¹²⁵。

ここから推察できるのは、戦前と戦時中において米国社会の沖縄認識は非常に限られたもの

であり、戦争という必要性に迫られた彼らが沖縄に関する知識を求めたのは『大英百科事典』という欧州の「知」の蓄積だったということである。この点については、『民事ハンドブック』や『琉球列島の沖縄人』も変わることなく、英国海軍軍人バジル・ホール (Basil Hall) の『1816年の琉球及び東洋航海録』等、近代以降の欧州諸国の沖縄旅行記や地域研究が参考文献としてあげられている。

ヨーゼフ・クライナー (Josef Kreiner) によれば、ホールの航海記は、欧州の沖縄認識に大きな影響を与えたという¹²⁶。1816年にホールは中国への使節団派遣の帰途に、那覇に寄港・滞在した。英国への帰国の途中、セントヘレナ島に流刑されていたナポレオン一世と会食し、「琉球は武器をもたない国」と語り、ナポレオンを驚かせ、「沖縄は平和の国」「南洋の楽園」というイメージが欧州において定着していった。「日本本土の差別、迫害に従順に従う沖縄人」という『民事ハンドブック』や『琉球列島の沖縄人』の沖縄人描写の背景には、こうした19世紀以来の欧州の沖縄認識が影響しているものと考えられる。

さらに欧州の沖縄研究において言及すべきは、バジル・ホールの孫である英国の言語学者バジル・ホール・チェンバレンであろう。チェンバレンは、日本に近代言語学を導入した研究者として知られ、1873年から1911年まで日本に滞在し、日本語、琉球語、アイヌ語等の論考を残した。特に1895年に発表された「琉球語の文法及び語彙に関する試論」は、彼の沖縄認識の基本的枠組みを示した重要な論文である。このなかでチェンバレンは、琉球語と日本語は共通の祖語を有し、そこから分岐して、それぞれに発展を遂げたものであると主張した。チェンバレンの論文は、日琉同祖論に科学的根拠を与えるものであり、これは欧州のみならず、日本国内や沖縄の研究者に大きな影響を及ぼした。伊波普猷の処女作『琉球人種論』は再三にわたってチェンバレンの学説に言及し、チェンバレンの日琉同祖論の正当性を文学研究の領域から実証しようという立場で執筆されたものである。

このことは、すなわち伊波らの沖縄人研究者による、自らのアイデンティティー模索研究も、欧州の沖縄研究に負うところが少なくないことを示している。『民事ハンドブック』が参考文献として伊波、チェンバレン、鳥居龍蔵ら「日琉同祖論」者の著作をあげつつ、「沖縄人は日本人とは異なる」という異なる結論を見出したことに関して、小熊英二は、人類学や言語学における「日本人」の境界設定の恣意性を指摘している。その上で小熊は、宮城や大田らの研究を、「沖縄人を『日本人』でないとするアメリカ側の見解を偏見による『誤謬』と位置付けているくらいが感じられる」と指摘し、「沖縄人を『日本人』か非『日本人』かに分類する行為そのものが不毛であると考えたい」と述べている¹²⁷。

本研究においても、「国民意識」や「国家アイデンティティー」は人為的に構築されたものであり相対的なものとする立場から、「沖縄人は日本人か否か」という判断のいずれかに組することはしない。

より重要な論点は、『民事ハンドブック』の沖縄観が、戦時中のみならず戦後の米軍による沖縄統治に都合がよいものであったことであり、客観性を装った文化人類学の学説が国家の要請するイデオロギー性を帯びていたことを確認することにある。

3 民主化の旗手としてのマードック

『琉球人』は日本人でない。したがって琉球文化の独自性を強調することによって、沖縄を

日本から切り離すことができる」という戦後米国の沖縄軍政に携わった軍政幹部や中堅指導層の沖縄人観の基本的な方向付けに、マードックは、『民事ハンドブック』を執筆することによって一定の役割を果たした。さらに、彼は沖縄軍政当初の一時期、日本本土占領軍の「ニューディーラー」のような理想主義的な社会改革を試みようとしたことで沖縄軍政の歴史に名をとどめている¹²⁸。

ポツダム宣言受諾の終戦詔書の玉音放送が日本全土に流れた1945年8月15日に、沖縄では米軍によって、米軍の収容所に集められていた住民128人からなる仮沖縄人諮詢会が召集され、著名な教育者である志喜屋孝信が議長に任命された。さらに、8月20日に仮諮詢会は選挙で15人を選び、15人の委員からなる沖縄諮詢会が発足した。

米軍が沖縄諮詢会に求めたのは、米軍政府の諮問に対する答申、軍政府への陳情のとりまとめ、中央政治機構創設に関する計画の立案等、米軍と沖縄住民とのあいだの意思疎通を図る機能である。1946年4月24日に「沖縄民政府」へ移行するまで、食糧配給、土地所有権認定措置法案、戸籍法の整備、旧村への住民移動、教育・公衆衛生、人口調査、初めて婦人参政権を認めた市長と市議会議員選挙等に取り組んだ。今日、沖縄諮詢会は、戦後沖縄の立法、行政機構の出発点と位置づけられているが、その発足当初の段階にマードック海軍中佐は、軍政府政治部長¹²⁹、すなわち諮詢会発足の米側責任者として関わっている。鹿野は沖縄諮詢会の議事録等から、マードックが「占領体制の発足期に、もっとも急進的な『民主化』論者となったように思える¹³⁰」と評している。

8月15日に召集された仮諮詢会の席上でマードックは、軍の方針として、諮詢会の15人の委員を選ぶにあたって、「各部にわたり専門の知識技能を有する人及び各社会階級の代表者を一部の地区に偏しない様に且つ、日本の軍部や帝国主義者と密接な関係を有する者は望まない。尚御都合主義で米国の気嫌（ママ）のみを取って自己の利益を考えて居る者は排したい。誠心誠意沖縄の福祉に対して強硬に率直に述べることの出来る方を軍政府は望んでいる。」（「沖縄諮詢会記録」）¹³¹と述べた後に退場し、沖縄側が自主的に委員の選出方法を決めることを求めている。また諮詢委員を選出するための20日の会合で意見を求められたマードックは、「若い者を代表して居る者がいない」「最後の決定は皆がすべきで軍政府は干渉したくない」「此所で意見を発表せずに後になって軍を批評を持って来ては困る。忌憚なく強く発表されたい」「軍としては皆を代表して真に皆の信頼を受けた諮詢機関を得たい」と述べて¹³²、諮詢会を沖縄側の民主的な意見集約の場として、軍政当局はこれを尊重する姿勢を示した。2ヵ月に満たない短い政治部長のポストにあつて、マードックは婦人参政権の付与や中央代議員制度の創設についても諮詢会の議論において啓蒙主義的な発言を行っている。

沖縄諮詢会のメンバーで個性的な琉球独立論者であった仲宗根源和の以下の回想からも、マードックがいかに沖縄の民主化に対して熱情を傾けていたかがうかがえる。地方自治制度について討議する9月の諮詢会会議の席上で、マードックと仲宗根は激論をかわした。

マードックさん（原文ママ）は顔を真赤にして論じる。私はテーブルをたたいて自分の議論を進める。中に立って通訳する丸本中尉ももてあましきみで、私の主張を其のままは通じていないかのように思えてきたので「今日は討論なのか命令の伝達なのか」と突っ込んでみると「討論だ」と答える。それなら譲れない。また激論をたたかわす。老人の諮詢会委員たちは困った顔している。（中略）その会議がすんで中佐たちが帰ろうとするとき、又吉総務部

長がマードック中佐に向かって「今日はトラブル（紛争）をおこして相済みません」というと、中佐は「ノー、トラブルではないディスカッション（討論）です」とあっさりしたもの¹³³。

マードックの民主化に対する真摯な姿勢と公平な態度は、沖縄諮詢会の委員たちにも強い印象を残した。ところが、沖縄の民主化を牽引しようとするマードックのリベラルな姿勢は、沖縄諮詢会を効率よく軍政運営するための上意下達的意思伝達機構としかみなさない軍政首脳部の意にそぐわなかった。10月2日にマードックは罷免され、あわただしくマードックは同月に米国に帰国している。

この時期の米軍内部の沖縄軍政をめぐる意見を、米軍の正史である『琉球列島の軍政』は、マードックの帰国は海軍予備役将校の動員解除によるものであって、軍政をめぐる路線対立が理由ではないような印象を与える記述をしている。他方で、『琉球列島の軍政』には、1945年9月なかば労務担当のジョン・カルドウェル中佐¹³⁴が政治的民主化よりも民事行政の安定による沖縄の経済復興を重視する沖縄の民政府の包括的な計画を策定し、軍政本部では受けがよかったが、「例外はマードックであった。マードックの性格と野心がカルドウェルのそれと衝突したのである」という記述がある¹³⁵。また彼の上司であるムーレー（Charles I. Murray）軍政副長官は、沖縄に行政組織を設置すべく検討を進めていたが、それは「行政」（administering）であり「自治」（governing）を意図するものではなく「両者を明確に区別していた」との記述もある¹³⁶。また鹿野は、マードックの実質的な後任となったジェームズ・ワトキンス海軍少佐¹³⁷の、「われわれの司令官は、10月下旬に”リトルトーキョー”を創る計画を推進しようとしたこの人類学者を叱りつけた」等の回顧証言を紹介しており、マードックがこの時期に、軍政内部で孤立していたことをうかがわせる¹³⁸。

マードックの沖縄に対する姿勢は啓蒙主義的であり、占領者の立場から為された発言であることから、沖縄人に対して対等の立場にあったとはいえないが、好意的な評価が、前述の仲宗根源和のように、マードックと接した沖縄人に残った。については、学者出身の軍人や海軍が軍政を担当していた時代を、後にやってくる陸軍軍政時代との比較の上で、肯定的にとらえる傾向が沖縄側研究者の先行研究にみられる。

宮城悦二郎は、「いわゆる”海軍時代”は学者軍人が軍政府の重要ポストを占めていて、まじめに住民のことを考えていた」として、マードック、カルドウェル、ワトキンス、軍政府教育部長であったウィラード・ハンナ海軍少佐らの名をあげて、「彼らはいわば日本占領直後マッカーサーのもとで戦後改革にとりくんだリベラルで理想家肌の『ニューディーラー』たちに似ていたといえよう」と高い評価を与えている¹³⁹。

しかし大田昌秀は、「軍政初期には、軍政要員、とりわけその幹部クラスに元大学教授などの有識者や非職業軍人らがいて、それが比較的に占領統治を円滑にした。（中略）戦場に出る前に象牙の塔で構想した一定の理論を実地に適用しようと思ったわけである」と、学者出身軍人の社会実験を肯定的に捉えつつも、「そうした試みは、生粋の職業軍人たる軍政副長官やその幕僚たちの容認するところとはならなかった」として、軍政内部のマードックらの限界を指摘している¹⁴⁰。その上で、マードックの帰国後に来たのは、「軍政について知識も経験もないズブの素人たち」で、そのほとんどが「海軍の将兵よりも物わかりが悪く、融通のきかない陸軍兵士たち」で、彼らの多くはマードックらが作成した『民事ハンドブック』を「丸ごと鵜呑みにして、たとえその内容が実情にそぐわない面があっても、無視しがちだった」と述べている¹⁴¹。

マードックが志向していた沖縄民主化への芽は、皮肉なことに彼自身が以前に執筆した『民事ハンドブック』に影響を受けた者たちによって否定されたのである。つまり『民事ハンドブック』には、占領者と被占領者のあいだの相互理解を阻害する問題が含まれていたともいえ、この点については後述する。

さらに「海軍」や「学者軍人もしくはニューディーラー」が、「陸軍軍政」と較べてリベラルで、相対的に善政であったという見方も、陸軍軍政が硬直的であったゆえに、それ以前を過度に美化して捉えた印象論の域をでないという見方も可能であろう。1945年の秋においてマードックの沖縄民主化実験をつぶしたのは、当時軍政に責任を負っていた海軍軍政の首脳部である。またマードックと対立したカルドウェルやマードックの後任のワトキンスら学者出身軍人たちは、マードックと較べて、沖縄民主化に対しては冷めた姿勢をくずさなかった。ワトキンスは1946年4月18日の沖縄諮詢会の席上で、「軍政府は猫であり、沖縄は鼠である。猫の許す範囲しか鼠は遊べない」という有名な発言をしている¹⁴²。これは数ヵ月後に敷かれる陸軍軍政を意識して、「(学者出身の)私、カルドウェル大佐、ローレンス少佐、ハンナ少佐が長官の後に居るが後任は軍人のみであるから相当の権力で行くのではないか」といった懸念から沖縄側の高まる民主化要求を牽制するものであり、「猫と鼠は今好い友達だが猫の考へが違った場合は困る」「講和条約の成るまでは民衆の声は認めもしない、又有り得べきものでない」等たぶんに恫喝的な表現で諮詢会委員を抑えている。

学者軍人のリベラルな態度も軍事目的の遂行という軍政の基本的枠組みを越えるものではなかった。マードックによる民主化の試みと挫折に論及した鹿野は、海軍から陸軍に軍政担当が移行したことで民主化が逆行したのではなく「舞台裏では、海軍時代にすでに転換が起きていたのである。人類学者の『民主化』の実験は潰え去り、より冷徹な政治学者がその後に座った」と評している¹⁴³。

人類学が政治学よりも理想主義的でリベラルという見方にも疑問が呈せられよう。次項で明らかにする通り、米国の文化人類学は、全ての文化が相対的に等価値であるという文化相対主義を標榜しつつ、第1次世界大戦以降「自己」を相対化する視点を欠いたナルシスティックな米国民論を生産する傾向に向かい、さらに第2次世界大戦の戦中・戦後からは、超大国米国の政治軍事戦略を担う国民に自己認識・世界認識を提供する「国学」的な役割を果たした。マードックの沖縄研究や沖縄民主化の試みも、そうした背景のもとで進められたことを勘案すると、マードックはリベラルであると同時にナショナリストであったと位置付けることも可能であり、彼を真の理想主義者と捉えることには留保せざるをえない。

マードックもワトキンスも「支配する」側の一員であり、沖縄側は彼らによって「支配される」立場にあることから、両者の関係は対等ではないことに留意しておかなければならない。そこで「支配する」側から語られる民主化とは、啓蒙主義的な上から与えられる民主化であり、「文明」から「未開」を「教育」という図式において成立する民主化である。

4 自己確認の方法としての文化人類学

前項でみてきた通り、マードックら文化人類学者は、戦後米国の沖縄軍政に携わった軍政幹部や中堅指導層の沖縄人観形成に一定の役割を果たし、その結果として具体的な施策についても少なからぬ影響を及ぼした。鹿野・大田・宮城らの先行研究は、初期米軍政に幹部将校として

関わった「学者軍人」マードックの統治者としての功罪を論じている。しかし、これら先行研究は、戦後米国に帰国した後、マードックのその後を追わない。①彼が戦後米国においてどのような「知」を構築していったのか、②彼がアメリカ民族学会やアメリカ人類学会会長にまで登りつめたのはなぜか、という問いを究明することで、沖縄における彼の行動と彼の知が戦後米国軍政に及ぼした意味を照射しうる。マードックの「知」を問うことは、以下のような今日的意義を有するものと本研究は捉えている。

今日、米国において、あらためて文化人類学と米国社会の関わりのあるあり方を、文化人類学者自らが問う状況が生じている。なぜなら文化人類学は現代米国社会においても、軍事、経済、福祉、環境、ジェンダー等様々な分野で社会的影響力を有しており、その影響力が政治権力と結びつくことによって生じる様々な問題が指摘されるようになってきているからである。このような知のあり方への異議申し立ては、1960年代後半ベトナム反戦運動や大学紛争において顕在化した。

特に 2001 年の米国同時多発テロ事件以降、米国政府と軍部がイスラーム世界における戦争に突入していく過程において、文化人類学者が社会においていかなる役割を果たしていくべきかについて盛んに議論が行なわれたことは記憶に新しい¹⁴⁴。

このような今日の米国文化人類学が内包する諸問題の原点ともいえる 20 世紀前半の米国文化人類学の歴史的岐路において、マードックは少なからぬ役割を演じた。本研究の結論を先取りすれば、マードックは、①戦後米国社会において進行した軍学連携の先駆的役割と、②冷戦期の米国を自己肯定する「国学」イデオロギーを米国民に提供する役割の 2 つを果たしていた。

彼が軍政のための沖縄研究に取り組んだ 1930 年代や 1940 年代は、文化人類学が現在以上に大きな影響力を有していた。フランツ・ボアズ (Franz Boas)、マーガレット・ミード (Margaret Mead)、ルース・ベネディクト (Ruth Benedict) ら文化人類学者がひんぱんにメディアに登場し、一般人にもわかる言葉で、国際政治や海外の文化について解説し、孤立主義という独特の知的伝統を有し、フィリピン以外には、欧州列強のように海外に植民地をもたなかったゆえ、海外情勢に関する知識や経験に乏しい米国国民の対外認識形成に影響力をもった。

日本とのあいだで戦われた太平洋戦争は、アジアと太平洋地域の島々での戦いだったが、米州とフィリピンを除き海外派兵経験の乏しい米国軍部にとって、文化人類学者の知識は、軍事作戦上必要かつ有益な情報であり、彼らとの連携は不可欠なものであった。文化人類学が軍事目的に利用され、文化人類学者が軍部によって敵国をスパイするための道具と化すことに警鐘を發した師匠のボアズとは異なる道を歩んだミードやベネディクトは、戦時情報局に勤め軍の資金を得て日本やルーマニア等の「国民性」研究に取り組んだことは、ベネディクトの著作『菊と刀』とともに一般に広く知られている。

米国の文化人類学史においてマードックも、「核家族」という概念の提唱者として必ず言及される重要な文化人類学者という扱いを受けているが、①彼がベネディクトやミードと同様に、文化人類学者として主体的に軍政研究に関与し、沖縄戦終結後の一時期、軍政将校として沖縄軍政に携わったこと、②彼と彼のイェール大学の同僚であるクレラン・S・フォード、ジョン・F・ホワイティングらが作成した『民事ハンドブック』が米国の沖縄人観に長く影響を及ぼし続けたことの 2 点は、米国においてもほとんど忘れ去られている¹⁴⁵。

ここでは①マードックがその文化人類学の専門知識によって、米国の戦争遂行にどのような

協力を行ったか、②文化人類学者の研究環境、とりわけ彼らが調査を行う「フィールド」が戦争によっていかなる影響を受けたか、の2点について確認することによって¹⁴⁶、後に琉球大学の設立・運営においてみられる軍とミシガン州立大学をはじめとする研究者の密接な協力関係と軍学連携の原点を考察する。

マードックは、1897年5月11日に米国コネティカット州に生まれ、1925年にイエール大学で博士号を取得した¹⁴⁷。1928年に同大学の社会学助教授に就任し、1934年には民族学(ethnology)の副教授、次いで人類学(anthropology)の教授に昇進し、1938年に41才という若さで主任教授となった。

1929年にイエール大学に学際的研究拠点として人間科学研究所が設立された。同研究所は、人類の基本的性質と社会秩序の基本的問題を理解するため、人類学、社会学、心理学の知見を総合的に組み合わせることをめざした。同研究所に対して、ロックフェラー財団は、1929年からの10年間で250万ドルの研究助成を支援している¹⁴⁸。

1937年7月から41年12月まで、イエール大学人間関係研究所はマードックを長として、クレラン・フォード教授、ジョン・ホワイティング教授らの参画による「クロス・カルチャー調査」という共同研究を実施し、これが海軍の注目するところとなった。マードックが『社会構造』の「はしがき」で語っている言葉によれば、同研究は社会科学における総合的・学際的な共同研究であり、「未開社会だけでなく、歴史社会、現代社会も含めて、150ほどの人間社会について、原資料からフルに抜き出し、これを項目別に分類した、地理的・社会的・文化的情報の完全なファイルが作成された。このファイルからは、収録されたどの社会についても、特定の目的に関するすべての情報を、ごくわずかの時間(図書館で調べるのと較べて)で手に入れることが可能¹⁴⁹」な研究であった。分析においては最新の統計学的手法を用いることで、主観的という批判をうけがちな文化人類学の弱点をカバーし、客観的に仮説の有効性を実証することが試みられた。

対外的な情報に関する知的関心が弱い米国にあって、こうした調査はこの国の対外認識を改善するために価値あるものと映ったので、メディア関係者は、この調査で作られたファイルを、「文化銀行」と呼んだ¹⁵⁰。

アジア・太平洋という未知の地域での戦争を想定し、開戦準備を急ぐ海軍にとっても、太平洋関係の膨大な社会文化に関する情報が収集された同研究は有益なものに違いない。日本による真珠湾攻撃で対日戦争が勃発すると、米国海軍情報部と陸軍諜報サービスは、それぞれ上級機関に対して、マードックら研究者グループによる日本委任統治領の研究を行うことを勧告し、1943年3月には3教授を将校に任命し、コロンビア大学の海軍軍政学校に配置している¹⁵¹。

マードック・グループは、海軍にあって8つの軍政要員向け民事ハンドブックを書いたが、その一つが沖縄を分析対象とする、前述の『民事ハンドブック 琉球諸島(OPNAV13-31)』である。マードックは沖縄戦に参加し、軍政幹部として軍政初期に沖縄の民主制度作りに着手し、1年にも満たない短期間であるが、彼と接した沖縄社会の指導者たちに強い印象を残している。

米国に戻ったマードックはミクロネシアを対象とする文化人類学調査を指導し、イエール大

学を 1960 年に退官している。退官後はピッツバーグ大学の社会人類学主任教授の職を得て、1973 年に退職するまで同大学に在籍した。この間の 1947 年に応用人類学学会会長、1952 年から 53 年にはアメリカ民族学会会長、1955 年にはアメリカ人類学会会長を歴任する等、米国の文化人類学における指導的地位を登りつめていく。

なおマッカーシズムの時代にマードックが、アメリカ人類学内における学会員情報を FBI に秘密裏に渡していたという批判があがった。FBI (Federal Bureau of Investigation) や CIA (Central Intelligence Agency) などの情報機関にはイェール大学出身者が多く、また戦時中から冷戦初期の 1950 年代において、文化人類学者は海外でのフィールド調査の後、しばしばこれら情報機関から報告を求められることがあった。米国の文化人類学の祖であるボアズは文化人類学が為政者のスパイとなることを強く戒めたが、第 2 次世界大戦を経たマードックの時代、大学・軍・情報機関とのあいだにはギブ・アンド・テイクの関係が存在し、両者の距離はかなり近いものとなっていた。冷戦時において、さらに強化されることになる「軍学連携」体制は、第 2 次世界大戦を契機に形成されたといえ、本研究が分析対象とする、軍の委託を受けたミシガン州立大学による琉球大学への協力プロジェクト「ミシガン・ミッション」も、このような軍学連携の産物であることを第 2 章で分析したい。

米国の文化人類学は、19 世紀末に欧州で主流をなした社会進化論に対するアンチテーゼとしてフランツ・ボアズにより提唱された「相対主義」によって独自の発展をとげた。個別の文化に関する情報と統計を包括的に収集し、フィールド・ワークを重んじるマードックの学風は、ボアズが切り拓いた文化相対主義の延長線上にある¹⁵²。1898 年にコロンビア大学に米国で初めて文化人類学部を開設し、米国の文化人類学の父ともいわれるボアズは、文明は絶対的なものではなく、相対的なものであり、自らが報じる観念と価値観が真実であるのは、それぞれが所属する文明の枠内でのことにすぎない、という徹底した文化相対主義を唱え、彼の学生にも、他者をみるには他者の視点からみることが必要であり、さらに他者の視点から自分自身を見直すことを要求したとされる¹⁵³。

文化人類学を通じて、人種差別と民族偏見を戒め、社会改革への貢献を生涯の願望としていたボアズは、同時に学術が政治権力に利用されることを強く戒めた。にもかかわらず彼の弟子であるルース・ベネディクトやマーガレット・ミードは、第 2 次世界大戦の勃発とともに、軍に協力して戦時情報局に勤め、そこで敵国である日本等の国民性研究に没頭している。ボアズにとって「次の次」の研究世代であるマードックも同様である。ボアズと、「文化相対主義」によって彼の思想的系譜を継ぐベネディクト・ミード・マードックのあいだに横たわる深い断層はなぜ生じたのかを検討する。

20 代青年期のマードックは、母校イェール大学の教師であった A・G・ケラー (A. G. Keller) の影響を受けている。ケラーはイェール大学において高い人気を得ていたウィリアム・サムナー (William G. Sumner) 教授の著作集の编者として知られている。サムナーは政治学・社会学講座の教授として、経済における自由放任主義を唱え、また社会進化論の影響を受けた社会学を講義していた。マードックは社会進化論に関心を寄せたが、これにはケラーを通じたサムナーの間接的影響があった。

マードックは彼の著作『社会構造』の「はしがき」において、彼の学風はケラーを通じてサムナーの影響を受けていること、それは「文化の相対性」に対する認識であることと書いている¹⁵⁴。さらにケラーからも、「文化の機能的概念」と「文化はその担い手の基本的なニーズを

みたしながら、真に進化的な過程、すなわち秩序ある適応的变化というプロセスにおいて、一種の集団的試行錯誤をたどりながら、時とともに変化していく、ということ」を学んだと記している。

ここに1つの矛盾が存在する。文化相対主義は、当時欧州の学会で論じられていた社会進化論に反発して、マードックの師匠筋にあたるボアズが打ち出した理論であるが、サムナーは社会進化論に近い立場にあった。なぜマードックは文化相対主義をサムナーから学んだと述べたのかは、マードックの「知」には出発点から「ねじれ」現象が生じていたのである。

このような矛盾をどう捉えるべきかに関して、マードックは、『社会構造』の「はしがき」において、同書に影響を与えたのは、①サムナー・ケラー学派の社会学、②ボアズを中心とする人類学の2つとしてそれぞれの理論の長短を論じている¹⁵⁵。

サムナー・ケラーの学説は、文化を、「その担い手の基本的なニーズをみたしながら、真に進化的な過程である秩序ある適応的变化という特徴をもつプロセスにおいて、一種の集団的試行錯誤をたどりながら、時とともに変化していく」と捉える。文化を不変的・固定的なものではなく、適応的・機能的なものとして「発見」したことを、マードックは評価している。他方、「科学の仮面」をかぶって恣意的に行われた価値判断に基づく「進化論」を斥けている¹⁵⁶。

これに対して、社会進化論を崩壊させたボアズらの人類学派について、マードックは自らの学説を「この派に負っており、この派の貢献を心から評価している¹⁵⁷」と述べ、フィールド調査という研究方法の導入や、諸文化の歴史的相互関連の例証等の功績に触れている。にもかかわらず、ボアズの文化人類学は「進化論という亡霊は祓った」が、新しい文化理論を構築できなかった、と理論の不在を指摘している。その点からは、逆にサムナー・ケラーの「文化の機能的概念」は、ボアズが行わなかった文化の定義と文化の概念化という観点からマードックにとって魅力的なものに映った。

以上で述べた通り、マードックの「知」には「社会進化論」と「文化相対主義」という相矛盾する概念が、相互補完するような形で取り込まれていた。

さらに、20世紀に入って米国という国家が大きな変化を経験するなかで、ボアズの文化人類学も変質してゆき、その流れのなかでマードックの「知」は形成されていった点も指摘しておきたい。この点に関して、竹沢尚一郎は、第1次世界大戦後に米国の精神史において大きな変化が生じたことと論じている¹⁵⁸。それは、第1次世界大戦の参戦によって、米国史上はじめて強い国民意識が生み出されたことである。欧州やアジアと違い、文化的伝統や歴史体験という共通の精神基盤をもたない米国において、なにをもって自分たちの文化的特徴とし、国民意識の基盤は何かという点について、米国内で盛んな議論がかわされた。

そうした時代背景にあって、米国において発達した文化人類学も「単なる異文化の記述と分析ではなく、自文化を新たな視点から、ときに批判的に、ときに擁護的に見るための鍵を提供することが求められた¹⁵⁹」。

しかし「対照される文化との相互対話が論理的に保証されないかぎり、それは自己の文化の肯定に終わる¹⁶⁰」るのであり、自己満足的な「アメリカ文化論」がそこから創出されていった。

ベネディクトやミードの著作は、一見するとアカデミックな日本論に見えるが、そこには自己と他者を厳然と峻別し、そこに決定的な差異があることを記述する。そこで「未開」と「文明」という観点から対比させることは、自国の社会・文化に対する肯定が前提にあり、戦争を遂行する米国民に無条件の自己肯定をもたらすという政治性を秘めた文書である。竹沢は、ベ

ネディクトとミードの文化人類学を、「ナショナル・アイデンティティの確立が課題であった1930年代の合衆国社会の要求に応えられる学問へと変質」した、と論じた¹⁶¹。

マードックらの『民事ハンドブック』も、暗黙の前提として、読者である「米軍将校＝文明の側に立つ者」という視点から、「沖縄＝未開の民」を観察するという基本構造によって構成されていることが指摘できよう。

竹沢によれば、米国社会の精神史に大きな変化が生じたのは、第1次世界大戦と第2次世界大戦の戦間期であり、その時期に米国の国際的地位と国民意識の変化が生じたと竹沢は論じるが¹⁶²、一方ディビッド・プライス (David H. Price) は、第2次世界大戦の勃発が1つの契機であったことを主張する。彼は、マードックの「クロス・カルチャー調査」研究が当初は理論的な探究から行われたものであったのに、第2次世界大戦とともに軍事的使命を意識したものに変わったことを指摘している。

つまり真珠湾攻撃直後に、イエール大学人間科学研究所は、政府のいかなる機関とも委託研究契約を結ぶ用意があることを研究所幹部が表明し、同研究所は日本人の「文化的・人種的特質」に関する研究を直ちに開始した。マードック自らも、「クロス・カルチャー調査」が従来行ってきた太平洋諸国民に関するデータ収集・分析から重点地域を切り替えることを決め、日本の信託統治領であったマイクロネシア諸島の民族研究を開始した。彼らは、軍が必要とする地域に関する専門的知識をもった米国全土の文化人類学者のリストを作成し、それを軍部に送った¹⁶³。

米国政府が多数の青年たちを兵士として送り込もうとしている地域は、米国にとって異質の、未知なる世界であり、これから戦地に赴く彼らに「他者」「異文化」を理解するために総合的、かつ簡潔な説明が求められた。そこで必要とされる知識とは、行政、経済、地理、歴史、資源、文化と多岐にわたるものであった。戦場となる太平洋諸島において、当該地域住民の人心を獲得するためには、現地の文化と生活様式を理解し、不必要な文化摩擦を回避する必要があると考えられた。

マードックらの「クロス・カルチャー調査」は、こうした軍の要請を満たすのに最適の研究であり、『民事ハンドブック』は文化人類学者が収集した研究成果を軍にフィードバックする実用的手段であった。文化人類学者の専門的知見により、本来渾然とした諸文化を一定の基本枠組みのもとに整理し、フォーマット化する「クロス・カルチャー調査」は、軍という巨大組織が、専門的知識を平準化し共有する上で効果的な研究手法であった。例えば、地域ごとに編集された各『民事ハンドブック』が扱う「現地習慣」の項目においては、「衣装」「日常習慣」「セックスと結婚習慣」「葬儀と宗教」「芸術とレクリエーション」「現地の戦争行為」「態度と価値」「エチケット」「攻撃とみなされる振る舞い」等が共通項目として、項目ごとに解説がなされた。プライスは、これを「文化人類学的情報の官僚制度化 (Bureaucratization of anthropological intelligence)」と呼んでいる¹⁶⁴。

これは政府や軍の命令ではなく研究者が自発的に行った行為であるが、当時の米国知識人が行った研究は、一定の政治性を帯びており、そこには国家の要求に応えようとする知識人が無自覚のうちに内包していたイデオロギーの存在が認められる。

さらに『民事ハンドブック』が描く沖縄像に関して指摘できるのは、エドワード・サイードが論じるところの「オリエンタリズム」的な記述に満ちていることである。サイードは、「オリエンタリズムは『東洋』と(しばしば)『西洋』とされるものとのあいだに設けられた存在論的・

認識論的区別にもとづく思考様式¹⁶⁵」と論じ、「東洋人は、後進的、退行的、非文明的、停滞的などさまざまな呼称で呼ばれる他の民族とともに、生物学的決定論と倫理的＝政治的教訓からなる枠組みのなかに置いてながめられた¹⁶⁶」ことを指摘している。

『民事ハンドブック』が沖縄人を以下のように描写する時、執筆者の認識眼は無自覚なうちに「オリエンタリズム」的思考によって枠をはめられていたことを指摘できよう。

民族的立場 (前略) 島民は日本人から民族的に平等だとは見なされていない。琉球人は、その粗野な振る舞いから、いわば「田舎から出てきた貧乏な親戚」として扱われ、いろいろな方法で差別されている。一方、島民は劣等感など全く感じておらず(後略)¹⁶⁷。

商業娯楽 (前略) 芸者は芸能を披露し、同様に売春にも従事することが珍しくない。これら娯楽施設のいわゆる「ウェイトレス(給仕女)」も同じように芸能を披露し、通常は売春もおこなっている¹⁶⁸。

性格の特色 (前略) 島民が外部から来た者に対して人当たりよく、礼儀正しく接しているのは明らかであり、一般的に権威に追従していることは言うまでもない¹⁶⁹。

慎み 個々の慎みは西洋のそれと違う。また、裸や排泄は特に恥じるべきこととは思われていない¹⁷⁰。

第2次世界大戦と、その後の冷戦という新しい世界秩序は、文化人類学と、文化人類学が提供する米国民向け米国の自画像に変化をもたらしたと指摘するのは、クリスティナ・クライン(Christina Klein)である。クラインは、「冷戦オリエンタリズム」という概念を設定し、これを用いて米国の中産階級の自己認識を論じた。クラインによれば、冷戦によって世界が東西陣営に分かれたことにより、米国は超大国としてアジアにおいて共産主義陣営を封じ込め、同盟諸国に肩入れするという形でアジアへの関与が求められた¹⁷¹。

クラインは戦後の米国において、サイードの「オリエンタリズム」を一部修正した言説、表現が導入されたことを指摘する¹⁷²。すなわち欧州の植民地主義と人種主義を否定し、民族・人種の「自由と平等」を共産主義陣営との冷戦を戦う米国においては、文学・映画・評論を通じて人種や文化の違いを越えた普遍的な友情や、協力を描く言説・表現が中産階級において浸透し、「東洋」と「西洋」のあいだに広がる溝は、交流による友情によって乗り越えられると説くことによって、従来海外に関する知識に欠け、関心も乏しかった米国民に対する「国民教育」が行われた¹⁷³。他方、「遅れた東洋」を米国が教導し、守るという伝統的オリエンタリズムも、一方では保持されていた。

こうした「国民教育」に文化人類学者には、海外を知る「専門家」として教師の役割が与えられた。クラインは、文化の違いを越えた友情を説く修正オリエンタリズムが米国で受け入れられた背景には、フランツ・ボアズの「文化相対主義」によって、人種に対する「科学的な理解」が米国内で変化したことをあげている。クラインの見方を変えれば、国家権力への関与を否定したはずのボアズの「文化相対主義」は、第2次世界大戦後に、超大国として台頭した米国に新しい国家アイデンティティを付与することに貢献したという点で、国家権力とのあいだ

に一定の親和性を有していた。

学問的系譜においてボアズとつながるマードックの「知」が、沖縄においても、米国同様に民主主義の移植が可能であることを説きつつ、彼の編集した『民事ハンドブック』が沖縄をみる眼差しがオリエンタリズム的「他者理解」の色彩を帯びていたことは¹⁷⁴、クラインの説くところの「冷戦オリエンタリズム」という修正オリエンタリズム論から説明ができるものと思われる。

マードックの「行動」からも、「冷戦オリエンタリズム」の影を見出しうる。マードックは沖縄で米軍軍政当局における沖縄民主化政策の急先鋒であったが、民主主義を沖縄社会に移植しようとする彼の方針は「社会文化は状況の変化とともに変わりうるものである」という「文化の機能的概念」に対する信念に裏打ちされたものであった。反面、民主化をめぐる沖縄諮詢会での彼の発言には、沖縄を「指導する」という、家父長的な姿勢も目立つ。

また「文化の機能的概念」を媒介として、社会進化論から文化の相対性を学ぶという複雑なプロセスを経て自らの学問を形成したマードックであるからこそ、文化の違いを越えた友情という価値の相対化を説きつつ、米国がアジアを指導するという矛盾を孕んだ「冷戦オリエンタリズム」を、沖縄において体現しえたのである。

従来 of 先行研究では、マードックの沖縄軍政関与について、鹿野のようにマードックを戦後沖縄の民主化の牽引車的役割を果たした理想主義者と描く肯定的な評価から始まり、宮城悦二郎のようにマードックが執筆した『民事ハンドブック』に存在するオリエンタリズム的認識の歪みを指摘するものはあったが、その歪みを米国文化人類学の「知」の系譜のなかで有するにいたった政治性から位置付けるものがなく、本項はこの空白をうめることを意図したものである。

文化人類学者が戦時中と軍政初期において構築した「知」は、戦後米軍政が沖縄において展開したパブリック・ディプロマシーの基層において、大きな影響をもたらした。沖縄軍政を担った米国軍人やミシガン・ミッションの知識人たちは、マードックが用意した「知」の影響下にあり、彼らの沖縄理解と、その裏返しとしての米国の自己認識は、27年間の統治という長きにわたって、その影響から自由ではありえなかったといえよう。

第3節 米国の対沖縄パブリック・ディプロマシーがめざしたもの

1 米国のグローバルなパブリック・ディプロマシー展開

米国の対沖縄パブリック・ディプロマシーの実態を理解するためには、米国のグローバルなパブリック・ディプロマシーが第2次世界大戦から戦後にかけてどのように意図され、形成され、制度化されていったのかを把握しておく必要があるが、このテーマに関しては、ニコラス・J・カルが2008年に大著『冷戦と米国国際交流庁：1945－1989¹⁷⁵⁾』を発表し、米国が超大国として国際社会に君臨することとなる戦後の国際秩序において、そのパブリック・ディプロマシーがいかに展開されたかを通史的に描き出している。本研究では、カル¹⁷⁵⁾の著作から、米国の対沖縄パブリック・ディプロマシーの形成を考察する上で重要な事項を抜き出しておきたい。

長く孤立主義を知的な伝統としてきた米国にあって、米国政府は対外的な広報・宣伝、文化外交について優先度を低く取り扱ってきたが、第1次世界大戦が米国政府の対外広報・宣伝に対する消極姿勢を改めさせる契機となった。1917年にウィルソン大統領の友人であったジャーナリスト・編集者のジョージ・クリール (George Creel) を長として設置された「広報委員会」(Committee on Public Information 通称「クリール委員会」) は、米国が自国から遠く離れた欧州で戦われている第1次世界大戦に参戦することの大義名分を対外的に示し、内外の世論にアピールするために、活字・ラジオ・映画等の媒体を通じてウィルソン大統領の演説を流した。この「広報委員会」は、米国パブリック・ディプロマシーの出発点とされている。

第1次世界大戦の終結に伴い、米国議会は1919年に「広報委員会」の予算を認めず、同委員会は短い歴史を終えた。「広報委員会」の廃止は、米国政府からパブリック・ディプロマシーを実現するための有力な手段を奪うことになるが、政府の介入・規制が消えた状態にあって、ハリウッド映画は市場原理にのって世界の市場にあふれ、米国の文化的プレゼンスは対外的に急速に高まった。

第1次世界大戦後、米国政府の対外広報・宣伝が弱体化する一方で、ロックフェラー財団やカーネギー国際平和基金等の民間大型財団の活躍が耳目を集めることになった。カーネギー国際平和基金は1910年に設置された米国初の組織的な国際文化交流機関といわれている。後年琉球大学に対するミシガン・ミッションにおいて、米陸軍とミシガン州立大学のあいだで触媒的役割を果たすこととなる国際教育協会 (Institute of International Education: IIE) は、カーネギー国際平和基金の支援によって1919年に設立された。大きな政府を嫌い、文化や教育は政府ではなく民間が主導的な役割を果たすべきであるという認識から、危機の時代を除いて連邦政府の権限を極小化させる傾向にある米国にあって、パブリック・ディプロマシーに重要な役割を果たしてきたのが民間フィランソロピー (民間財団や非営利組織) である。

第1次世界大戦後、米国が再び「内向き志向」となりパブリック・ディプロマシーへの資源投入を減らすなかで、対外的な政策広報や文化交流に力を入れる国も出現した。大戦のさなかに社会主義革命を成功させたソ連は、対外的なイデオロギー発信の手段として、ラジオ放送の強化に力を入れた。1929年にラジオ・モスクワは、海外向け短波放送を開始した。すでにソ連は1925年に「全国対外交流協会」(All-Union Society for Cultural Relations) を設置し、文化外交を強化するために国内体制の組織化にのりだしている。

1930年代台頭したファシズム国家は、文化外交の強化に積極的であった。1926年イタリアは最初の海外文化センターを開設し、1933年に権力を握ったヒトラー(Adolf Hitler)は側近のゲッベルス(Paul J. Goebbels)宣伝大臣を用いて文化的なプロパガンダ攻勢に乗り出した。ファシズム国家に対抗する形で、英国はブリティッシュ・カウンシルを創設したのは1934年である¹⁷⁶。

米国も次第に、ファシズム国家やソ連が行う反米宣伝に対して対抗措置をとる必要があると考え始めた。ドイツはラテン・アメリカ諸国において盛んに文化交流プログラムを行い、米国政府はこれを米国に対する脅威と捉えた。1938年には大学や財団の要請に応える形で、初めて外交の文化への関与を制度化した国際文化関係課(Division of Cultural Relations)が、国務省内に設けられている。

1940年8月に、ルーズベルトは米州共和国間商業・文化問題調整局(Office of the Coordinator of Commercial and Cultural Affairs between American Republics)を設置し、友人であるロックフェラー家の御曹司ネルソン・ロックフェラー(Nelson A. Rockefeller)を局長に任命した。同局は1941年7月に大統領令で米州問題対外諜報・宣伝局(Office of the Coordinator of Inter-American Affairs : CIAA もしくは OIIA)と改名された。ロックフェラーは、文化交流や経済支援事業を通じて米国とラテン・アメリカ諸国の関係強化を図り、ラテン・アメリカ諸国に二国間センターを設置して米国文化のショー・ウィンド的文化交流事業を実施し、図書館を運営した¹⁷⁷。戦後日本や沖縄にも設置されるアメリカン・センターのモデルになったのが、CIAAの事業である。

戦時中に米国の情報・諜報機関は統合化が進められるが、ルーズベルト大統領と強いつながりを有するロックフェラーはCIAAの独立を堅持することに成功した。

第2次世界大戦に米国は参戦するなかで、理想主義的なリベラルの国際協調型パブリック・ディプロマシーから、国威発揚的な保守勢力の米国発情報発信・宣伝重視型パブリック・ディプロマシーへと連邦政府の政策は比重を移した。この政策変化を担ったのが大統領のコロンビア大学以来の友人であり、英国を訪問して大英帝国の諜報・情報・宣伝活動を調査して帰国したウィリアム・ドノバン(William J. Donovan)大佐である。

後に「CIAの父」とも呼ばれるドノバンは、ルーズベルトの招きで、大戦直前の1941年7月に「情報調整官室」(the Office of the Coordinator of Information : COI)を設置し、情報調整官に就任した。ドノバンは多数の専門家を組織して、調査分析チームを設立し、想定されるドイツや日本との戦争に備えて軍事的に必要な地域の政治・経済・社会・文化に関する情報をまとめる作業を加速させた。

さらにルーズベルトは、COI内に海外向け情報発信を担う「海外情報サービス」(Foreign Information Service : FIS)を開設し、その長に劇作家のロバート・シャーウッド(Robert E. Sherwood)を任命した。「真実こそが最も重要な広報手段」という英国式広報戦略に影響を受けたシャーウッドは、諸外国において信頼性(credibility)を醸成し、「事実」をもって情報発信を遂行することをFISの編成方針とした。このような方針の下で、1942年2月にFISは、「アメリカの声」(Voice of America : VOA)という名称を冠するドイツ向けラジオ短波放送を、ついで日本向け放送を開始した。

1942年6月にルーズベルトは各省・軍に分散されていた情報機能¹⁷⁸を有する機関をまとめて、大統領の直轄機関として戦時情報局(Office of War Information : OWI)を開設した。OWI

は国内向けの広報・宣伝を担当したほかに、前述した中南米を例外とする海外向け公然情報に基づく広報・宣伝を担当することになった。これに伴って、COIは統合参謀本部下の「戦略局」(Office of Strategic Services : OSS)になり、地域研究的な学術調査や、非公然情報による諜報、謀略・破壊活動を分担するという役割分担が決められた。

OWIは1953年に設立される「米国国際交流庁」(United States Information Agency:USIA)の、またOSSは1947年に設立される「中央情報局」(CIA)の母体となった。つまり戦後米国のパブリック・ディプロマシーを担う組織は、この時期に形成されていったといえよう。また、この時期に多様な分野の学者が戦争遂行に動員され、軍・大学・研究者との関係が形成されていった点も、米国の対沖縄パブリック・ディプロマシーを検討する上で重要な要因と考えられる。

FISはOWIの対外部局となり、米国パブリック・ディプロマシー機関のなかでも最も強力なツールであったVOAを握り、また欧州・アフリカ・東アジアの米国情報サービス拠点(United States Information Service : USIS)を運営した。

戦後米国は、米国とソ連をそれぞれの盟主とする東西両陣営が対峙する「冷戦」という世界システムの維持管理者として圧倒的な力を誇示してきたとされる。従来、冷戦は政治・軍事・経済的な側面から様々な分析が行われてきたが、近年では文化と国際政治との関係に関心が寄せられるようになり、「文化冷戦」(Cultural Cold War)という概念が注目されるようになった。

貴志俊彦と土屋由香は文化冷戦を、「米ソ両国が、政治・経済・軍事のみならず、文化、芸術、教育、娯楽、ライフスタイルまでも含むヘゲモニーを確立すべく、世界の人々の『心』を勝ち取るために展開した文化・情報・メディア戦略全般¹⁷⁹⁾」と定義している。このような文化冷戦の文脈のなかで、戦後米国は占領下の日本を、文化冷戦を戦う上で重要度の極めて高い戦場と判断していた、と松田武は指摘し、米国の対日占領政策を「合衆国の共産主義に対する大規模な文化攻勢」とみなす見方を示している¹⁸⁰⁾。

軍政下で米国が実施した対沖縄パブリック・ディプロマシーについても、国際政治の文脈で捉えると「共産主義の浸透を阻止し、沖縄に親米感情を構築するための大規模な文化攻勢」と認識することも可能であろう。

しかし文化冷戦初期における米国パブリック・ディプロマシーの形成過程を詳細に検討すると、特に沖縄の帰属が決する前の1945年から1951年にかけては、巨大な権力によって戦略的、単線的に実施体制が強化・確立されていったというよりも、大統領、国務省、軍部、議会、世論、民間人が国内において複雑な駆け引きを繰り返すなかで、孤立主義への回帰という誘惑に揺れつつ、共産陣営の拡大という状況に対応する形で形成されていったと総括できよう。

日本の無条件降伏をもって第2次世界大戦が終結したことにより、戦時下に強化された対外広報・宣伝体制を整理、見直す動きが始まったことは、米国外交の伝統的孤立主義への回帰を示す徴候であった。トルーマン(Truman)大統領は1945年8月31日に大統領令第9608号を発し、OWIとロックフェラーのCIAAを廃し、1946年1月に国際広報文化局(Office of International Information and Cultural Affairs: OIC)を国務省内に新設させた。

戦勝国米国の大きな課題の1つは、枢軸国ドイツと日本に再び全体主義勢力が復活しないように、占領を通じて日独両国の国家改造を行うことであった。これは、第1次世界大戦終結時には意識されなかった課題であり、米国は日独両国の再教育を担う責任があると広報・文化担当国務次官ウィリアム・ベントン(William S. Benton)は認識し、その責任を果すために米国

外交は対外広報・文化交流を維持・強化する必要があると説いた。しかし、OICの予算は議会によって、政府が計上した1900万ドルから1000万ドルにまで削減された¹⁸¹。

しかし、米国が孤立主義に傾斜することなく、「世界の警察官」の役割を担う決意を固め、対外広報と文化交流を一体のものとして予算や人員を拡大させる決定的な要因となったのは、冷戦の本格化である。

1947年2月にトルーマン政権は、中央情報局（Central Intelligence Agency: CIA）、国防総省（Department of Defense: DOD）、統合参謀本部（Joint Chief of Staff: JCS）、国家安全保障会議（National Security Council: NSC）の設立を骨子とする国家安全保障法を作成し、米国が第2次世界大戦後の国際秩序を維持する役割を担うための体制を固めた。国家安全保障会議には、大統領、副大統領、国務長官、国防長官を正式メンバーとして構成し、また国家安全保障担当大統領補佐官、統合参謀本部議長、国家情報長官をアドバイザーという立場での定例出席者として位置づけた。ここに外交と安全保障の重要な課題について、大統領府、国務省と軍、情報機関とのあいだで調整される機能が連邦政府のなかで制度化された。軍政府による対沖縄広報、文化・教育政策も、米国連邦政府内ではパブリック・ディプロマシーの範疇に位置づけられ、他関係機関との調整が行われた。

文化冷戦の最初の主戦場は、欧州であった。1947年5月にマーシャル（George C. Marshall）国務長官は欧州復興のための大規模な経済支援計画を発表した。正式名称は「欧州復興計画」で、一般には「マーシャル・プラン」として知られている。米国は、マーシャル・プランを具体化するために、経済協力局（Economic Cooperation Agency: ECA）を設置し、マーシャル・プランの財源を確保するための根拠法として「1948年対外援助法」を制定した。

マーシャル・プランは、戦後西欧諸国の復興に貢献し最も成功した経済援助政策と考えられたが、同プランは同時に米国のパブリック・ディプロマシーの観点からも重要な役割を与えられた政策であった。ECAが管轄する膨大な予算中には、援助対象地域において米国が行う同計画広報予算が含まれていた。同予算は、復興における米国の役割を欧州諸国民の理解を促すことを目的としたものであるが、この予算の規模は、国務省が管轄する対外広報や文化交流予算を凌駕するものであった。例えば1951年の対フランス援助計画には、1000万ドルの、対イタリア援助計画には760万ドルの広報関連プロジェクト経費が計上された¹⁸²。またマーシャル・プラン内に計上された広報予算を用いて、米国は雑誌の刊行、展覧会、映画上映会等の対外広報、文化交流事業を欧州各国で実施して、親米世論の形成を図った。

こうした活動に着目して近年の冷戦研究では、マーシャル・プランが文化・社会的側面から欧州社会に与えた影響に注目する研究が発表されている。マーシャル・プランをパブリック・ディプロマシーの視点から捉えなおしたブライアン・A・マッケンジー（Brian A. McKenzie）は、同プランは単なる欧州復興を目的とした計画ではなく、「階級闘争を終結させ、恒久的な欧州の平和を構築し、共産主義の浸透を抑えることによって、欧州社会の改造（reorder）を意図したもの¹⁸³」、すなわち欧州社会の近代化を促進することを目的とし、「近代化がもたらす最も望ましい成果としてアメリカの社会文化（the American way of life）を提示した¹⁸⁴」と、マーシャル・プランは欧州復興や米国企業の欧州市場拡大といった経済的側面のみならず社会文化面から米国の国益増大をめざした政策であったと指摘している。

冷戦はアジアにも飛び火し、1949年に中国において国共内戦に勝利した毛沢東（Mao Tse-tung）が中華人民共和国の樹立を宣言し、中国も東側陣営に入ったことは、米国に大きな

心理的衝撃をもたらした。冷戦は欧州からアジアまで広がり、共産陣営との思想をめぐる戦いは、米国の対日本・沖縄の占領政策にも濃い影を落とした。トルーマン大統領は 1950 年 4 月 20 日に「真実のキャンペーン」として知られる政策演説をアメリカ新聞編集者協会年次総会で行った¹⁸⁵。

このスピーチにおいて、トルーマンは、「米国は侵略的な共産主義陣営の脅威にさらされており、共産主義陣営は虚偽、歪曲、詐術などの技法をもって強力な反米キャンペーンを行っている。これに対して米国は、新聞、ラジオ、報道映画など民衆が信頼するメディアを通じて、米国の真実を世界に発信することで共産主義に対抗する」と説いた¹⁸⁶。ちょうどその時期に、議会においてはマッカーシー(Joseph R. McCarthy)議員が VOA をやり玉にあげ、政府部内に共産党シンパがいると攻撃する「赤狩り」が米国の国内政治を混乱させていた時代であり、「真実のキャンペーン」を実行する予算を獲得するために議会の承認を得ることは難航が予想された。

ところが 1950 年 6 月に朝鮮戦争が勃発し、米国は軍事面に加えて思想・イデオロギー面からも国際的的反共キャンペーンを行う必要があるとの世論がわきあがった。

「真実のキャンペーン」は、その後の米国のパブリック・ディプロマシーの特徴をなす基本構想を示している。ハリウッド映画産業に代表されるように、米国民間企業は政府の対外広報・宣伝部局と密接な関係にあった。企業と並んで、大学も政府の「真実のキャンペーン」にとっての重要な連携相手であった。冷戦時代において、多くの大学と、それに所属する研究者は、専門的知見を対外広報の政策作りに、コンサルタントとして提供した。カルはその一例として、MIT の物理学者・工学者・社会学者が対ソ連向け放送強化のプロジェクトに関与したケースを取り上げている¹⁸⁷。

以上概観してきた通り、米国パブリック・ディプロマシーは、占領した敗戦国日本とドイツを再教育する必要性から、第 1 次世界大戦終了時のような廃止措置を、第 2 次世界大戦の終結においては免れ、戦時中に蓄積したパブリック・ディプロマシーの基本思想・経験・知識を戦後に継承した。

しかし孤立主義的な感情は依然として米国内に根強く、それを反映する形でしばしば議会は対外広報、国際文化交流の必要性に疑問を投げかけ、また政府が文化に介入すべきではないという意見を有する者も政府が直轄で行う広報・文化交流事業を批判した。このような国内政治力学において、パブリック・ディプロマシーの当事者が求める財源確保をめぐる複雑な駆け引きが行われることが、その後の米国パブリック・ディプロマシーの不安定性という特徴をもたらしている。

2 1945 年から 1947 年までの対沖縄パブリック・ディプロマシー

以下では、前項で概観した米国のグローバルなパブリック・ディプロマシーの生成と展開過程を視野に入れつつ、沖縄が米軍の支配下に入った 1945 年から、沖縄を日本から切り離すサンフランシスコ講和条約が日米両国政府を含む「西側」諸国によって調印された 1951 年 9 月までの、米国の対沖縄パブリック・ディプロマシーを俯瞰する。

序章で述べた通り、本研究は米国の琉球大学プロジェクトを 3 期に分けて分析するが、1945 年からの 6 年間は琉球大学設立プロジェクトの前史にあたっている。沖縄軍政初期のこの 6 年間は、さらにその中間の年である 1948 年を境に政策に変化が見られることから¹⁸⁸、1945 年か

ら 1947 年を前史前半、1948 年から 1951 年を前史後半に小区分することが可能である。

1945 年から 1947 年までの前半に関して、支配された沖縄側の代表的な評価は、宮城悦二郎の以下の文章に代表されるであろう。

沖縄は、『タイム』誌のフランク・ギブニー記者が、「忘れられた島」と呼んだように、1945 年から 48 年なかばころまで戦禍で荒れ果てたまま放置されたような島であった。米軍兵士の規律は乱れ犯罪は増え、住民は混乱し、相ついで来襲した台風が島の生活をみじめなものにした¹⁸⁹。

宮城はこのような混乱が生じた原因として、①沖縄戦が陸海軍合同作戦であったことから生じた指揮系統の乱れ、②戦後の急速な動員解除と再編成、③陸海の混成からなる軍政要員、④琉球列島の軍政長官であるマッカーサーの沖縄への無関心、⑤海軍と陸軍のあいだで沖縄軍政の責任の押し付け合い等をあげている。

沖縄戦が終結に近づくに連れて、軍事面のみならず政治・外交面からの検討も必要とされ、その結果として米国政府内の意思決定において国務省の重要性が増した。国務省の影響力増大は、軍部と国務省の間で政策調整を行う必要性が増すことにもつながり、その帰結として国務・陸軍・海軍三省調整委員会 (State, War, Navy Coordinating Committee : SWNCC) が 1944 年 11 月 29 日に設置された。SWNCC の設置は、米国の沖縄軍政策定意思決定プロセスにも少なからぬ影響を及ぼした¹⁹⁰。

1945 年 3 月に統合参謀本部は、ニミッツ太平洋艦隊及び太平洋総司令官に沖縄と硫黄島攻撃を命じた。沖縄戦は陸海軍の合同作戦で、軍政も共同で実施された。陸軍は軍政府副長官のクリスト (William E. Crist) 准将を含めて、183 名を提供し、海軍はその他全体の 75% は海軍が提供したとされる¹⁹¹。

陸・海・空三軍の協力について、統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff : JCS) は海軍が日本から奪った島の軍政を担当することを命じ、ニミッツが琉球軍政長官 (Military Governor) になった。

さらに統合遠征部隊司令官のリッチモンド・K・ターナー (Richmond K. Turner) 海軍中将は、3 月 26 日付けで初代の軍政府長官 (Chief Military Government Officer) に任命されている。しかし水陸両用作戦が終わり、部隊が上陸した段階では、実際の作戦の大部分は陸軍が担い、駐留軍のほとんどは陸軍で構成されるために、民事の責任はニミッツの指揮下にある陸軍第 10 軍司令官のバックナー中将が担うことになり、ニミッツは陸軍第 10 軍司令官宛てに 3 月 1 日付けで政治指令を発し、第 10 軍司令官に米国太平洋艦隊及び太平洋総司令官の名において、「南西諸島とその近海の占領諸島に軍政府を設置」することを指示し、軍政府の目的は、「軍事的任務の遂行を最大限に促進すること」にあると明示した¹⁹²。沖縄本島上陸直後の 4 月 3 日にバックナーが軍政府長官に就任した¹⁹³。すなわち軍の法令はニミッツ (海軍) の名で発布されるものの、法規を施行・処理するのは陸軍という複雑な構造になった¹⁹⁴。海軍が軍政を所管する体制は 1945 年 4 月 1 日から 1946 年 6 月まで続き、1946 年 7 月から陸軍に責任が引き渡された。

海軍は、沖縄軍政に対する責任を負っていた期間中であっても、沖縄軍政を所管することに消極的であり、ニミッツは、沖縄戦の主役は陸軍の第 10 軍であり、彼らの戦いであったのだからその後の軍政も陸軍が担うべきであると主張した¹⁹⁵。その結果、JCS は沖縄軍政の担当責務

を陸軍に移すよう 1945 年 7 月 18 日に命じた。

この間に、めまぐるしく軍政府長官が交代し、指揮系統の混乱が続いた。6 月 18 日の戦闘におけるバックナーの戦死により、同日付けで海軍のロイ・ガイガー (Roy S. Geiger) 海兵少将が軍政府長官となり、6 月 23 日には新たに第 10 軍司令官となったスティルウェル (Joseph W. Stilwell) 陸軍中將が軍政府長官に就任している¹⁹⁶。

しかし軍政府長官のポストは多分に名目的なものであり、実質的には上陸後、第 10 軍司令部軍政課が軍政指令部となり、軍政副長官が直接の軍政を指揮したとされる¹⁹⁷。初代の軍政副長官は陸軍クリスト准将であるが、彼は上陸前から軍政計画に関与した将軍である。クリストは 1945 年 7 月 3 日で軍政副長官職をムーレー海兵大佐と交代している¹⁹⁸。

また軍政を担当する組織は二重構造になっていて、計画立案は第 10 軍の軍政本部が、また軍政の実施は第 10 軍指揮下の沖縄島司令部の下にある軍政本部が担当した。第 10 軍は、戦闘部隊を統括する第 24 軍団・第 3 水陸両用軍団と、軍政含む後方支援を担当する沖縄島司令部等からなっていた¹⁹⁹。

1945 年 6 月 21 日から沖縄軍政の指揮権は、第 10 軍軍政本部からその指揮下の沖縄島軍司令部の管轄に変更された。戦闘から占領に移行したことに伴う措置と考えられる²⁰⁰。

1945 年 7 月 31 日に沖縄島軍司令部を解体し、代わって第一陸軍兵站司令部 (Army Service Command-I : ASCOM-I) が設置されて西太平洋陸軍に配属され、太平洋陸軍のマッカーサー司令官がマニラの本部から沖縄軍政を所管した。この時点では陸軍中心の軍政が計画され、体制作りが進められた。

しかし 8 月 15 日の日本軍降伏により本土占領の必要性から、沖縄の陸軍軍政担当全員が本土と朝鮮半島軍政に異動となった。その結果として、陸軍への移管という計画は流れ、現状のまま海軍が沖縄軍政の責任を負うことになり²⁰¹、9 月に軍政の実施主体は沖縄海軍作戦基地 (Naval Operating Base, Okinawa) に移った。想定したより早く日本が降伏したことによって、この時点では軍にとって沖縄の戦略的価値は低下したと認識された。そのために、陸軍も海軍も沖縄軍政を管轄することは望まなかった。

ニミッツは 9 月 21 日、海軍作戦基地司令官のプライス (John D. Price) 少将を軍政府長官に任命した²⁰²。軍政はプライスの指揮下にあったが、ムーレー海兵大佐が引き続き軍政担当副司令官に就任した²⁰³。

1946 年 7 月 1 日に、沖縄軍政は陸軍の所管となり、米太平洋陸軍 (USAFPAC) 隷下の米西太平洋陸軍 (AFWESPAC) に所属する琉球軍司令部 (Ryukyu-command : 通称「ライカム」) の管轄となった。軍政府長官にフレデリック・L・ヘイデン (Frederic Hayden) 准将が就任し、実質の軍政を指揮する軍政担当副司令官 (Deputy Commander for Military Government) にはウィリアム・H・クレイグ (William H. Craig) 大佐がムーレーと交代して就任し、陸軍による沖縄軍政がここから始まった²⁰⁴。

1947 年 1 月にマッカーサーを総司令官として米軍極東軍司令部 (FEC) が東京に設置されるが、これに伴って沖縄の米軍はフィリピン・琉球軍司令部の下に置かれた。この体制において、フィリピン・琉球軍司令部はマニラに所在したために、マッカーサーの指示を仰ぐのにマニラを経由しなければならないという非効率な状態にあった。その後の 1948 年 8 月 1 日に、琉球軍はフィリピン司令部から独立した。

このようにめまぐるしく指揮系統が変更されるなかで、米陸軍の正史である『琉球列島の軍

政』さえも、「1945年の日本の降伏から1948年のベルリン封鎖と中国共産党の勝利にいたるまで、戦略基地としての沖縄に対する関心は低かった」と率直に認めており、かつ米兵士による沖縄婦女子レイプや強盗事件が頻発していたことを記録している。当時の軍関係者のあいだでは、沖縄は「陸軍の兵站の終末点」であり、「第2次世界大戦で捨てられた装備と極東軍司令部のはきだめ」であるとの認識が広がっていた²⁰⁵。

こうした責任体制の不備、将校の士気低下、兵士の規律弛緩から推測しても、沖縄軍政当初において沖縄の人心を得ようというパブリック・ディプロマシー的意欲は低かったと考えられる。『琉球列島の軍政』は、米軍兵士の無気力や犯罪が沖縄住民たちの米国軍政に対する評判を著しく低下させたことを指摘し、「当時も現在も、軍服を着た米兵士は、そう意識していたかどうかにかかわらず、自国の大使なのである」と述べ、米軍人たちにパブリック・ディプロマシー意識を持たせることの必要性を説いている²⁰⁶。

宮城悦二郎も、占領初期の米軍の沖縄への無関心を示す当事者の証言として、1940年代末から1950年代初期において沖縄軍政府の課長職にあったジェームズ・タール (James Tull) が、戦争終結から3年半たっても米軍が組織的な形でその軍政に関する説明と情報提供を沖縄の住民に発信していなかったと書いた論文をあげている²⁰⁷。

タールが証言した、沖縄における広報・宣伝活動への米軍の無関心は、戦後すぐに新聞や雑誌等のメディアの設立に積極的であったドイツにおける米軍の広報・宣伝姿勢と比較すると対照が際立っている。ドイツのような西洋文明に属する地域に比して、沖縄は民主主義に未熟であるとする、マードックの『民事ハンドブック』等が描いた沖縄人観がこうした違いをもたらしたと推定される。

しかし、1948年以前の米軍政が沖縄で全く何もしなかったという訳ではない。海軍軍政の時代に、沖縄人は教育に熱心という理解から、教育復興について軍政開始直後から取り組みを開始している。1945年3月1日にニミッツ米国太平洋艦隊及び太平洋総司令官から第10軍司令官に発せられた政治指令には、以下の2項目が含まれていた。

- 16.いかなる形においても、日本の軍国主義的、超民族主義的イデオロギーと宣伝の流布を禁止する。
- 20.貴下の裁量で、教育機関の閉鎖あるいは存続を認める。学校が閉鎖された場合には状況が許す限り早急に再開することが望ましい²⁰⁸。

こうした政治指令に沿って、戦禍により住居を追われた沖縄住民たちの収容キャンプで初等教育の授業が始まった。軍政府は戦前の学校教育が日本の国粋主義イデオロギー普及の強力なツールであったことから、教育の場に再び日本の愛国教育が入り込むことを恐れた。1945年8月に、軍政府は文教課を設け、文教課担当官は占領下の沖縄の教育政策を定め、教育計画を立案・調整し、破壊された学校教育施設を再建し、教材を提供することを担当した。教師の任命については、キャンプ内で住民の「班長」が教師資格を有する候補者を選び、それを米軍諜報部が思想チェック等の審査を行った。さらに1946年1月2日に軍政府本部は指令第86号を発し、上記沖縄軍政本部文教部長 (ハンナ) の監督下に沖縄文教部を設け、沖縄人職員で構成する同部は、「学校の実際の上の運営、教科課程の立案、教科書の作成、校長、教員その他の職員の任免、学校の視察、職員の配置、記録の作成保管及び細部の一般的事務²⁰⁹」を所管し、部長

に戦前の沖縄教育界において指導的立場にあった山城篤男を任命した。これは、米軍政府が占領開始後、最初に認めた沖縄人による行政機構である。

沖縄文教部設置に先立つ 1945 年 12 月 12 日に、米国太平洋艦隊及び太平洋総司令本部のレイモンド・A・スプルーアンス (Raymond A. Spruance) 総司令官は、太平洋地域における海軍軍政府の使命を規定し、その任務の 1 つとして、「現地住民の能力と現地の状況に応じて上記の目的 (復興と経済発展等：執筆者注) の早期達成に資する、教育計画の設定」をあげ、さらに地域事情による必要な修正を認めつつも、一般的な指針として、下記のように述べており、占領地域において英語による教育を導入することを当初軍政当局は考えていた事実が示されている。

教育計画は現地語、歴史、民族芸術の教育を奨励し、育成すべきである。すべての年代の原住民を英語で教育することは極めて重要である。これは住民の言語と文化に従った教育を妨げるものではない。現地の特殊な事情に即した商業、技術、農業、住宅建築の職業教育もすべての課目の教科書に含めるべきであり、教材は現地の状況にとって適切なものであり、原住民の吸収能力に沿ったものとし、上記のシステムの目的を達成するよう計算されたものでなければならない²¹⁰。

しかし沖縄における日本語の定着ぶりを知った軍政当局は、英語を学校の教育言語にすることの非現実性を知り、スプルーアンス提督の方針を沖縄に適用することは断念するが、米側の意思を沖縄の住民に伝達するためには、依然として英語教育の重要性は明らかであった。1946 年 1 月に沖縄文教学校を具志川に設立し、さらに同年 6 月には同学校の英語教育部門を独立させて、英語教師や通訳を養成するための外語学校を設置する等の措置をとった²¹¹。後に米軍政が設立した琉球大学に対しても、沖縄の英語教育を担う人材の育成を重要な役割として期待し、英語教育を優遇する政策をとった。

『琉球列島の軍政』によれば、教育の復興は迅速に進み、1945 年 10 月 1 日までに初等教育において、1300 人の非常勤教師、4 万人の生徒を擁する学校が設置され、さらに 1 年もたたないうちに、戦前水準まで教育規模は回復し、84 の幼稚園、122 の 8 年生制小学校、18 の 4 年生高校があった²¹²。また中等教育レベルでは、文教学校、外事学校、警察学校、技師訓練学校、料理士・パン製造業者訓練学校を設置し、さらに小規模の水産訓練学校が糸満と渡久地に設けられた。これら訓練学校の専門分野から、軍政当局が占領行政で必要となる現地沖縄の中堅技術者・専門家を養成する必要性を感じていたことが推測しうる。

沖縄側が評価する、数少ない初期の沖縄軍政施策の 1 つに、沖縄の伝統文化を奨励したことである。米軍の沖縄伝統文化奨励政策を評価する声として、例えば平良研一は復帰 20 周年記念沖縄占領国際シンポジウムにおいて、米軍の対沖縄住民文化政策の目的が米軍基地の維持管理を効果的・効率的に遂行していくためのものであるとした上で、「〔沖縄伝統文化奨励政策を推進した軍政責任者の〕ハンナさんは芸能活動活発にさせ、維持・発展させるためにひじょうに大きな貢献をしました。『沖縄にルネッサンスをもたらした』と言われている程です²¹³」と賛辞を贈っている。

ニミッツ提督から沖縄攻略を開始しようとする第 10 軍に向けて発せられた前述の政治司令中に、「25.すべての歴史的、文化的、宗教的物体は、軍事的に許される限り保護し保存する²¹⁴」

という一項があったことは、本章第1節でも述べた通りである。

しかし激烈な沖縄の地上戦は、首里城をはじめとして多くの貴重な歴史的建造物を地上から消滅させた。またトーチカと誤認された、沖縄独特の民俗的建造物である亀甲墓は米軍の集中砲撃を受けて徹底的に破壊された。沖縄人のアイデンティティーの基盤をなす、これら文化財の破壊は、沖縄人に深い心の傷を負わせた。これに対して、進攻してきた米軍はニミッツ指令に基づき、文化財の保存と伝統文化を奨励する方針をとった。

例えば米軍は、戦闘中に各部隊の責任者に墓の破壊は必要最小限にとどめ、破壊された墓の復元に責任を負うよう覚書を発したという²¹⁵。また9月10日の沖縄諮詢会の席上、軍政府は米軍の利害に反しない限り、沖縄の従来への慣習尊重の方針を示し、その後の諮詢会でもワトキンスが文化財保存調査を勧奨するの発言を行っている。

こうした伝統文化奨励政策を担っていたのが軍政府文教部長のウィラード・ハンナ海軍少佐である。1932年に来日し、1933年から中国で英語教師として4年間滞在した経験のあるアジア通であった。日米開戦の1941年まで大学で教鞭をとっている²¹⁶。このような経歴からも判断できるように、ハンナもまた、マードックやワトキンスと同様に「学者軍人」であった。1937年にオハイオ州立大学で修士号を、また1939年にミシガン大学で博士号を取得した。1942年に海軍に入隊し、コロラドの海軍日本語学校と、さらにコロンビア大学の軍政学校で研修を受けた後に、1945年4月に沖縄に上陸した。

戦後の沖縄において、米国海軍による軍政を、その後の陸軍軍政と比べて「良き統治」であったと評価する記憶が残ったが、このような「海軍びいき」感情の形成にハンナの果たした役割は大きい。戦後沖縄教育界において指導的立場にあった金城英浩は、ハンナを「米本国で大学教授も経験し、沖縄の教育文化に対する認識と理解も深く、多くの人から慕われた²¹⁷」と回想し、仲宗根源和は、「ハンナ少佐の名は戦後の沖縄教育再建の礎石をきずいてくれた恩人として今なお人々の心に温い思い出を数多く残している²¹⁸」と記して、ハンナの教育復興への功績を証言している。

また文化芸術面からも、ハンナを讃える声がある。沖縄県立博物館・美術館の前身となった東恩納博物館の開設にハンナとワトキンスが大きな役割を果たしたとされる。彼らは、米軍人と米国の政治家に沖縄の歴史文化を紹介するために、「沖縄陳列館」と称し、石川（現うるま市）の東恩納の民家に仏像や陶器・漆器を陳列し、公開した。ハンナが沖縄の文化復興に果たした貢献について、沖縄県立博物館・美術館はそのウェブサイトで、「特にハンナ少佐はフィリピンにあった円覚寺楼鐘を返還させ、さらに沖縄の歴史教科書の作成を指示し、劇団結成、画家たちへ物心両面の援助を行うなど、戦後沖縄の教育・文化の再興に尽力されました²¹⁹」と讃えている。

ハンナは沖縄軍政府文教部長として1年間の短い任期中に、有形文化財と並んで音楽・舞踊・歌劇・芝居等の無形文化の復興にも力を入れ、沖縄人たちに海軍軍政の善政の思い出として強い印象を残した。沖縄舞踊界の指導者であった島袋光裕は、「廃藩以来日かげ者にされ続けてきた郷土芸能を日の当たる場所にもってい」ってくれた恩人として、ハンナのことを地元『沖縄タイムス紙』に、以下の通り証言している。

ハンナ少佐は、私たちがしり込みしているのをみて、長い説明をはじめた。「沖縄は激しい戦いのためにすべてが灰に帰ってしまった。おそらく完全に残っているのは、皆さんが持つ

ている芸能だけだろう。沖縄の人びとは今も虚脱状態にあるが、一日も早く心の糧を与えなければならない。同時に、米軍にも沖縄を認識させる必要がある。それには芸能を復興させて沖縄の人にも米軍にも見せてやるのが一番の早道だ²²⁰。

日本の支配下において沖縄の文化は本土と比べて遅れていると教えこまれ、戦禍で全てを失った沖縄の人々にとって、ハンナが企画した沖縄各地での巡回芸能公演は大きな感動をもたらした。巡回公演に参加した芝居芸人の宮城能造は、忘れえない光景として、以下の体験を語っている。

各地に散在している避難民収容所に行くと、万雷の拍手で私たちを迎えてくれ、舞台にあがるにも観衆をかきわけていくという状態だった。幕が開き三味線の音が流れると、「アッサミョー」と感嘆の声がもれ、「ウチナーヤ、ウチナーヤ」と言うのだった。そしていざ演技が始まると客席は寂として声がなく、ただ聞こえるのはここかしこにあるすすり泣きだった。戦争でぼう然自失となった心を慰められ、新しく生きがいを見いだした思いがしたのだろう。私は役者みょう利に尽きると思った²²¹。

宮城の芸能公演は「生きがいを失っていた」避難民の心を癒すものであったと同時に、芸人としての宮城の「誇り」を回復させるものでもあった。宮城能造は当初、芸能活動よりも軍作業の方が収入になるので辞退しようとしたところ、初代琉球大学の学長となる当時の志喜屋知事に、以下のように論されたという証言を宮城が残している。

アメリカ人は沖縄を土人だと思っている。いやこんなものがありますと言って、見せるものは焼けてないじゃないか。首里城もないだろう。沖縄に琉球芸能がなかったら、沖縄にとりえはない。今私がアメリカ人に威張って話せるのも舞踊や芝居があるからだよ²²²。

戦火ですべてを失い、圧倒的な権力を握る新しい異民族の支配者に対して、文化こそが沖縄の「誇り」の源泉であることを、志喜屋は宮城に説いた。文化を通じて戦争による人々の心の傷を癒し、沖縄の民族的誇りを回復させる観点からハンナが企画した「米琉親善演劇大会」は、沖縄芸能の復興に大きな成果をあげるとともに、沖縄側の米軍に対する鬱屈や劣等感をやわらげ、親米感情の醸成という観点からも効果的だったのである。

ハンナの沖縄文化奨励策が、戦後長く沖縄の文化関係者に、米人青年将校への感謝と懐旧の念を抱かせ続けたことは、2000年代の米国パブリック・ディプロマシーが経験した挫折と照らしてみると、米国はそこから幾つかの教訓を学ぶことが可能であろう。

第1に、一方向的に巨額の資金を投じてマスメディア等で米国の価値を訴求対象に対して発信し続けることよりも、米国が訴求対象の主体性（訴求対象の文化）に敬意を示し、訴求対象についての理解を深めようという態度をとることは結果として親米感情の醸成につながることである。第2は、ハード・パワーを行使して上意下達的に自己の意思を通すよりも、共通の目的のために課題解決に取り組むパートナーとして個人的に親密な関係を作ることが親米感情の醸成に効果的であることがあげられよう。ハンナは権力者としての顔を極力抑え、沖縄の人々のともに働くという姿勢を示し、沖縄文化界の指導者たちとの信頼関係を築いていった。こう

した個人的な関係の蓄積がパブリック・ディプロマシーの資産となる。第3に、パブリック・ディプロマシーの現場（フィールド）において、相手国の言語と文化に知悉していることが求められ、そうした専門性を有する人材の育成が重要となる、ということである。海軍軍政学校において日本語能力や沖縄に関する知識を獲得していたハンナは、理想的なパブリック・ディプロマシー専門家であったといえる。第4に、欧州の知識人・文化人は、西欧の教養主義的伝統を尺度として文化を高尚文化と大衆文化に分け、大衆文化を「低俗なもの」とみなす傾向がある。沖縄に近代化をもちこんだ戦前の日本の文化・教育行政が、沖縄の大衆文化を低俗なものとして蔑視したのは、こうした西洋的教養主義の影響が認められるが、そうした傾向をもたない米国人ハンナは、あるがままに沖縄の大衆文化を受け入れることが可能であった。大衆文化を蔑視しない文化土壌は、米国のパブリック・ディプロマシーのアジア展開において1つの強みと考えられよう²²³。

沖縄側の評価は高かったが、沖縄の文化的価値を米軍人に知らしめ、彼らの沖縄に対する尊敬の念を惹起するというハンナの意図は、職業軍人たちには支持されず、ハンナは失意のうちに沖縄を去らねばならなかった。鹿野によれば、派遣されてくる将兵たちは、「島流し」にされたという不満を抱え、無気力かつ沖縄の文化、社会に対して無理解であったことから、自分の沖縄観が軍内部で理解されなかったと帰国後にハンナは語っている²²⁴。

以上の通り、沖縄軍政初期におけるハンナの沖縄文化奨励策は、彼個人レベルの模索にとどまり、当時の米軍沖縄軍政の組織的対応とはなっていない。

しかし日本時代に抑圧されていた沖縄独自の文化的アイデンティティを解放するという彼の視点は、後に米国の対日戦略と共鳴して、大きな意味をもつようになる。すなわちサンフランシスコ講和条約によって日本と切り離された沖縄で日本復帰運動が盛り上がってくるが、それを鎮静させる効果をねらって、米国軍政は沖縄の伝統文化奨励策を掲げるのである。

3 1948年から1951年までの対沖縄パブリック・ディプロマシー

戦後の世界が次第に東西二大陣営の対峙という様相をみせ始め、1948年のチェコスロバキアの政変とベルリン封鎖によって、両陣営の対立が決定的となった時に、米国にとっての沖縄の戦略的な意味も大きく変わっていったと考えられる。さらに1949年に中華人民共和国が成立し、1950年に朝鮮戦争が勃発して、アジア、特に極東地域において「冷戦」が「熱戦」として火を噴くという極めて緊迫した状況が出現するに伴い、沖縄の軍事的重要性は米国にとって死活的なものとなり、沖縄は「太平洋の要石」であるという認識が米国政府関係者に拡がって行った。

このような国際情勢と並行して、沖縄の扱いについて様々な意見が対立していた米国の意思を、対日講和条約に基づいて沖縄の施政権を日本の主権から分離し米国が継続して支配していく方向に固めていったのが1948年頃であったといわれる。

1948年7月に琉球軍司令部が東京の極東軍司令部の直轄となったのは、沖縄の複雑な戦略的・経済的問題の解決を促進するためであった。極東軍司令部はこれまで放置してきた沖縄の経済復興に本格的に取り組むための体制を固めた。米国本国においては、対日世論や国際世論への影響を慮って沖縄の日本への返還を主張していた国務省を、軍事的観点から沖縄の継続支配を要求する軍部が押し切った。1年を超える検討を経て、沖縄の扱いを決める重要な決定で

ある国家安全保障会議（National Security Council : NSC）文書 13/3(5)（以下、NSC13/3(5)）がトルーマン大統領によって承認されるのは 1949 年 2 月 1 日である²²⁵。

同文書の背景について、宮里は、①米国軍部内部において、陸軍省会計検査室が琉球に対して米国が明確な領有権を持たない限り、恒久的な基地建設のための支出は法的に不可能と難色を示し、軍部が米国政府に明確な意思表示を求めていたこと、②基地建設に使役された沖縄労働者の賃金は日本政府が支払うべきとされていたのを改めて米側が負担することとして、沖縄経済を日本から完全に分離する意図があったことの 2 点を指摘している²²⁶。

沖縄を長期的に支配する意思を固めた米国は、従来の戦時国際法（ハーグ陸戦規定）に基づく軍事占領という「異常時」の支配・被支配の関係から、より長期的な「平時」における施政ということを想定し、従来放置してきた沖縄の復興を政治・経済・社会等様々な分野から推進していく政策転換が行われた。

1948 年 7 月に通貨が新日本円から米軍政府発行の B 円軍票に切り替えられ、11 月から生活物資の配給制度が撤廃され、自由経済体制が実施された。1949 年秋に米国統合参謀本部は 5000 万ドルの基地建設計画をたて、1950 年 2 月頃から恒久的な基地建設に着手して、日米のゼネコンが投入され、にわかな基地建設ブームに沸いた。1950 年 4 月に軍政府は 1 億円の琉球復興資金を創設し、6 月から業務を開始した²²⁷。

また占領地域における経済復興を目的として軍予算から支出された占領地域経済復興資金（エロア資金）は 1949 年度から沖縄に資材、工業機械、部品、農機具、車両等購入等の目的で 1156 万ドル分が供与され、1950 年度からは占領地域救済政府資金（ガリオア資金）が沖縄に供与された²²⁸。ガリオア資金は経済のみならず沖縄学生の米国留学制度の財源となるなど、社会、文化教育面からも沖縄復興に影響を与えた。

沖縄の長期的領有と恒久的な基地使用という軍事政策に沿って、米国の意図を沖縄の住民に伝え、沖縄世論の支持を獲得していくパブリック・ディプロマシーを本格化させていく必要に迫られていた。パブリック・ディプロマシー的な政策意識をもって、沖縄軍政を統括したはじめての為政者は、1949 年 10 月 1 日に琉球軍司令官兼琉球軍政長官に任命されたジョゼフ・R・シートズ（Joseph R. Sheetz）陸軍少将である。シートズは沖縄駐屯する米軍将校と兵士を集め演説を行い、これを地元の『うるま新報』に、「シートズ准将（ママ）は直ちに士気高揚の講座を設置して『諸君は米国政府の無任所外交使節である』と厳しく訓諭した」と報道させていること等²²⁹、シートズが鋭い広報に対する問題意識を持った権力者であったことを示している。

放置された沖縄失政の責任を問われて解任された前任者に代わって沖縄に赴任したシートズは矢継ぎ早に改革政策を打ち出し、宮城悦二郎によれば、シートズは第 2 代高等弁務官ドナルド・P・ブース（Donald P. Booth）とならんで沖縄で最も人気の高かった統治責任者であった。基地建設による雇用促進、ガリオア資金の導入、復興資金の創設と並んで、群島政府知事や議会議員の公選など民主化を進めた。また文化面でも教育長制度の創設、戦後初めての住民向け放送局「琉球の声」（コールサイン：AKAR）の開局、琉球大学の創立、米国留学制度の拡大政策を導入した。

シートズの施政について、当時米国軍政府情報部放送部長として軍政内部にいた川平朝申は、以下のような回想を残している。

シートズ長官の赴任で沖縄中が急に明るくなった。住民宿願の対日貿易が開始され、大量の

月刊雑誌が入荷したのも前途を明るくさせた。シーツ長官は放送局にも力を入れた。サイモン氏やミード部長も元気になった。たった一人の男の存在で世の中かくも変わるのか、と瞠目するような変わりようであった²³⁰。

しかしパブリック・ディプロマシーであれば、そこにはシーツ個人の善意を越えた米国の外交・軍事戦略上の「隠れた意図」が織り込まれていると考えるべきであり、それゆえに米国パブリック・ディプロマシーが構造的に抱えている問題も内包されていた。1947年7月に沖縄人民党を創立し、米軍政と敵対した瀬長亀次郎は、いわゆる「シーツ善政」について、「軍事的必要性の許す範囲」のものにすぎず、シーツが発表した自治権の拡大についても、「最高の権威は民政長官にあり、自治政府もその権威に服するもの」だったとして、限界があったことを回想している²³¹。

シーツの政策について、宮城悦二郎も、沖縄の親米化という政策意図があったものと判断している。また宮城は、シーツ個人の善意には「米国には遅れた文明地域に強圧的な手段を用いても民主主義を教える義務がある」という西洋近代の非西洋地域に対する家父長的、一方的な善意と偏見が潜んでいたことを、支配された側の鋭敏な感受性をもって指摘し、「シーツ善政」は本当に善政であったのかを問うている²³²。

沖縄への共産主義イデオロギーの浸透阻止という、戦後沖縄におけるパブリック・ディプロマシーの重要目的が明確化するのには、東西両陣営による冷戦が本格化する1948年頃からである。当初米軍政では、沖縄における教育の課題は、日本の軍国教育・国粋主義教育の影響を除去することに主眼が置かれていたが、共産主義思想の沖縄への流入阻止という新たな課題への取り組みが、この時期から強化された。瀬長亀次郎の回想によれば、「米軍が押し付けてきた『食糧配給の減量と配給物資の大幅値上げ』と『源泉所得税の新設』に反対する闘争の先頭に立ってきた」瀬長に対する米軍の「瀬長つぶし」がこの時期から始まり、発電機の「不当所持」を名目とする逮捕と、「人民党は共産主義者の集まり」という反共宣伝がこの時期から始まり、米軍の圧力に抗しきれず、瀬長は1949年に『うるま新報』社長職を辞した²³³。

琉球軍司令部第526防諜分遣隊(526th Counter Intelligence Corps Detachment Ryukyus Command)が1948年5月15日に作成した「沖縄における教育システムに関するモノグラフ²³⁴」は、沖縄の教育制度に関する報告書であるが、そのなかには沖縄民政府下の教育制度、政治やイデオロギーがもたらす米軍占領への悪影響の度合い等についての記述がある。この資料から、①米軍の諜報部隊が沖縄の教育に対して関心をもち、情報収集を行っていたこと、②日本の軍国主義教育と共産主義の沖縄への影響排除を重要課題としていたことの2点が推測できる。

同報告は、軍政下の沖縄の教育の現状について調査・分析し、教員の給与が他の職種と比べて低いことから教員の離職が相次ぎ毎月150人程度の離職教員が出ていること、特に1948年3月には生活物資の値上がりを受けて400名が離職する等沖縄の教育が危機的な状況にあることを指摘している²³⁵。そのなかで調査分析時点(48年3月)において、「沖縄の政治が教育に影響を与えている事実、もしくは沖縄の教育者が政治に影響を及ぼしている事実を確かな証拠を発見することはできなかった」ものの、「沖縄文教学校の島袋俊一校長²³⁶が日本統治期に日本共産党員であった3名を含む政治勢力に参加したことを確認した」と報告している²³⁷。また戦後、「日本の柔道、剣道他軍国主義教育は排除されたが、現

在の教員たちに刻み込まれた日本文化の影響に対抗するための適切な方法を持ち得ていない」として、その具体的な例として、部隊のインタビューに対して糸満高校の校長が男女共学を否定する主張をしたことをあげている²³⁸。

結論として、沖縄の教育における制度的不備（教材の不足、質の高い教員の不足）が米国軍政に悪影響を与える可能性を懸念し、地元の高等教育において日本帝国主義下に教育を受けた教員たちの指導では民主化に限界があり、沖縄が学歴社会化するにつれ沖縄人の教育への関心の高まりに対応していく必要があることを指摘している。最後に、「日本共産党によって訓練を受けたか、かつて活動歴のある個人や集団が沖縄に存在し、それが沖縄の教育・経済・政治的復興の潜在的脅威である²³⁹」と結論づけている。

米国軍政は、1948年頃から長期にわたって沖縄における施政権を握ることに「沖縄側住民の黙認²⁴⁰」を獲得するためには、沖縄住民のあいだに民主主義や男女同権等の米国的価値観を普及することによって親米感情を醸成する必要があると認識しつつあった。また沖縄の伝統文化を奨励し、日本の文化的・思想的影響力を弱めることによって、米国は沖縄の民主化を促進し、かつ沖縄を日本の抑圧から解放する勢力だと位置付けることによって、沖縄の日本からの分離を正当化する主張を用意した。さらに教師のような知識層に共産主義が日本本土から沖縄に浸透してくることを避けるため、沖縄独自の高等教育制度を確立する必要が生じた。

本節の最後に、沖縄戦の終結後、米軍政のパブリック・ディプロマシーの訴求対象となった沖縄の教師たち、すなわち当時の沖縄社会にあって知識人ともくされた人々は、戦争によって社会そのものが崩壊し、さらに米軍の占領開始以降は戦前の皇民化教育が否定され、新たに米国の価値観がもちこまれるという思想的激震の渦中において、いかなる対応を示したか、そのギャップをどう理解し克服し、米国のパブリック・ディプロマシーに対応しようとしたかを検討する。

ここで取り上げるのは琉球大学の設立に深く関わり、第3代の同大学長となった安里源秀の回想記である。沖縄タイムスの編集により1980年に刊行された『私の戦後史』シリーズの第1集の冒頭に安里の回想記が掲載されている²⁴¹。戦後沖縄の文化・教育界の指導的立場にあった知識人という扱いを受けてきた人物である。以下、上記回想記にしたがって、安里が捉えた沖縄の戦前・戦中・戦後の変化を要約する。

安里は1903年に沖縄本島の北中城村の農家に生まれた。両親は、安里が小学校にあがる頃、収入を得るためにハワイに出稼ぎにいらっている。1918年に沖縄県師範学校に入学、1923年に同校を卒業後、2年の尋常小学校教師生活を経て上京し、東京高等師範学校に入学した。1929年に卒業し、鹿児島に加治木中学校を振り出しに、青森中学校や台湾の蘭陽高等女学校を経て、1944年3月に沖縄に戻り、県立農林学校（嘉手納）の教頭に赴任した。沖縄では、生徒を引率して北部に逃げようとするが、金武で米軍に捕まる。

安里は、戦前の教育者としての自分自身を「スパルタ式だったため生徒から怖がられていた。いうことを聞かないときは、ぶんなぐることもあった²⁴²」とふり返っている。典型的な戦前の厳格な教師風であり、沖縄にあっては皇民化教育の旗振り役を担ったものと推定しうる。

しかし、安里の回想には、皇民化教育の先兵である安里が戦後の思想的激変において内面の悩みを抱えていたと感じさせる箇所はみあたらない。戦後再び教壇に立つことになった顛末は以下のように記述されている。

ある日、収容所の米兵が訪ねてきて、「お前はここを出て、学校の先生になれ」という。やはり教師が性に合っているから、中学を卒業していない生徒を集めて福山高等学校をつくった²⁴³。

その後、安里は米軍政府の要請を受けて、1948年5月に沖縄民政府の成人教育課長に就任し、米軍の方針に基づいて英語教育の普及を担当するが、それについても以下のように淡々と事実を記述するのみである。

そのころから新しく始まった仕事としては、成人学校をつくり、英語教育を広めることだった。宣ぶ工作のひとつだったと思う。ベイシック・イングリッシュ（基本英語）といって、850語程度の単語を使って、やさしい方法で表現しようという試みだった²⁴⁴。

安里が、第2章で詳述する琉球大学の創設に関わった沖縄文教部長の山城篤男や琉球大学の初代学長の志喜屋孝信と共通するのは、戦前の沖縄教育界にあって指導的立場にあり、すなわち皇民化教育を推進する厳格な教師であったことと、その一方で彼らはいずれもが英語教師であったがゆえに、当時の沖縄の知識人としては比較的異国人との交渉に対して冷静、ある意味では醒めた目で新しい為政者たちとの関係を構築し、適度な距離を保つ順応性を身につけていたことである。これは沖縄軍政初期にあって米軍政のカウンタパートとなった沖縄側教育指導者に見られる1つの特性といえるかもしれない。

他方、価値観の大転換期にあって、戦中の教育者としての自己の責任に深い罪悪感をもった教師たちも少なくなかった。第2章の琉球大学の創設や第3章で触れる第2次琉大事件にも琉球大学副学長として関わった仲宗根政善はその典型といえよう。沖縄戦において、引率した女学生の死をまのあたりにした仲宗根は、「乙女らが書き残そうとした厳粛な事実を私は誤りなく伝えなければならぬ義務を負わされている²⁴⁵」という「浄魂」の思いを胸に戦後を生きた。

このように教育者としての過去に悔恨の念を抱く仲宗根にあっても、米軍政による「過去」を否定する教育の導入は危惧を抱かせるものであった。「新沖縄文学」の座談会で、新崎盛暉の問いかけに対して、仲宗根は以下の通り証言している。

— [新崎] (前略) 日本の敗戦、というより沖縄の敗北によって、従来の価値観を全部ひっくり返すような事態が起こりますね。その場合、戦前自分たちを捕えていた価値観、それはバカバカしかったという感じで思い起こされることになるんですかね。

仲宗根 大麻奉戴など身についていたとは思いません。ただ教科書編集のとき、日本的教材を削れと言われたとき、「骨身を削る思いで、行を削った」と日記に書いたのをおぼえています。(中略) そういう意味での郷愁はありました。日本的教材を教科書から削ることに對しては未練がありました²⁴⁶。

価値観の激変のなかで、米軍政の対沖縄パブリック・ディプロマシーに対する、沖縄側教育者と知識人たちの対応は多様であった。教育は個人の生き方や内面と関わる領域であるがゆえに、圧倒的な軍事力や経済力によってのみでは、被支配者を動員することはできない複雑さを米国陸軍・軍政府は学習し、本格的な教育・文化政策の必要性を認識したものと考えられる。

琉球大学は、このような背景の下に 1950 年に設立されることになる。次章においては、琉球大学設立に焦点をあてて、米側と沖縄側の関わりを分析していく。

- 1 宮城悦二郎『占領者の眼：アメリカ人は<沖縄>をどう見たか』那覇出版社、1982年、72頁。
「学者軍人」について、沖縄側の以下の研究も、彼らの軍人らしからぬ理想主義的リベラリズム、物腰の柔らかさ、沖縄社会、文化に対する柔軟な姿勢を沖縄側が好意的に捉えていたことを指摘している。宮城悦二郎『沖縄占領の27年間：アメリカ軍政と文化の変容』岩波書店、1992年、47頁。大田昌秀『沖縄の帝王：高等弁務官』朝日新聞社、1996年、105頁。金城弘征「米軍の教育政策」『復帰20周年記念シンポジウム：沖縄占領～未来に向けて』ひるぎ社、1993年、204頁。
- 2 渡辺靖は米国の知的な孤立主義の精神を象徴した表現として、1837年にラルフ・ウォールド・エマーソン (Ralph W. Emerson) がハーバード大学で行なった「アメリカの学者」と題する講演を挙げている。同講演は、ヨーロッパからの「知的独立宣言」として知られる。渡辺靖『アメリカン・センター：アメリカの国際文化戦略』岩波書店、2008年、2頁。
- 3 鹿野政直『戦後沖縄の思想像』、朝日新聞社、1987年、18-19頁。
- 4 同上、19頁。
- 5 同上。
- 6 Lt.Col.Van Wyck Mason, “Why We Need Military Governors”, *The Saturday Evening Post* ワトキンス文書刊行会編『PAPERS OF JAMES T.WATKINS IV 沖縄戦後初期占領資料 第18巻』緑林堂書店、1994年、97頁。
- 7 同上。
- 8 鹿野、前掲書、19-20頁。
- 9 同上、20頁。
- 10 アーノルド・G・フィッシュ二世、財団法人沖縄県文化振興会・公文書管理部資料編集室編、宮里政玄訳『沖縄県史 資料編14 琉球列島の軍政 1945-1950 現代2(和訳編)』沖縄県教育委員会、2002年。
同書は、沖縄県教育委員会が沖縄県の体系的な歴史書を編修することを目的として遂行した「新沖縄県史編集事業」の一環として、米国陸軍歴史編纂所の公式歴史書を、同編纂所の許可を得て、翻訳・出版したもの。訳者の宮里政玄は、琉球大学教授にして沖縄に関する国際政治研究者として知られるが、米軍政によって米国の大学に留学し、オハイオ州立大学で博士号を取得している。
- 11 同上、13頁。
- 12 同上、163-171頁。
- 13 同上、172-180頁。
- 14 宮里政玄「解説」フィッシュ、同上、5頁。
- 15 竹前栄二、尾崎毅訳『米国陸海軍 軍政/民事マニュアル』みすず書房、1998年。
- 16 宮里政玄、前掲「解説」フィッシュ、前掲書、5頁。
- 17 大田昌秀『沖縄の挑戦』恒文社、1990年、211頁。
- 18 宮里政玄、前掲「解説」フィッシュ、前掲書、5頁。
- 19 鹿野、前掲書、25頁
- 20 フィッシュ、前掲書、163-164頁。
- 21 同上、165頁。
- 22 同上、166頁。
- 23 同上、165-166頁。
- 24 同上、163頁。
- 25 同上、172頁。
- 26 同上。
- 27 同上。

-
- 28 同上、169 頁。
- 29 同上、173 頁。
- 30 同上、174 頁。
- 31 宮里政玄『アメリカの沖縄統治』岩波書店、1966 年、8 頁。
- 32 同上、7 頁。宮里は、「米軍政府は沖縄統治の準備をほとんどしていなかったと『いい』と述べており、「FM27-10」「FM27-5」に対する言及が見当たらない。
- これは同書初版が出版されたのが 1966 年で、フィッシュの『琉球列島の軍政』が刊行される 20 年以上前であったことから、米軍部の沖縄占領準備に関する全貌がまだ明らかになっていなかったことに起因するものと考えられる。2002 年に執筆した『琉球列島の軍政』の「解説」では、宮里は『アメリカの沖縄統治』以降の研究成果をふまえて、沖縄軍政の多面性を実証的に論じており、単純な米軍の軍政無関心論、準備不足論から変化している。宮里、前掲「解説」フィッシュ、前掲書、4-12 頁。
- 33 フィッシュは「1945 年から 50 年にいたる米国軍政府の業績」として、「短い期間ではあったが軍政府は、島社会を変容させ、戦後の世界の現実を生き抜く沖縄人の能力を高める政治的、経済的環境をつくり出した」と賛辞をおくっている。同上、4 頁。
- 34 鹿野、前掲書、20-21 頁
- 35 フィッシュ、前掲書、166 頁。
- 36 同上、174 頁。
- 37 同上、176 頁。
- 38 同上、177 頁。
- 39 同上、164 頁。
- 40 同上、178-179 頁。
- 41 同上、179 頁。
- 42 公布発布の日付について、布告に明示されていないことから諸説があり、米軍が慶良間列島に上陸した 1945 年 3 月 26 日とする説(大田昌秀)、沖縄本島に上陸した 4 月 1 日とする説(沖縄県平和祈念資料館展示説明) 沖縄本島読谷村に海軍軍政府を樹立した 4 月 5 日とする説(宮里政玄) 等がある。
- 43 宮城剛助「情報の検閲：『集成刑法』の制定」『戦後をたどる：「アメリカ世」から「ヤマト世」へ』琉球新報社、2007 年、184 頁。
- 44 同上、179-181 頁。
- 45 同上、179-180 頁、185 頁。
- 46 同上、180 頁。
- 47 フィッシュ、前掲書、173 頁。
- 48 若林千代「占領初期沖縄における米軍基地化と『自治』、1945-1946」『国際政治』120 号(1999 年 2 月)13 頁。
- 49 軍政学校の卒業生として戦後日本や沖縄で活躍した人物として以下が代表的な例。
(陸軍軍政学校) マーク・T・オア→GHQ/SCAP
(海軍軍政学校) ウィリアム・K・パンス→GHQ/SCAP, ロバート・K・ホール→GHQ/SCAP,
アルフレッド・クロフト→GHQ/SCAP, ジェームズ・T・ワトキンス→沖縄海軍軍政府, ウィラード・A・ハンナ→沖縄海軍軍政府, ウィリアム・H・ローレンス→沖縄海軍軍政府。
大内義徳「アメリカの対沖縄占領教育政策」『沖縄文化研究 法政大学沖縄文化研究所紀要』
21 号(1995 年 2 月)、258-260 頁。
- 50 フィッシュ、前掲書、14 頁。
- 51 同上、15 頁。
- 52 同上、181 頁。
- 53 同上、182-188 頁。
- 54 同上、185 頁。

55 同上、194 頁。

56 1943 年 2 月 6 日付けガリオン覚書に記述されたカリキュラム案には、以下の通り。

地域 隣接する地域との関連での地域の位置と、この位置が重要な理由。道路、鉄道、水路、空路による地域へのアクセス。気候、温度、雨量、極端の場合に予想される状態、この状況に対する防御方法、地域の土壌(層が厚いか荒地か)、作物の種類、肥沃度、地形、緯度、鉱産物、天然資源に対する技術の変化の影響、例えば輸出作物の耕作、採鉱方法の開発、鉄道の建設など。水資源とその問題、灌漑、天然資源の有無と食料、衣料、住民の活動との関係、あるいは一般的影響。

住民 地域住民の人種構成。人種はどこから来たか。人口の移動があるか。どこからどこへか。出生率と死亡率、それが人口に及ぼす影響。死亡率の主な原因。言語、人種、宗教、その他の集団。地位とカースト関係、そこから生じる問題。より強い社会的、人種的特色、宗教その他の集団の国内政治、および国際関係に対する影響。特別の摩擦点に留意すべきである。

生活の手段 基本的天然資源は何か、その量。天然資源を利用した主要産業と他の経済活動。主な産業と国際貿易に基づいた特殊技術と制度。技術、戦争、植民地政策、関税等によって生じた地域経済における変化。労働の供給—労働力、熟練度、待遇、自由、賃金率、組織、政治活動、労働運動の有無。社会における専門家や管理者の集団—その規模、補充、地位と影響力。土地所有—区画規模、小作制、土地所有の条件、所有の変更、土地法の特殊性。日常生活に対する政府の影響—租税、公共事業とサービス、政府の所有権と規則、政府による独占、補助制度、関税、社会保証、社会の財政的管理、金融集団、大企業による統制、政治的影響(例えば日本)、外国の金融企業の有無。

いかに統治されているか 植民地政府の有無。地方自治の程度、地方官吏の地位、数、権限、選抜と中央政府の関係。政府組織の下部組織、中央と地方の機関の関係。選挙方法、官吏の選抜の伝統と選抜における地位。政党の綱領、指導者とスローガン、政党の人種的、社会的基盤、政党に対する感情の度合い、文官—選抜と経歴、「官職占取制」の有無。文官の社会的地位と影響力。文官の安定性。占領地区における利用の可能性。法制度の重要な特徴、懲罰の形態、裁判所の権威など。政府の財政、歳入源、地方及び中央晴雨の歳出の主な対象。税制の特有な方法、形態、目標。「目に見えない」政府(マスコミ)の役割。特殊な個人の地位とリーダーシップ。

生活様式 家族生活の特徴と、社会に対する影響。宗教とその社会的、政治的影響力。地域の生活と慣習に対する宗教の影響、例えば食事、儀式、男性と女性の関係、特別の場所と崇拜の対象など。学校と教育科目(一般の科目と専門科目)。教育制度に対する統制。識字率。大衆の教育の有無。読書の習慣、図書館、新聞、雑誌、ラジオ。報道と教育の検閲。人気のある主な古典や他の図書、地域の建築、芸術、音楽、服装、スポーツなどの特徴。文学、芸術、科学における業績。特に誇りをもっている業績。紙幣、物々交換、賃金、価格に対する理解。衛生と生活条件。

歴史的背景と現代の国際問題 他の地域との重要な歴史的関係、あるいは米国との関係。

57 フィッシュ、前掲書、17 頁。

58 同上。

-
- 59 同上、21 頁。
- 60 同上、17-18 頁。
- 61 大田、前掲書『高等弁務官』、105 頁。
- 62 同上、106 頁。
- 63 フィッシュ、前掲書、16 頁。
- 64 軍政学校の学生たちには、博士号を取得した大学教授、下院議員、市長、都市計画・建築専門家、エンジニアなどの社会的地位の高い専門職が含まれていたという。大内、前掲書、260 頁。
- 65 Schuyler C. Wallace, “The Naval School of Military Government and Administration”, *The Annals of The American Academy of Political and Social Science. Philadelphia, January 1944* ワトキンス文書刊行会編、前掲書『沖縄戦後初期占領資料 第 18 巻』、5 頁。
- 66 宮城悦二郎『占領 27 年 為政者たちの証言』ひるぎ社、1993 年、38 頁。
- 67 沖縄の「海軍びいき」は、上述した理由以外に、海軍軍政が一年強という比較的短い期間に終わり、その後の陸軍軍政期との比較で過去を「美化」する心理が働いていること、ワトキンスら海軍軍政担当者たちが沖縄を去るにあたって、彼ら海軍と比べて陸軍はより強権的であることを喧伝したことが沖縄側に陸軍軍政に関する先入観の「刷り込み」となったこと等があげられよう。有名なワトキンスの「軍政府は猫で沖縄は鼠、猫の許す範囲でしか鼠は遊べない」という沖縄諮詢会での発言は、海軍の後に来る陸軍支配は苛烈であるという警告的文脈の中で発せられたものだった。
- 68 新堀通也『知日家の誕生』東信堂、1986 年、112-123 頁。新堀は、陸軍、海軍日本語学校出身の日本研究者として以下のような顔ぶれを列挙している。
- 陸軍日本語学校：ハンス・ベアワルド(UCLA、政治学)、リチャード・スナイダー(コロンビア、政治学)、ロバート・ビュート(ワシントン、歴史学)、ジョージ・デヴォス(パークレー、人類学)、ジョン・モンゴメリー(ハーバード、政治学)、ハーバード・パッシン(コロンビア、社会学)
- 海軍日本語学校：リチャード・ビアズレー(ミシガン、人類学)、ドナルド・キーン(コロンビア、文学)、エドワード・サイデンテステッカー(コロンビア、文学)、ドナルド・シャイブリ(ハーバード、言語学・文学)、デルマー・ブラウン(パークレー、歴史学)、オーティス・ケーリ(同志社、歴史学)、ロバート・ウォード(スタンフォード、政治学)、ジェームズ・モーリー(コロンビア、政治学)
- 69 鹿野、前掲書、28-29 頁。
- 70 同上、28 頁。我部政明『日米関係のなかの沖縄』三一書房、1996 年、66 頁。フィッシュ、前掲書、20 頁。
- 71 鹿野、前掲書、28-29 頁。我部、前掲書、66 頁。フィッシュ、前掲書、18 頁。
- 72 鹿野、前掲書、29 頁。
- 73 同上、70-74 頁。大田、前掲書『高等弁務官』、82-85 頁。宮城悦二郎、前掲書『占領者の眼』、25-31 頁。宮城悦二郎「解題」沖縄県立図書館史料編集室編、『沖縄県史 資料編 1 民事ハンドブック 沖縄戦 I (和訳編)』沖縄県教育委員会、1995 年、(3) 頁。
- 74 G・P・マードック、内藤莞爾訳『社会構造』新泉社、2002 年、7-8 頁。
- 75 本論文では沖縄県立図書館史料編集室編、前掲書を参照、引用した。同書は、沖縄県教育委員会が沖縄県の歴史を総合的・体系的に編集する意図から企画された「新沖縄県史編集事業」の資料編の第 1 巻として、当時琉球大学の教授であった宮城悦二郎が所有する原本(英語版)を日本語に翻訳し、1995 年 3 月に刊行されている。
- 76 『民事ハンドブック』が米軍政幹部の沖縄認識に与えた影響の大きさは、以下の米国研究者の先行研究において指摘されている。
- フィッシュ、前掲書、16 頁。ロバート・D・エルドリッジ『沖縄問題の起源』名古屋大学出版会、2003 年、19 頁。

-
- 77 フィッシュ、前掲書、22 頁。
- 78 同上、18 頁。
- 79 同上、前掲書、16-18 頁。イェール大学文化人類学プロジェクトについては、以下の日本側研究においても言及されている。
大田昌秀「占領下の沖縄」『岩波講座 日本歴史 23 現代 2』岩波書店、1977 年、297 頁。
大田、前掲書『高等弁務官』、82-85 頁。鹿野、前掲書、28 頁。我部、前掲書、64-68 頁。
宮里政玄、前掲書『アメリカの沖縄統治』8-9 頁。
- 80 大田、前掲書『高等弁務官』、84 頁。
- 81 同上
- 82 宮城悦二郎、前掲書『沖縄占領の 27 年間』、9-10 頁。
- 83 宮城悦二郎、前掲書『占領者の眼』、25 頁。
- 84 宮城悦二郎、前掲書『占領者の眼』、26 頁。
- 85 中野好夫編『戦後資料 沖縄』日本評論社、1969 年、4 頁。
- 86 1950 年代琉球大学の設立に深く関与し、その管理に強権的な介入をした米国民政府情報教育部長ディフェンダーファーや、1960 年代前半に高等弁務官として辣腕をふるったキャラウェイも、沖縄の独自性を語り、「離日」政策をとった。宮城悦二郎『為政者たちの証言』ひるぎ社、1993 年、79-81 頁、105 頁。
- 87 沖縄タイムス社編『琉大風土記 開学 40 年の足跡』沖縄タイムス社、1990 年、180 頁。
- 88 マッカーサーは陸軍士官学校卒業後すぐに米国植民地であるフィリピンに工兵隊少尉として配属され、エリート軍人としての歩みを始めた。1905 年には駐日駐在武官に就任した父の副官として東京に赴任した。1935 年にはフィリピン軍の軍事顧問に就任し、第二次世界大戦における日本軍の侵攻までフィリピンにとどまった。フィリピン、日本と縁の深いマッカーサーであったが、沖縄に関する知識は、当時の米国社会一般通念とさほど違いはなかったものと見られる。マッカーサーのアジアとの関わりについては、増田弘『マッカーサー：フィリピン統治から日本占領へ』中央公論新社、2009 年、を参照。
- 89 先行研究においては、大田昌秀、宮城悦二郎らが「離日政策」の呼称を用いており、たとえば以下の文献に「離日政策」の記述がある。
宮城悦二郎、前掲書『占領者の眼』、240 頁。
大田、前掲書『高等弁務官』、235 頁。
他方、鹿野政直は「非日本化政策」と記述し、金城弘征は「日琉隔離政策」と表現していることから、必ずしも統一的な用法が学術的に確立しているわけではない。
鹿野、前掲書、54 頁。
金城弘征「キャラウェイ旋風 統治施策に住民困惑」那覇市歴史博物館編『戦後をたどる：「アメリカ世」から「ヤマト世」へ』琉球新報社、2007 年。
新聞メディアや公的機関は沖縄軍政の施策に言及する際、以下の資料のように「離日政策」をしばしば用いていることから沖縄社会において定着した表現と考えられることから、本研究においてもこの表現を用いることとする。
「キャラウェイ旋風/命令はなかった(2000 年 4 月 17 日記事)」『琉球新報ホームページ』2011 年 9 月 3 日<<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-113434-storytopic-86.html>>。
「USCAR 収集写真」『沖縄県公文書館ホームページ 琉球文化アーカイブ』2011 年 9 月 3 日<<http://rca.open.ed.jp/ok/uscar/history2.html>>。
- 90 ジョージ・R・パッカード、森山尚美訳『ライシャワーの昭和史』講談社、2009 年、334 頁。
- 91 同上、290-291 頁。
- 92 第 1 部は、「地理」（位置、気候、地質と地形、水界地理学）、「資源」（水の供給、土壌、鉱物、植物相、動物相、主な施設）、「歴史」（その発見と初期の接触、政治史、経済発展）、「民族」（民族の特徴、言語、全人口、人口動態統計、名士人）、「慣習」（衣服と装飾、暮らし、性と婚

姻の慣習、宗教と葬儀、芸術と余暇活動、地元の軍事、態度と価値観、エチケット、無礼な態度)、「組織集団」(家族と親族、一門(門中)、集落、社会階級(社会層)、少数民族、団体)といった項目ごとに記述されている。

93 第2部の構成は、「政府」(当地の政権、植民地政策、中央行政組織、郡の行政組織、地方行政組織、公民権、政治派閥と運動)、「法と正義」(地元の法制度、犯罪統計、警察組織、法の施行、民法と刑法、司法組織、裁判の手続き、犯罪行為と罰則、記録)、「公共安全」(防火と消火、緊急事態、防衛組織)、「公共の福祉」(生活水準、貧困と扶養、民間救済、福祉機関、社会保険、環境保全)、「健康」(疾病と栄養失調、地元の医術、政府による医療機関、伝染病の予防、汚水とごみの処理、食物と水に関する規制、薬品・酒類の取り締まり)、「教育と宣伝活動」(家庭におけるしつけ、教育制度、プロパガンダと広報、検閲)、情報伝達(郵便事業、電話・電報・海底電信、ラジオ、映画、新聞と定期刊行物)、「公共事業」(上水道、下水設備、ガス製造所、電灯照明と発電施設、公共建造物・公園及び改良工事)、「交通」(道路交通、鉄道輸送、空輸、海上輸送、貯蔵設備、施行)、といった項目である。

94 沖縄県立図書館史料編集室編、前掲書『民事ハンドブック』、211頁。

95 同上。

96 同上、235頁。

97 第3部には「食料生産」(農業、狩猟と畜産、漁業、食料供給)、「産業」(手工業、織物と衣料産業、住宅・建設、鉱・林産物、食産業、様々な産業、商業及び生産業)、「労働」(労働力の供給と雇用、労働法及び労働条件、給与および奨励、専門、労働組織)、「財産と取引」(土地所有権、動産と不動産、相続、国内通商、外国貿易)、「金融」(通貨、外国為替、銀行・信用貸付・保険、投資、株・商品取引、公的財政)といった項目が並んでいる。

98 沖縄県立図書館史料編集室編、前掲書『民事ハンドブック』、3頁。

99 金城正篤・高良倉吉『「沖縄学」の父 伊波普猷』清水書院、1984年、9頁。

100 『民事ハンドブック』の「参考文献」に挙げられている伊波普猷の著作は、『古琉球』「琉球列島の神話」「琉球風俗史考・女人崇拜」「琉球列島のタンゲン(琉球の方言語い集)」「琉球の方言」「琉球史の趨勢」であり、言語、民俗、宗教、歴史等、伊波の沖縄学の成果が取り上げられている。他方、伊波と親交があった柳田國男や折口信夫らの著作は見あたらない。

101 宮城悦二郎「解題」前掲書『民事ハンドブック』、(3)頁。

102 伊波普猷は、1911年(明治44年)に発表した『琉球人種論』の末尾を、沖縄人を日本人と同族とみなすことによって、明治政府による「琉球処分」を肯定する以下の言葉で結んでいた。

「自分は明治初年の国民的統一の結果半死の琉球王国は滅亡したが琉球種族は蘇生して端なくも2千年の昔手を別った同胞と邂逅して同一の政治の下に幸福なる生活を送るようになったとの一言でこの稿を結ぼう。」伊波普猷『琉球人種論』榕樹書林、1997年、40頁。

103 沖縄県立図書館史料編集室編、前掲書『民事ハンドブック』、75頁。

104 同上。

105 同上。

106 同上、149頁。

107 同上、150頁。

108 同上、211-212頁、235頁。

109 同上、213頁。

110 大田昌秀『沖縄戦下の米日心理作戦』岩波書店、2004年、185-186頁。

111 鹿野、前掲書、3-36頁

112 陸軍が編纂した『琉球列島における軍政』には『民事ハンドブック』が沖縄軍政要員(とくに海軍の)に与えた影響について言及があるのに対して、『琉球列島の沖縄人』に関する言及

はない。

113 『琉球列島の沖縄人』も『民事ハンドブック』同様に、沖縄県教育委員会の「新沖縄県史編集事業」資料編の第2巻として、英語から日本語に翻訳し、1996年3月に刊行されている。これまた『民事ハンドブック』同様に、宮城悦二郎琉球大学教授(当時)が解題を執筆している。沖縄県立図書館史料編集室編、『沖縄県史 資料編2 琉球列島の沖縄人・他 沖縄戦2(和訳編)』沖縄県教育委員会、1996年。

114 大田、前掲『沖縄戦下の米日心理作戦』、180頁。

115 崎原は那覇市出身で、2001年没。ハワイ大学で沖縄史を専攻した。沖縄県教育委員会による『琉球列島の沖縄人』の和訳は、崎原が所有していた原本を、琉球大学の保坂廣志教授が複写して行なわれたもの。崎原自身も『部落解放史・ふくおか』第55号(1989年)に論考「琉球列島の沖縄人・日本の少数民族」を発表している。没後、琉球大学付属図書館に崎原が収集した古文書含む蔵書2400冊が寄贈された。

116 沖縄県立図書館史料編集室編、前掲書『琉球列島の沖縄人』、28頁。

117 同上。

118 同上、96頁。

119 同上、97頁。

120 同上、95頁。

121 同上、108-109頁。

122 同上、113頁。

123 同上、5頁。

124 崎山貢「1945年当時のアメリカ人の沖縄人観」『沖縄文化研究』12号(1986年3月)137頁。

125 同上、130頁。

126 Joseph Kreiner, *Ryukyu in World History*(Bonn, Bier'sche Verlagsanstalt, 2001), pp27-28.

127 小熊英二『<日本人>の境界 沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社、1998年、739頁。

128 マードックが初期軍政において沖縄民主化に果たした役割とその挫折については、鹿野の先行研究を参照。鹿野、前掲書、69-74頁。

129 『琉球列島の軍政』では、1945年7月3日軍政副長官に就任したチャールズ・マレー海兵大佐のもと、作戦支部のエドワード・ウッドヤード大尉が担当して占領地域における政治行政機構の復興計画が検討を開始したが、8月末に再編・改選されて政治部が発足し、マードックが部長に就任したと記述されている。この記述にしたがえば、政治部の発足は沖縄諮詢会の後となる。なお政治部に関して、9月29日以降は民事部に名称を変更している。フィッシュ、前掲書、91頁。

130 鹿野、前掲書、70頁。

131 沖縄県沖縄史料編集所編、『沖縄県史料 戦後1 沖縄諮詢会記録』、沖縄県教育委員会、1986年、5-6頁。鹿野、前掲書、70頁。

132 沖縄県沖縄史料編集所編、前掲書『沖縄諮詢会記録』、19頁。

133 仲宗根源和『沖縄から琉球へ =米軍政混乱期の政治事件史=』月刊沖縄社、1973年、104頁。

134 カルドウェルは後にバンダービルド大学教授、アーカンソー大学学長を勤めた。鹿野はカルドウェルが残した草稿“Military Government Planning”, Xth Army, Aug.1944-eb.1945が沖縄軍政計画はどのように始まったかを記述した最も早い記録として紹介している。鹿野、前掲書、28頁。

135 フィッシュ、前掲書、92頁。

136 同上。

137 ワトキンスは戦前に日本、中国で教師をしたことがあり、海軍軍政将校として養成された

後、沖縄軍政に携わり、その後、スタンフォード大学教授として政治学を教えた。ワトキンスが回顧した初期の沖縄軍政をめぐる証言、文書は、『ワトキンス・ペーパー』と呼ばれスタンフォード大学のフーバー・インスティテュートに寄贈、保管されている。

138 宮城悦二郎の「ワトキンス・ペーパー」解説によれば、海軍軍政当局内部でマードック、フォード、ホワイティングらの『民事ハンドブック』を執筆したグループと、ワトキンス、カルドウェル、ハンナ、ローレンスらのグループが競って沖縄の政治的復興計画を立てるが、手順や方法をめぐって対立し、マードックの計画が軍政副長官の不興をかって拒否されマードックが帰国することによって、カルドウェルの計画が採用された。

宮城悦二郎「ワトキンス・ペーパーの背景とその資料的価値」ワトキンス文書刊行会編『PAPERS OF JAMES T.WATKINS IV 沖縄戦後初期占領資料 解題・総目次』緑林堂書店、1994年、8頁。

139 宮城悦二郎、前掲書『占領者の眼』、72頁。

140 大田、前掲書『高等弁務官』、105-106頁。

141 同上。

142 鹿野、前掲書、69頁。

143 同上、77頁。

144 Roberto J. Gonzales, *Anthropologists in the Public Space: speaking out on war, peace, and American power* (Austin, the University of Texas Press, 2004).

米国同時多発テロ事件以降の内外情勢において、文化人類学者がいかなる社会的責任を担っていくという点について、メディアや学会で様々な議論が交わされたが、同書はフランツ・ボアズ以来の文化人類学者の主張を集めた論考である。

145 軍事・諜報と文化人類学の関わりを論じたデイビッド・H・プライスは、「米国文化人類学が20世紀に米国が戦った戦争において、いかなる関与を果たしてきたのかに関する学術分析と記録が驚くほど欠落している」と指摘している。プライスは、マードックのクロス・カルチャー調査、『民事ハンドブック』編集などを論じた数少ない研究者であるが、マードックが沖縄軍政において果たした役割に関する論及はない。

David H. Price, *Anthropological Intelligence* (Durham and London, Duke University Press, 2008), p. xii.

146 John W.M. Whiting, "George Peter Murdock, (1897-1985)," in *American Anthropologist*. 88(3): 682-686(1986) : http://en.wikipedia.org/wiki/George_Murdock.

147 内藤莞爾「解説」マードック、前掲書、422-431頁。

148 Price, *op. cit.*, p91.

149 マードック、前掲書、2-3頁。

150 マードック、前掲書、423頁。

151 フィッシュ、前掲書、17頁。

152 竹沢尚一郎はボアズを「『文化相対主義』の主導者の一人とみなすことには抵抗がある」と述べている。なぜなら、今日「文化相対主義」に対して、文化を閉鎖的な体系とみなし、文化間の共通性よりも差異性を強調することによって文化間の摩擦を増長しているという批判があるが、ボアズは民族間の接触と相互影響によって絶えざる変化を続けていることを重視していたから、と竹沢は解説している。竹沢尚一郎『人類学的思考の歴史』世界思想社、2007年、243頁。

153 同上、217頁。

154 マードック、前掲書、9頁。

155 同上、8-15頁。

156 同上、9頁。

157 同上、10頁。

158 竹沢、前掲書、232頁。

-
- 159 同上、232-233 頁。
- 160 同上、233 頁。
- 161 同上、228 頁。
- 162 同上、231-234 頁。
- 163 Price, *op. cit.*, p92.
- 164 *Id. at* 93.
- 165 エドワード・W・サイード『オリエンタリズム 上』板垣雄三・杉田英明監修、今沢紀子訳、平凡社、1993年、20頁。
- 166 エドワード・W・サイード『オリエンタリズム 下』板垣雄三・杉田英明監修、今沢紀子訳、平凡社、1993年、23頁。
- 167 沖縄県立図書館史料編集室編、前掲書『民事ハンドブック』、75頁。
- 168 同上、108頁。
- 169 同上、109頁。
- 170 同上、110頁。
- 171 Christina Klein, *Cold War Orientalism: Asia in the Middlebrow Imagination, 1945-1961*(Berkeley, University of California Press, 2003), pp19-pp60.
- 172 *Id. at* 12.
- 173 クラインは、アジア・太平洋地域の知識に欠ける一般米国民に向け「教育」として、1940年代後半から1950年代にかけて映画、ミュージカル、娯楽雑誌等が果たした役割の大きさを論じているが、そうした「国民教育」のために創作されたミュージカルの一つとして、沖縄を題材にしたミュージカルとして *The Teahouse of the August Moon* を挙げている。*Id. at* 2.
- 174 土屋由香は、戦時中に米軍が編集した『民事ハンドブック』の「日本」編がオリエンタリズムの眼差しを反映させたものであったことを指摘している。
土屋由香『親米日本の構築 - アメリカの対日情報・教育政策と日本占領』明石書店、2009、112-122頁。
- 175 Nicholas J. Cull, *The Cold War and the United States Information Agency: American Propaganda and Public Diplomacy, 1945-1989*(New York, Cambridge University Press, 2008).
- 176 ブリティッシュ・カウンシルが設立された1934年に、日本においても初めての本格的国際文化交流実施機関として国際文化振興会が設立されている。国際文化振興会は国際交流基金の設立に伴って解散し、国際交流基金はその資産を継承しているので、国際文化振興会は国際交流基金の前身団体というべき組織である。「日本の国際文化交流は欧米と較べてたち遅れている」という言説が存在するが、近代的な国際文化交流の出発点において、日本は欧米諸国より「遅れていた」わけではない。
- 177 Cull, *op.cit.*, p12. 牧田、前掲論文、91頁。
- 178 大田昌秀の研究によれば1941年時点で心理戦争を担当する機関が米国政府内に九つもあったという。大田、前掲『沖縄戦下の米日心理作戦』、39頁。
- 179 貴志俊彦・土屋由香「文化冷戦期における米国の広報宣伝活動とアジアへの影響」『文化冷戦の時代 アメリカとアジア』国際書院、2009年、11-12頁。
- 180 松田武『戦後日本におけるアメリカのソフト・パワー 半永久的依存の起源』岩波書店、2008年、6頁。
- 181 Cull, *op.cit.*, p28.
- 182 Brian Angus McKenzie, *Remaking France: Americanization, Public Diplomacy, and the Marshall Plan*(New York, Berhahn Books, 2005), p3.
- 183 *Ibid.*
- 184 *Id. at* 7.
- 185 Cull, *op.cit.*, p55.
- 186 Harry S. Truman, “Address on Foreign Policy at a Luncheon of the American Society of

Newspaper Editors”(20 April, 1950), 20 August 2011

<<http://trumanlibrary.org/publicpapers/index.php?pid=715&st=campaign+of+truth&st1=>>

さらに Hans N. Tuch, *Communicating with the World: U.S. Public Diplomacy*

Overseas(New York, St. Martin’s Press, 1990), p15 及び Cull, *op. cit.*, p.55 を参照。

187 「トロイの木馬」にちなんで通称「トロイ・プロジェクト」と呼ばれた。Cull, *op. cit.*, p.60.

188 宮城悦二郎は 1948 年 7 月に琉球軍司令部 (ライカム) が独立して東京の極東軍司令部に置かれたことと「米国が沖縄を『日本』から分離して長期的に保有する方針を固めたのが同じく 48 年であったことを考えれば、米国の対沖縄政策の明確な変化が見えてくる」と主張し、1948 年を米軍による沖縄支配の分水嶺の年と認めている。宮城悦二郎、前掲書『沖縄占領の 27 年間』、19 頁。

宮城が 1948 年に米国が沖縄の長期的保有の方針を固めたと論じるのは、豊下櫛彦が 1947 年に天皇が米軍に長期的沖縄占領を求めたことが日米安保体制の確立に与えた影響を分析した一連の研究とも符合するものといえよう。豊下櫛彦『安保条約の成立 — 吉田外交と天皇外交』岩波書店、1996 年。豊下『昭和天皇・マッカーサー会見』岩波書店、2008 年。

本研究も、以下の宮城認識に加えて、1948 年 5 月琉球銀行の設立、同年 7 月 B 型軍票に法定通貨を統一するなど経済政策においても 1948 年頃から本格的な支配を確立させていったことから、同年を境目の年として扱うこととする。

189 同上、17 頁。

190 エルドリッジ、前掲書、49 頁。

191 フィッシュ、前掲書、20 頁。

192 同上、221 頁。

193 大田、前掲書『高等弁務官』、81—82 頁。

194 フィッシュ、前掲書、20 頁。

195 同上、66 頁。

196 大田、前掲書『高等弁務官』、82 頁。

197 同上。

198 フィッシュ、前掲書、91 頁。

199 我部、前掲書、65 頁。

200 同上、62 頁、69 頁。

201 同上、70 頁。フィッシュ、前掲書、66 頁。

202 フィッシュ、前掲書、67 頁。

203 我部、前掲書、70 頁。フィッシュ、前掲書、67 頁。

204 フィッシュ、前掲書、67 頁。

205 同上、71 頁。

206 同上。

207 宮城悦二郎、前掲書『沖縄占領の 27 年間』、22 頁。タールはジャーナリスト出身で、1949 年 1 月、米軍放送部長職から米国軍政府情報教育部の情報課長に就任し、川平朝申と共にラジオ放送局、琉球放送局 (AKAR) の立ち上げを行った。軍上層部の意を受けて、川平に「放送語は琉球語にする」ことを告げた、と川平が証言を残している。川平朝申『終戦後の沖縄文化行政史』月刊沖縄社、1997 年、238—242 頁。

208 フィッシュ、前掲書、223 頁。

209 同上、233 頁。

210 同上、231—232 頁。

211 後に琉球大学教授、沖縄県知事となる大田昌秀も外語学校出身であり、これら外語学校は戦後沖縄の指導者を輩出している。

212 フィッシュ、前掲書、87 頁。

213 平良研一「米軍の対沖縄住民文化政策」宮城悦二郎編『復帰 20 周年記念 シンポジウム沖

縄占領～未来へ向けて』ひるぎ社、330頁、333頁。

214 フィッシュ、前掲書、223頁。

215 宮城悦二郎、前掲書『沖縄占領の27年間』、33頁。鹿野、前掲書、64頁

216 宮城悦二郎、前掲書『為政者たちの証言』、32-33頁。

217 金城英浩「私の戦後史」沖縄タイムス社編『私の戦後史 第6集』沖縄タイムス社、1982年、160頁。

218 仲宗根、前掲書、149頁。

219 『沖縄県立博物館・美術館 ホームページ』2011年3月26日

<<http://www.museums.pref.okinawa.jp/museum/history/higashionna/index.htm>>.

220 島袋光裕『石扇回想録・沖縄芸能物語』沖縄タイムス社、1982年、194-195頁。

221 宮城能造「私の戦後史」前掲書『私の戦後史 第6集』、124頁。

222 同上、123頁。

223 逆に戦後、冷戦期の欧州において、米国のパブリック・ディプロマシーは、「米国文化は低俗な大衆文化で、高尚文化を生みださなかった」という批判的なソ連のパブリック・ディプロマシーに苦しめられる。欧州における米ソの文化冷戦については、以下の論文を参照した。

Jessica C. E. Gienow-Hecht, "Culture and the Cold War in Europe," in Melvyn P. Leffler & Odd Arne Westad ed., *The Cambridge History of the Cold War, Volume I Origins*(Cambridge, Cambridge University Press, 2010), pp398-401.

224 鹿野、前掲書、95頁

225 1945年から1951年にかけての日米関係における沖縄問題を扱った論考はそれほど多くなく、以下の4冊は研究史的に重要である。

宮里政玄『アメリカの対外政策決定過程』三一書房、1981年。河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交：日米関係史の文脈』東京大学出版会、1994年。我部政明『日米関係のなかの沖縄』三一書房、1996年。ロバート・D・エルドリッジ、『沖縄問題の起源』名古屋大学出版会、2003年。

NSC13/3(5)の作成過程については、宮里政玄、河野康子、ロバート・エルドリッジなどの詳しい先行研究がある。NSC13/3(5)の全文は以下の通りである。

合衆国は沖縄における基地と施設及び北緯 29 度以南の琉球列島……において統合参謀本部が必要と認める他の施設を長期的に保持することを意図している。この意図にしたがって沖縄およびその近辺における軍事基地を開発すべきである。右記の諸島の統治に責任を有する合衆国機関は、現地住民の経済的・社会的福祉のため、そして将来、現実的に可能な限り原住民の経済の赤字を最低限に低めるため、長期的計画をただちに策定し実施すべきである。適切な時期に、北緯 29 度以南の琉球列島……に対する合衆国の長期的な戦略的コントロールを取得するのに最も実現可能性の高い方法で国際的承認を得るべきである。

合衆国は、北緯 29 度以南の琉球住民が占領費用に対する貢献に附随して現在担っている負担を、政治的、経済的安全の確立に必要な程度にまで軽減することが、いまや合衆国の国家的利益であることを決めた。この問題について公的声明を行うことは合衆国の利益とはならず、また、現時点でこの意図について国際的な承認をえることは適当ではないと考えられるが、北緯 29 度以南の琉球に対する合衆国の国家政策は、そこに駐留する合衆国の軍隊と他の機関が本日より 60 日以後、前期の経済的・社会的福祉計画を実施、この地域の原住民

の経済的における赤字を最低限に抑えるため、必要かつ現実的な範囲で自らの費用を負担すること、そして、これらの諸島はもはや他のいかなる地域にも財政的に依存したり、あるいは義務を負うべきではないものとするを要する。

宮里政玄、前掲『アメリカの対外政策決定過程』、211-212 頁。訳は宮里によるもの。

226 同上、229-231 頁

227 宮里松正『米国支配 27 年間の回想：重要歴史年表 1945-1972』沖縄タイムス社、11-15 頁。

228 『琉球新報 ウェブサイト沖縄コンパクト事典』2011 年 3 月 28 日

<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-42877-storytopic-121.html>

229 鹿野、前掲、106 頁。

230 川平朝申『終戦後の沖縄文化行政史』月刊沖縄社、1997 年、227 頁。

231 瀬長亀次郎『瀬長亀次郎回想録』新日本出版社、1991 年、73 頁。

232 宮城悦二郎、前掲書『占領者の眼』、94-97 頁。

233 瀬長、前掲書、70 頁。

234 2007 年 8 月に沖縄県立公文書館は、米国国立公文書館から収集した極東軍・連合軍司令部並びに国連軍記録群 琉球民政局文書を公開した。その中には米軍、軍政府が作成した様々な報告書、研究書が含まれており、当該者グラフもその 1 つである。

沖縄県立公文書館 資料コード 0000010512。

A Monograph on the Okinawan Education System (526th Counter Intelligence Corps Detachment, Ryukyus Command, 15 May 1948)

同公文書館の以下のウェブサイトにも公開されている。

<http://www.archives.pref.okinawa.jp/collection/images/Monograph%20on%20the%20Okinawa%20Educational%20System.pdf>

235 前掲資料 (0000010512)、p3.

236 沖縄文教学校は 1946 年 1 月に沖縄県具志川村（現うるま市）に開設された、沖縄では戦後初の教員養成学校であり、島袋はその初代校長であった。後に島袋は琉球大学 5 代目学長となるが、戦後沖縄において民主的な教育を普及した指導者として知られている。

「日本共産党であった 3 名を含む政治勢力に参加する」とは、1947 年 7 月に結成された沖縄人民党を指すものと推測しうる。

237 前掲資料 (0000010512)、p5.

238 同上、p6.

239 同上、pp6-7.

240 宮里政玄は、沖縄統治について、日米関係の阻害要因とならないためにも、さらに米国内からの非難を避けるためにも「沖縄住民の黙認 (reasonable acquiescence)」を、米軍は必要としていたことを指摘している。宮里政玄「戦後沖縄と日本」三谷太一郎他編『岩波講座近代日本と植民地 8 アジアの冷戦と脱植民地化』岩波書店、1993 年、227 頁。

241 安里源秀「私の戦後史」沖縄タイムス編『私の戦後史 第 1 集』沖縄タイムス社、1980 年、11-38 頁。

242 同上、14 頁。

243 同上、20 頁。

244 同上、23 頁。

245 仲宗根政善『ひめゆりの塔をめぐる人々の手記』角川書店、1980 年、1 頁。

246 仲宗根政善「米軍占領下の教育裏面史：”ひめゆり部隊 “引率教師の個人史に則して (下)” 『新沖縄文学』44 号 (1980 年 3 月) 166 頁。